

中井町
第三期子ども・子育て支援事業計画
～笑顔で羽ばたく子どもたち～
＜令和7年度～令和11年度＞

【素案】



里都まち♥なかい

令和7年1月



中井町

は じ め に

調整中

(最終案にて掲載予定)

目 次

I	計画策定にあたって	1
第1章	計画策定の背景と趣旨.....	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の位置付け	6
第3節	計画の期間	7
第4節	計画の対象	7
第5節	計画の策定方法	7
II	子どもたちを取り巻く状況.....	8
第1章	中井町の現況	8
第1節	町の概況	8
第2節	人口の動向	9
第3節	就業の状況	16
第4節	未婚率と女性の就業率.....	18
第5節	出生率の推移	19
第6節	児童数の状況	20
第7節	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の状況.....	21
第8節	アンケート調査結果の概要.....	23
第2章	第二期計画の評価	40
第1節	基本目標別進捗・達成状況.....	40
III	計画の基本的な考え方	42
第1章	理念と目標	42
第1節	基本理念	42
第2節	基本目標	43
第3節	施策の体系	44
第2章	教育・保育の提供区域の設定.....	45
第3章	量の見込み推計の考え方.....	45
第4章	推計児童人口	46
第5章	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	47
第6章	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	50
第7章	総合的な子どもの放課後対策の推進.....	60
第8章	事業の質の確保等に関する事項.....	62
IV	基本施策	64
第1章	地域における子育ての支援.....	64
第1節	地域における子育て支援サービスの充実.....	64
第2節	保育サービスの充実.....	67
第3節	子育て支援のネットワークづくり.....	69
第4節	児童の健全育成	70
第5節	経済的な支援の仕組みづくり.....	73

第2章 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進.....	75
第1節 子どもや母親の健康の確保.....	75
第2節 食育の推進	80
第3節 思春期保健対策の充実.....	82
第4節 小児医療の充実	82
第5節 不妊に関する相談支援.....	83
第3章 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	84
第1節 次代の親の育成	84
第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	85
第3節 家庭や地域の教育力の向上.....	92
第4節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	95
第4章 子育てを支援する生活環境の整備.....	96
第1節 良好な居住環境の確保.....	96
第2節 豊かなまちづくりの推進等.....	96
第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	100
第1節 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等	100
第2節 仕事と子育ての両立の推進.....	101
第6章 子どもの安全・安心の確保.....	102
第1節 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	102
第2節 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	103
第7章 特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実.....	105
第1節 児童虐待防止対策の充実.....	105
第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	106
第3節 障がい児施策の充実.....	108
第4節 外国につながる子どもへの支援.....	111
V 計画の推進	112
第1章 計画の推進体制	112
第1節 計画の推進体制の確立.....	112
第2節 住民への周知と意見聴取.....	112
第3節 家庭、地域、保育・教育機関等との連携.....	112
第2章 計画の点検・評価・公表.....	113
第1節 計画の点検・評価.....	113
第2節 計画の公表	113
VI 資料編	114
資料1 中井町子ども・子育て会議条例.....	114
資料2 中井町子ども・子育て会議委員名簿.....	114
資料3 策定までの経過	114

I 計画策定にあたって

第1章 計画策定の背景と趣旨

第1節 計画策定の背景

国の少子化対策は、平成2年に合計特殊出生率（一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明したところから始まりました。平成15年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が制定され、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定が義務付けられました。しかしながら、少子化は依然として進行し、子ども・子育て支援が不足していたことから、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法において、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保並びにそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が義務付けられました。

本町では、「中井町次世代育成支援地域行動計画」による取り組みの成果を引き継ぎ、新たな計画として、平成27年4月からを第1期とする「中井町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠、出産期から学童期に至るまでの子育て世帯に対して、切れ目のない支援を展開しました。令和2年3月には、「中井町第二期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、「笑顔で羽ばたく子どもたち」を基本理念として、子育て家庭が孤立することなく、希望を持ち子育てができるようにするための施策・事業を推進してきました。

この間、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に「こども基本法」が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足しています。そして、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

そのほか、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、こども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

【参考】国の法改正等の動向

参考1 こども基本法（令和4年法律第77号）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

〈6つの基本理念〉

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

参考2 こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

〈6つの基本的な方針〉

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

参考3 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	○市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 ○この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ○市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置付け	① 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	○要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ○訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等
	② 児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）	○養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ○児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	○要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ○親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	① 子育て短期支援事業	○保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可能とする。 ○専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可能とする）を進める。
	② 一時預かり事業	○子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

出典：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等

参考4 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の概要

すべてのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していくための総合的な対策を推進していくこととされており、「加速化プラン」は今後3年間の集中的な取り組みのことです。

すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に向けた、具体的な施策の概要は次のとおりです。

具体的な施策	概要
（１）妊娠期からの切れ目のない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～	○妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取り組みと課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。 ○産後ケア事業について、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とするすべての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取り組みを進める。
（２）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～	○2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児の職員配置について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。 ○2025年度以降、1歳児の職員配置について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
（３）すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～	○月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。 ○2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付とする。
（４）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～	○受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）の目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む。 ○放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを行う。
（５）多様な支援ニーズへの対応 ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～	○こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援をさらに強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。 ○改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。 ○障がい児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

出典：内閣官房「こども未来戦略」（令和5年12月22日）

参考5 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策（こども誰でも通園制度の創設、産後ケア事業の提供体制の整備）について、その概要は次のとおりです。

◆こども誰でも通園制度の概要

	概要
対象となるこども	● 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象 ● 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象 ● 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	● 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	● 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない ● 実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ● 対象となるこどもの通園においては、一人あたり「月10時間」を上限として実施する ● 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

出典：こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

▼産後ケア事業の概要

	概要	
根拠法等	● 母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた。	
目的	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	
対象者	● 産後ケアを必要とする者	
内容	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）	
実施方法等	（1）宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	（2）デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	（3）アウトリーチ型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

出典：こども家庭庁「産後ケア事業について」

第2節 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置付けられます。

また、こどもの貧困解消対策推進法第 10 条に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含するものです。市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定するとともに、中井町の独自施策を盛り込んだ計画として策定します。

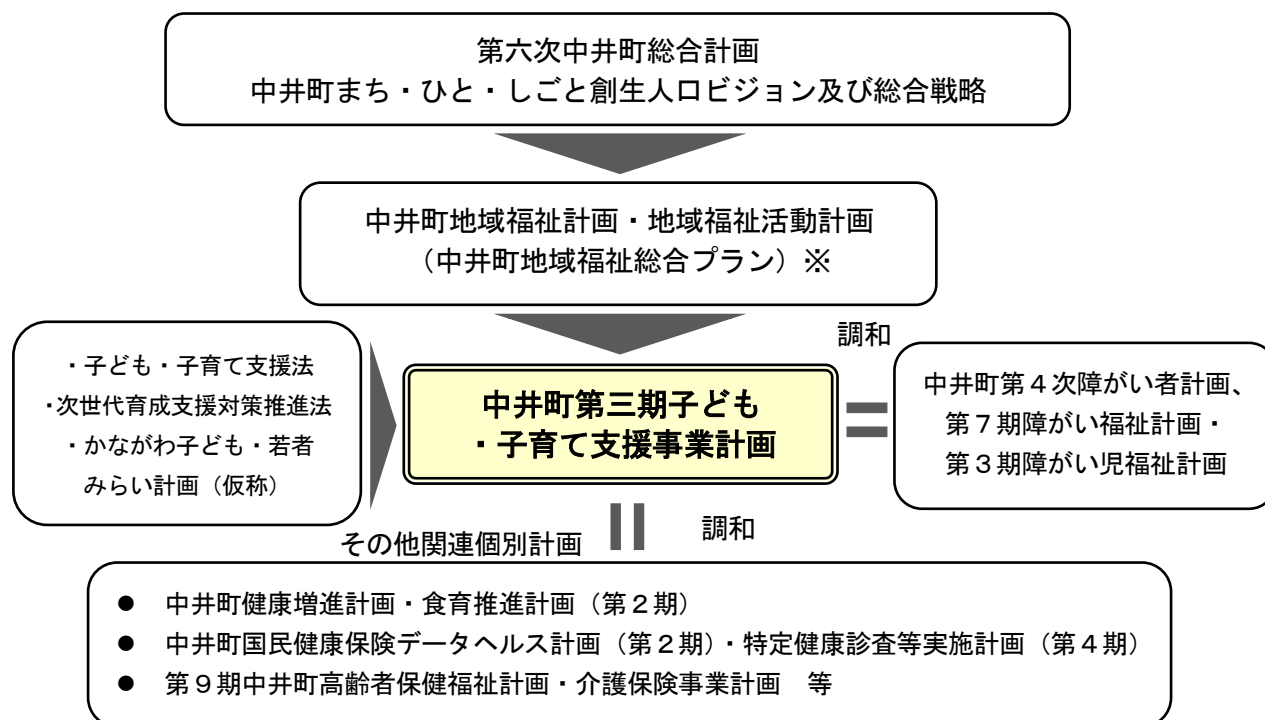
なお、本計画の策定にあたっては、国や県の子育て支援に関する各種計画のほか、町の最上位計画である「第六次中井町総合計画（平成 28 年度～令和 7 年度）」をはじめ、「中井町第 4 次障がい者計画、第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」等の各種分野別計画との整合性を確保し、調和・連携を図りながら推進するものです。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

《上位・関連計画との関係》



※中井町地域福祉総合プラン…中井町で策定する地域福祉計画と、中井町社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」とを一体的に策定しています。

第3節 計画の期間

この計画の計画期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、社会・経済情勢の変化や本町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第二期計画					第三期計画				
		中間 見直し		改定			中間 見直し		改定

第4節 計画の対象

この計画では、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。

また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

第5節 計画の策定方法

1. アンケート調査の実施

この計画の策定に向けて、住民の子育てに関する生活実態や子育てに関する事業のニーズを把握するため、就学前児童（0～5歳児）と小学生（1～6年生）の保護者を対象としたアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。また、本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」の実態を把握するために中学生と高校生世代を対象とした調査も行いました。

さらに、町内で子ども・子育て支援に関わっている関係団体・事業者の意見を把握するためのアンケート調査も実施して、計画策定の基礎資料としています。

2. 計画の策定体制

中井町子ども・子育て会議

本計画の策定に向けて、町内の子育て関係団体をはじめ、保健・福祉・医療関係者、教育関係者などで構成する「中井町子ども・子育て会議」を設置し、計画に対する意見・提言を計画に反映させるため、必要な事項の協議を行いました。

Ⅱ 子どもたちを取り巻く状況

第1章 中井町の現況

第1節 町の概況

本町は、神奈川県西部、足柄上郡の東端に位置し、東京から約 60km、横浜からは約 40km の距離にあります。

明治 41 年に、中村と井ノ口村が合併して中井村となり、昭和 33 年、中井村誕生 50 年を契機に単独で町制を施行し、現在の姿になりました。

起伏に富んだ大磯丘陵の一角にあって、北に丹沢山塊、西には箱根連山や富士山を仰ぎみることができます。また、南側に望む相模湾の影響を直接受けるため、冬暖かく、夏涼しい気候となっています。

町域は東西約 5.9km、南北約 6.0km、面積 19.99 km^2 のほぼ四角い形をしており、北は秦野市、東は平塚市、南は小田原市及び中郡二宮町、西は足柄上郡大井町に接しています。

本町には鉄道がなく、最寄り駅の JR 東海道線二宮駅や小田急線秦野駅へは路線バスが運行されています。

一方、広域道路網としては、町の北部を東名高速道路が通り、秦野市境に秦野中井インターチェンジが開設されていることから、東京都心までは約 1 時間の距離にあります。また、秦野中井インターチェンジに接続し、町を南北に縦断する主要地方道秦野二宮線（バイパス）は、国道 1 号線と国道 246 号線を結んでおり道路交通の利便性は比較的高く、整備が進められている厚木秦野道路を含め各広域道路を結ぶ道路交通の要衝として、まちづくりに活用していくことが期待されています。



第2節 人口の動向

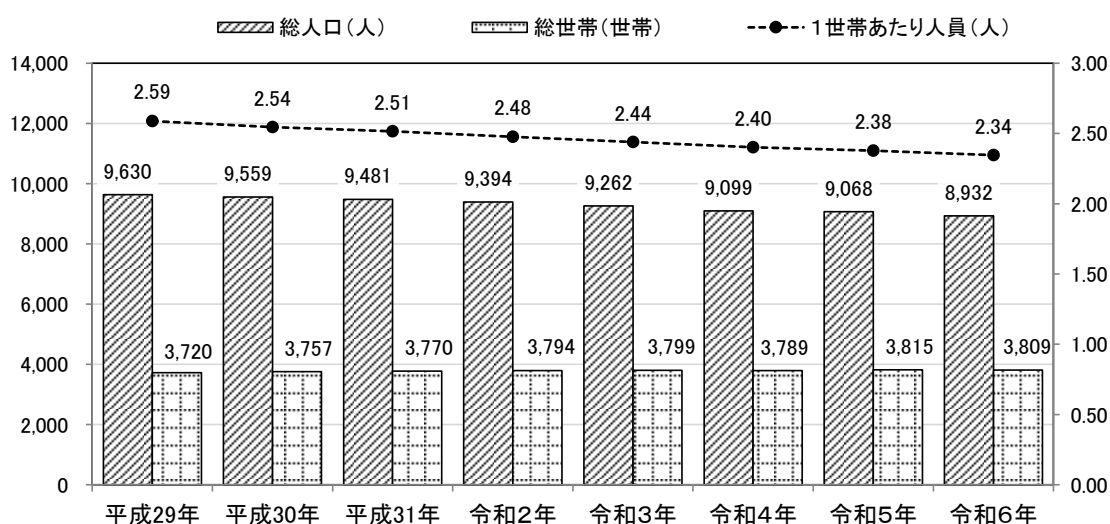
1. 人口と世帯の状況

本町の人口は、減少が続いており、令和6年の総人口は8,932人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあり、令和6年は3,809世帯まで増加しています。一世帯あたりの人員は、3.0人を下回る状態が続いており、令和6年は2.34人まで減少しています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が進行しています。老年人口は令和6年現在3,234人で、前年比で減少しているものの、総人口に占める割合（高齢化率）は36.2%と、緩やかな上昇が続いています。

年少人口は、令和6年現在745人で、割合は令和3年以降10%を下回っており、8.3%にまで低下しています。また、0～5歳未満、5～10歳未満、10～15歳未満のいずれの年齢層においても減少傾向で推移しています。

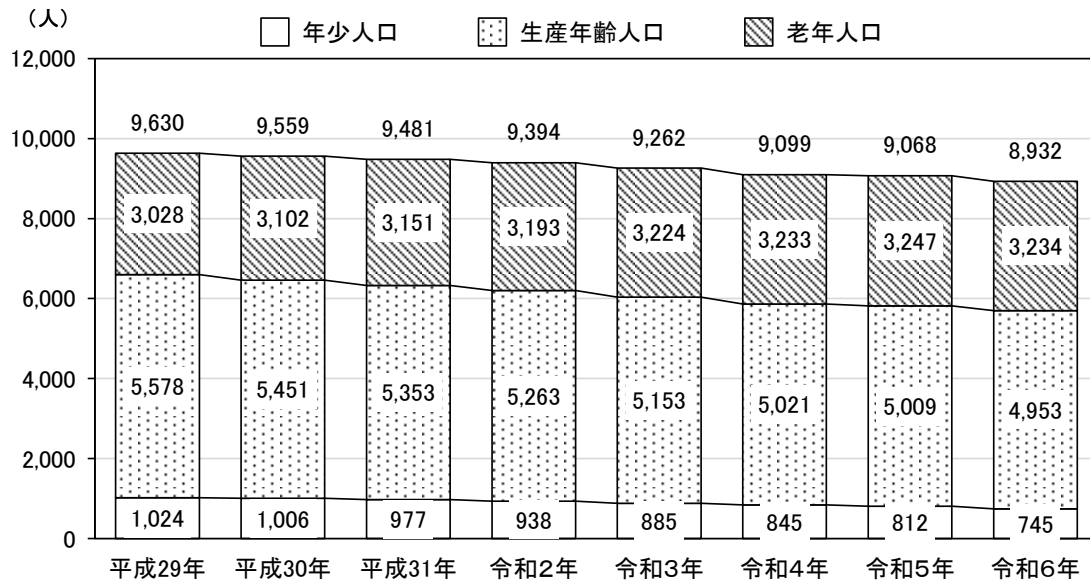
《総人口と総世帯数の推移》



※各年1月1日現在。外国人住民を含む。

出典：出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

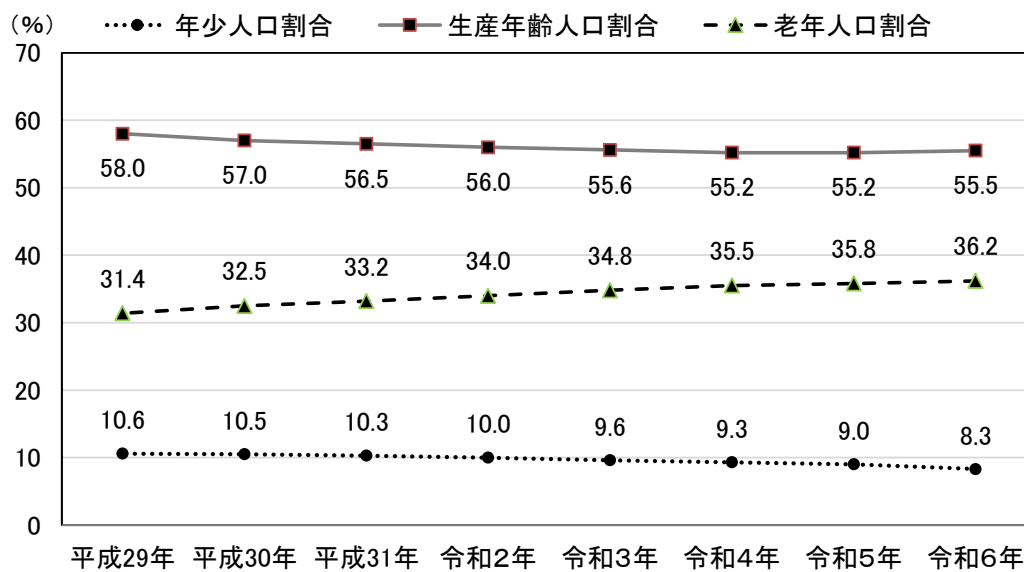
《年齢3区分人口の推移》



※各年1月1日現在。外国人住民を含む。

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

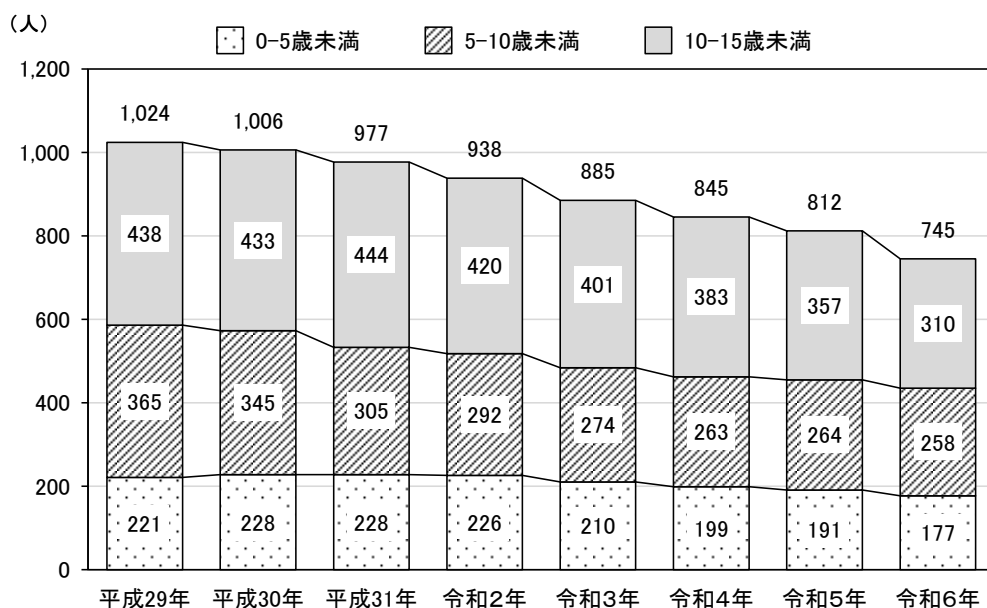
《年齢3区分人口割合の推移》



※各年1月1日現在。外国人住民を含む。

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

《年少人口の推移》



※各年1月1日現在。外国人住民を含む。

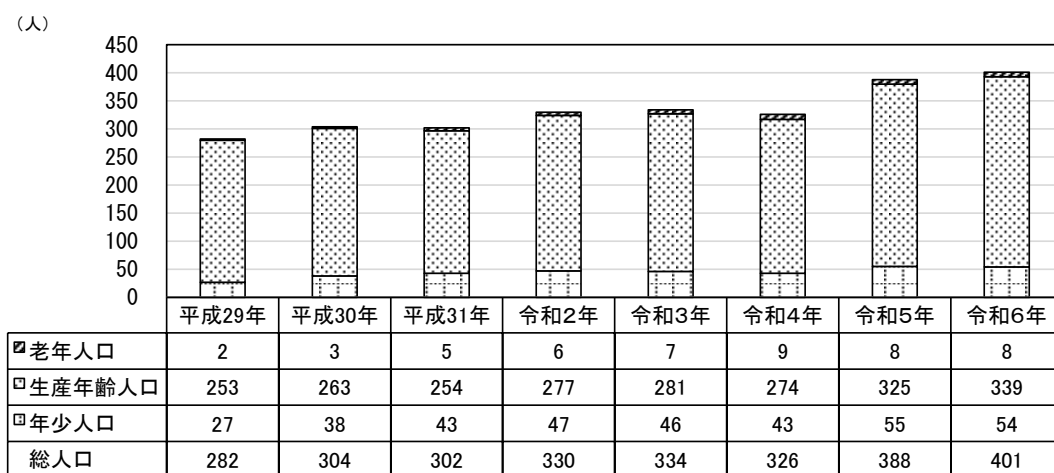
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

2. 外国人人口の動向

本町の外国人住民の人口は、令和6年現在 401 人となっており、令和4年に前年比で減少した以降は、増加傾向で推移しています。

年齢3区分別外国人人口は、いずれの年齢区分も増加傾向で推移しており、令和6年の年少人口は 54 人となっています。

《年齢3区分人口（外国人住民）の推移》



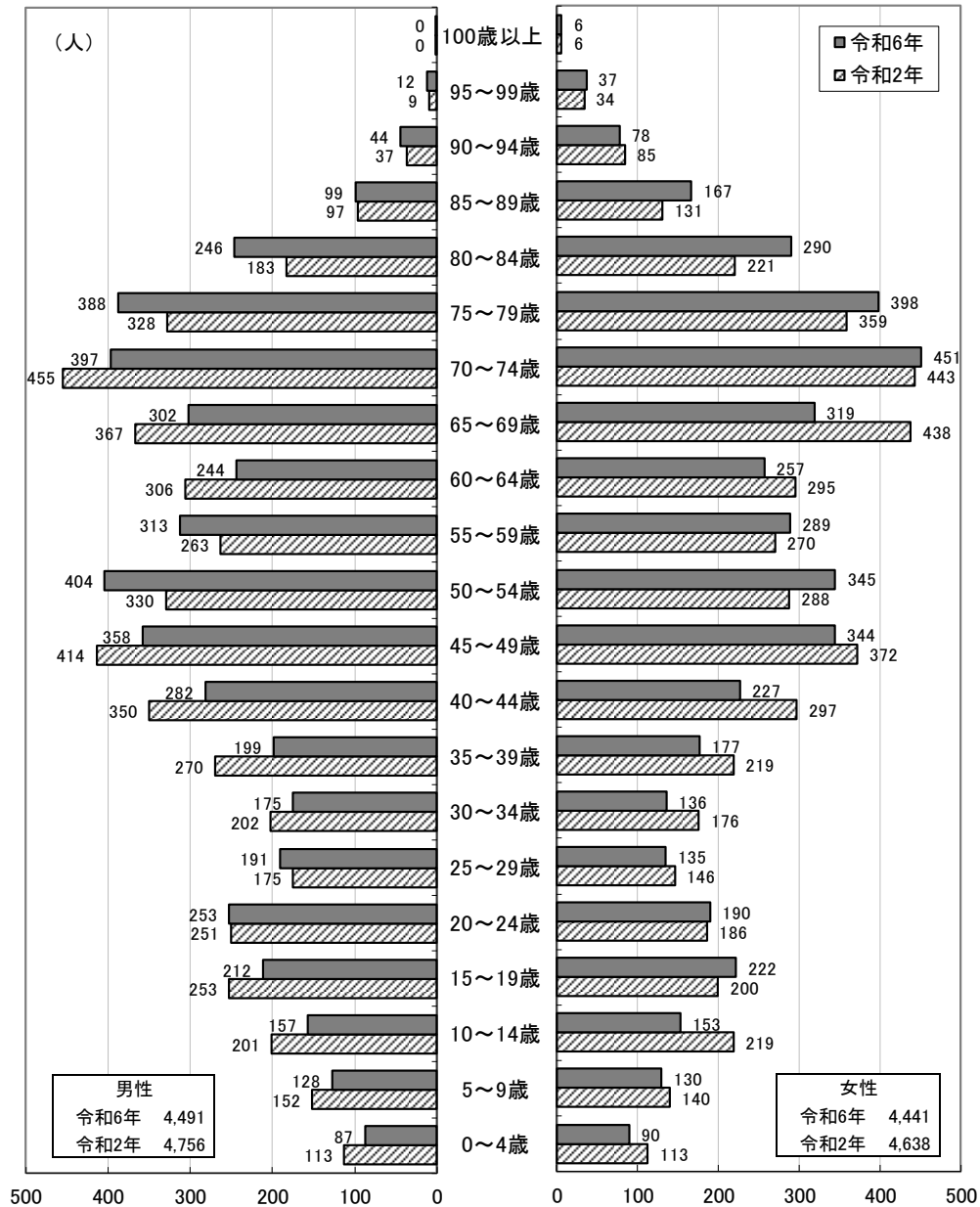
※各年ともに1月1日現在の住民票に記載されている外国人住民の数（住民基本台帳人口）

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

3. 性別・年齢別人口構成

性別・年齢別の5歳階級別の人口構成について、令和2年から令和6年の変化をみると、75歳以上の後期高齢者の人口が男女ともに増加するとともに、18歳未満の児童人口が減少しています。

≪本町の性別・年齢別人口構成（令和2年と令和6年の比較）≫



※各年ともに1月1日現在。総数は年齢不詳を含む。外国人住民を含む。

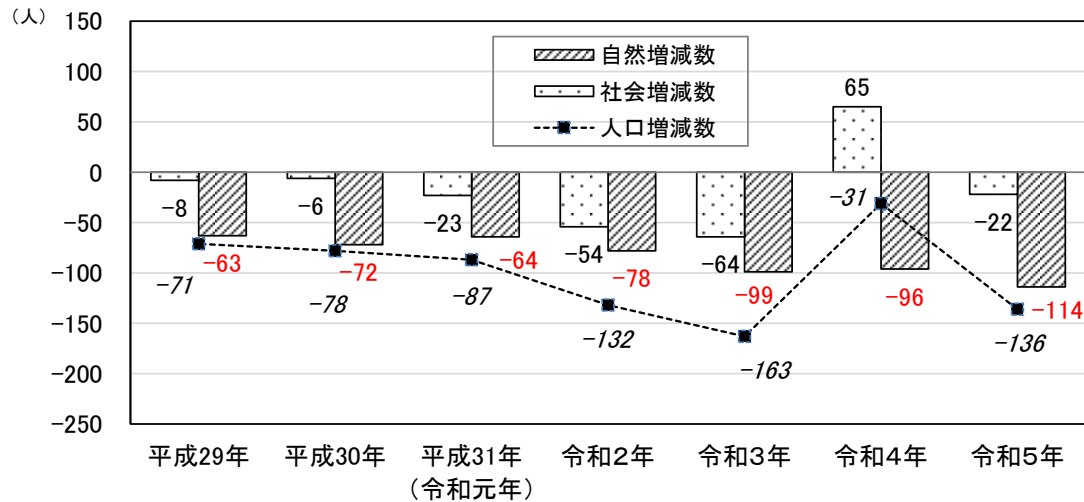
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

4. 人口動態

人口動態では、自然動態（出生・死亡）は減少で推移しており、社会動態（転入・転出）も令和4年を除いて減少傾向が続き、総人口が減少する結果となっています。

平成30年～令和5年の人口増減率は、神奈川県と全国を下回る水準で推移しています。

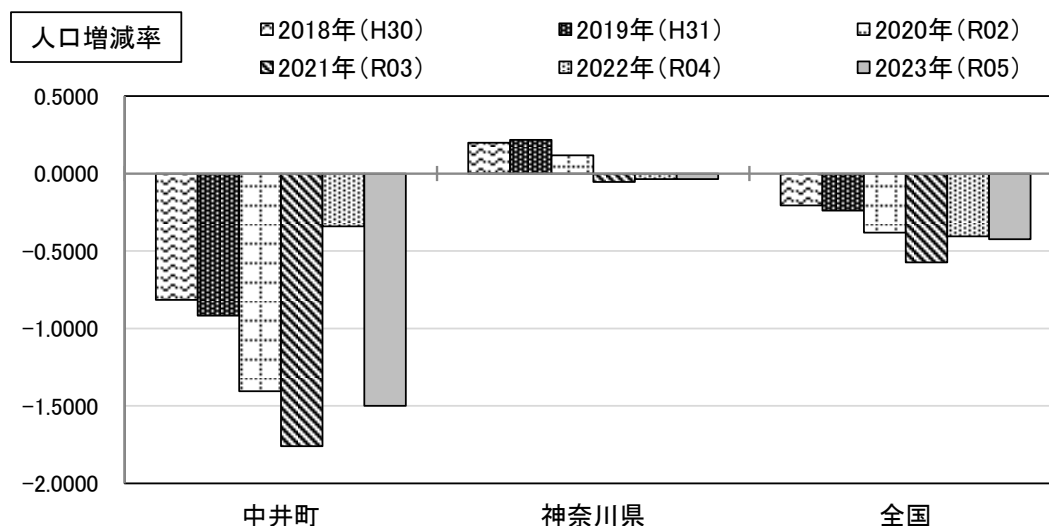
《本町の人口動態》



※総人口は各年1月1日現在、人口動態は各年1月1日から12月31日の間。外国人住民を含む。

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

《人口増減率の神奈川県・全国との比較》



※各年ともに1月1日から12月31日までの間の人口動態。外国人住民を含む。

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

5. 家族類型等の推移

本町の総世帯のうち、施設等の世帯を除いた「一般世帯」の家族類型では、単独世帯が一貫して増加しており、令和2年は777世帯となっています。核家族世帯も令和2年に前回比減少となっているものの、増加・横ばいで推移しています。また、ひとり親と未婚の子どものみの世帯が一般世帯の9.2%を占めています。

18歳未満の子どものいる世帯は減少傾向が続いており、家族類型では「両親と子ども」が最も多くなっています。「両親と子ども」の割合は、令和2年では、18歳未満の子どものいる世帯の68.2%、6歳未満の子どものいる世帯の76.6%と、いずれも増加しています。

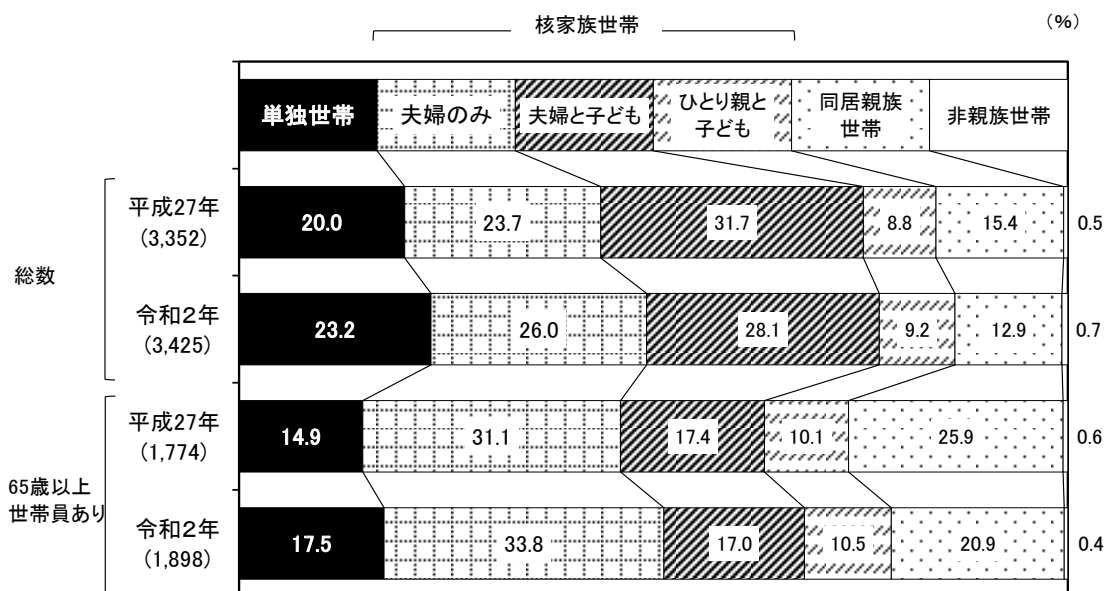
《一般世帯の家族類型の推移》

(単位:世帯)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
単独世帯	532	583	626	670	777
核家族世帯	1,786	1,924	2,099	2,149	2,121
夫婦のみの世帯	447	569	705	793	873
夫婦と未婚の子のみの世帯	1,161	1,137	1,108	1,062	941
ひとり親と未婚の子のみの世帯	178	218	286	294	307
三世帯世帯	567	542	445	370	287
その他の世帯	182	143	163	163	240
一般世帯総数	3,067	3,192	3,333	3,352	3,425

出典：総務省「国勢調査」

《一般世帯の家族類型（平成27年と令和2年の比較）》

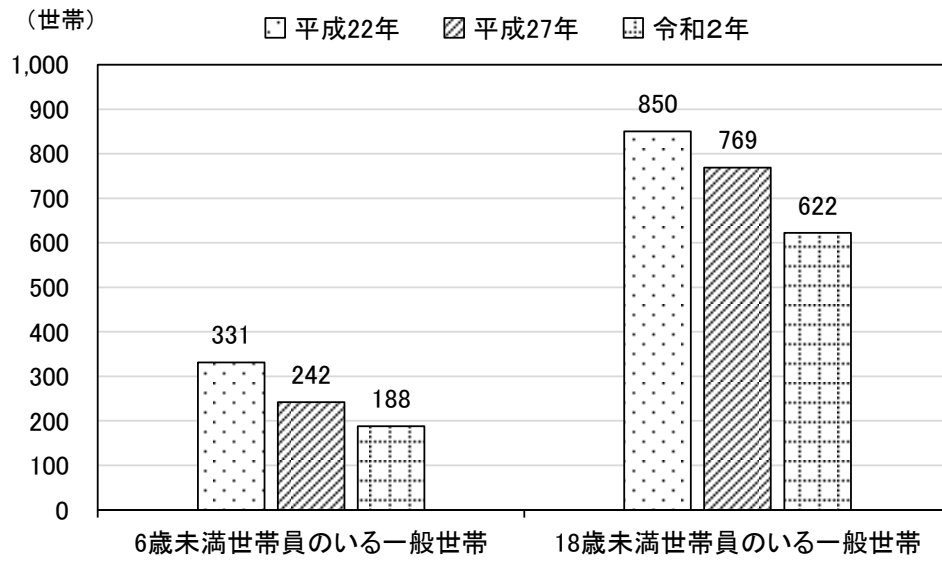


※()は世帯総数(家族類型「不詳」を含む)。

※割合は「不詳」を除いて算出。

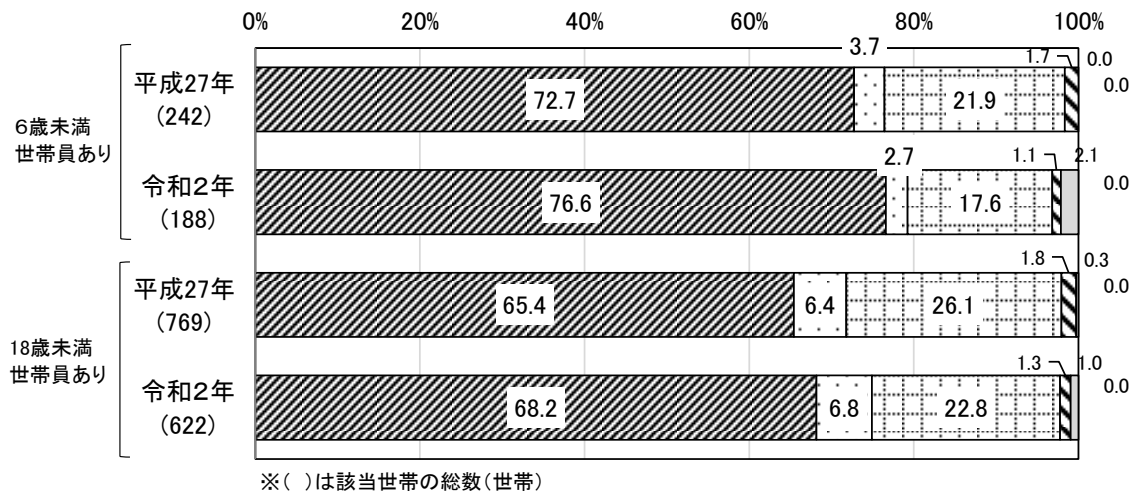
出典：総務省「国勢調査」

＜＜18 歳未満の子どものいる世帯数の推移＞＞



資料：総務省「国勢調査」

＜＜6 歳未満・18 歳未満の子どものいる世帯の家族類型（平成 27 年と令和 2 年の比較）＞＞



- ▨ 両親と子ども
- ▤ ひとり親と子ども
- ▦ 両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯
- ▧ 兄弟のみ・他に分類されない世帯
- ▩ 非親族世帯・単独世帯
- その他

※一般世帯総数に対する割合は、家族類型「不詳」を除いて算出。
出典：総務省「国勢調査」

第3節 就業の状況

就業人口総数は、減少が続いています。

産業3区分別にみると、「第1次産業」と「第2次産業」は減少傾向で、「第3次産業」は平成17年以降、減少・横ばいで推移しています。

産業3区分就業人口の割合は、「第3次産業」が就業者全体の約6割超と最も高く、次いで第2次産業、第1次産業の順となっています。男女いずれでも第3次産業が最も高く、特に女性では令和2年現在、就業者全体の73.1%を占めています。

男女別の雇用者の内訳（従業上の地位）では、男性は「正規の職員・従業員」が7割超と最も高くなっています。女性については、「パート・アルバイト・その他」が5割超で最も高くなっていますが、「正規の職員・従業員」の割合も増加しています。

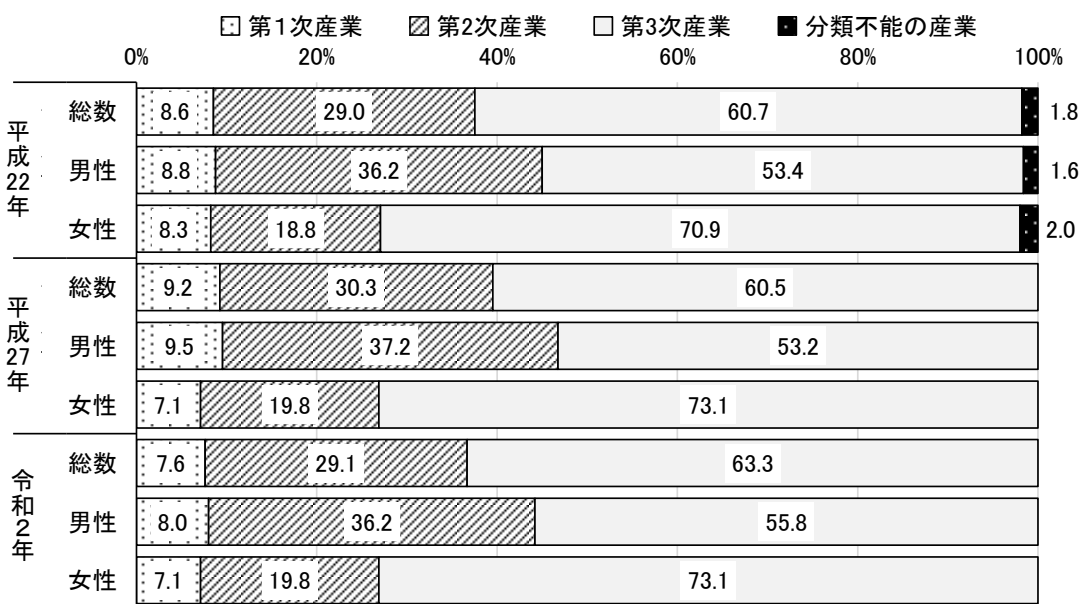
《産業別就業人口の推移》

(単位：人)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業人口総数	5,728	5,560	5,049	4,852	4,539
第1次産業	584	592	432	439	346
農業・林業	584	592	432	439	346
漁業	0	0	0	0	0
第2次産業	1,923	1,662	1,464	1,413	1,319
鉱業	30	16	8	5	5
建設業	415	387	380	398	375
製造業	1,478	1,259	1,076	1,010	939
第3次産業	3,203	3,241	3,063	2,867	2,874
卸売・小売業	944	924	906	582	609
金融・保険業	88	87	91	64	58
不動産業	58	64	72	77	63
運輸・通信業	416	517	506	463	447
電気・ガス・熱供給・水道業	48	30	20	22	16
サービス業	1,411	1,390	1,273	1,504	1,534
公務	238	229	195	155	147
分類不能の産業	18	65	90	133	0

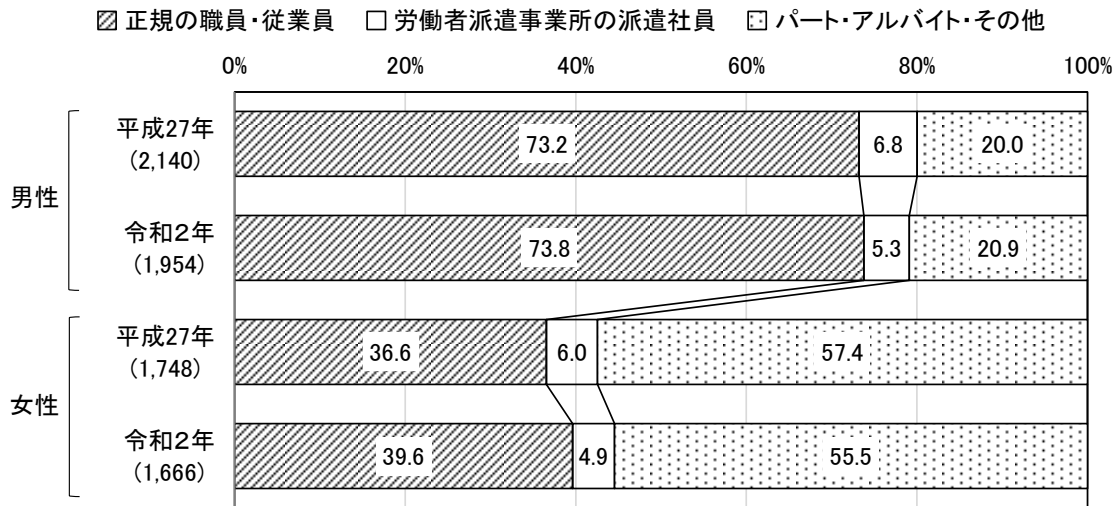
出典：総務省「国勢調査」

≪男女別産業3部門就業人口の割合≫



資料：総務省「国勢調査」

≪男女別雇用者の内訳（従業上の地位）≫



※()は雇用者の総数。

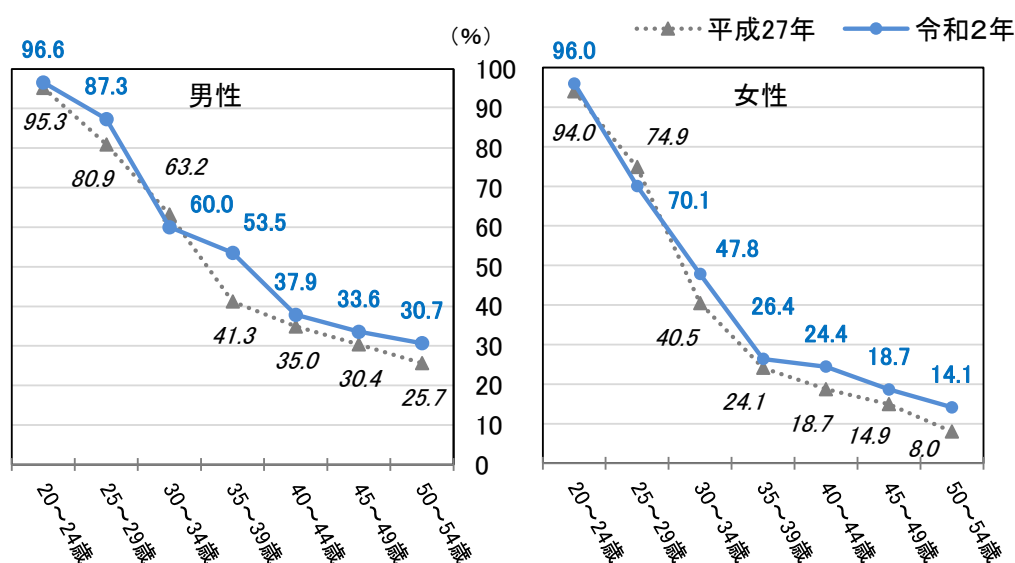
資料：総務省「国勢調査」

第4節 未婚率と女性の就業率

本町の男女別5歳階級別の未婚率について、平成27年と令和2年を比較すると、男性では「30～34歳」、女性では「25～29歳」を除き、全体的に上昇しており、男女ともに晩婚化、未婚化の傾向が進んでいます。

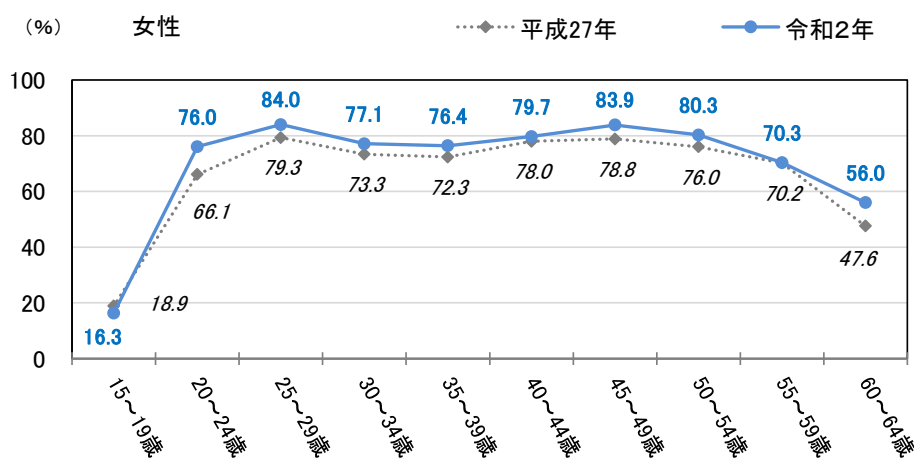
また、女性の5歳階級別就業率については、「15～19歳」を除き、いずれの層でも上昇しています。結婚・出産期にあたる年代に就業率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」はゆるやかなものとなり、年齢層による差が縮小しています。

≪男女5歳階級別未婚率（平成27年と令和2年の比較）≫



※未婚率は5歳階級別人口に占める割合（配偶関係「不詳」を除く）
出典：総務省「国勢調査」

≪女性の5歳階級別就業率の推移（平成27年と令和2年の比較）≫



※就業率は各階級別人口に対する就業者の割合（労働力状態「不詳」を除く）
出典：総務省「国勢調査」

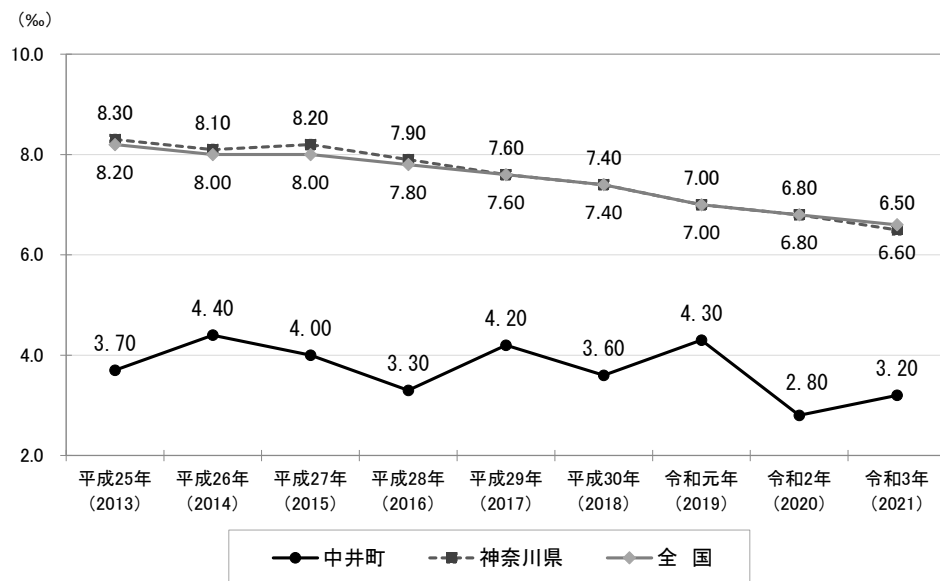
第5節 出生率の推移

本町の出生率（出生数÷総人口×1,000人）は、全国及び神奈川県より低い状態で横ばいに推移しており、令和3年は3.2‰（パーミル：千分率）となっています。

また、合計特殊出生率についても同様に、全国及び神奈川県より低い状態で横ばいに推移しており、令和3年は0.94となっています。

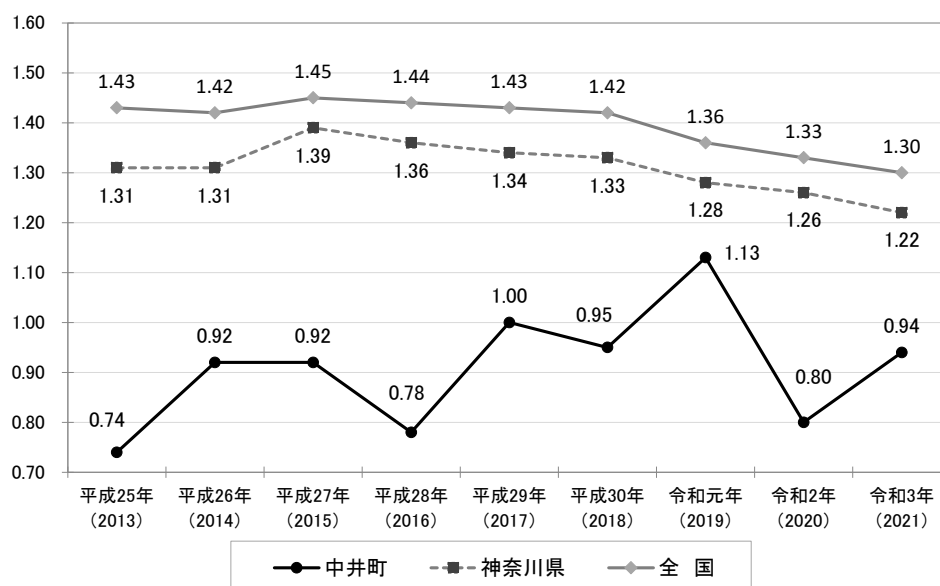
注）合計特殊出生率：出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を推計したもの。

《出生率の推移》



出典：神奈川県衛生統計年報

《合計特殊出生率の推移》



出典：神奈川県衛生統計年報

第6節 児童数の状況

小学生以下（0～11歳児）の児童数の合計は、令和6年現在531人で、就学前児童数は222人、小学生児童数は309人となっています。小学生以下の児童数の合計は年々減少を続けており、令和2年と比較すると134人減少しています。

≪児童数の推移≫

（単位：人）

区 分	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
就学前児童数	270	260	243	234	222
0歳児	34	33	30	34	28
1歳児	44	34	33	30	39
2歳児	44	48	37	32	34
3歳児	43	46	48	36	33
4歳児	50	46	49	51	36
5歳児	55	53	46	51	52
小学生児童数	395	361	348	332	309
6歳児	52	54	54	43	51
7歳児	55	55	54	55	43
8歳児	63	56	57	54	55
9歳児	60	64	57	56	52
10歳児	71	61	65	57	54
11歳児	94	71	61	67	54
小学生以下児童数の合計	665	621	591	566	531

出典：税務町民課（各年4月1日現在）

第7節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の状況

教育・保育施設の利用児童数は、町外施設への通園児を含め、令和6年4月1日現在146人となっています。少子化に伴い、いずれの年齢、施設においても利用は減少・横ばいの傾向で推移しています。なお、保育所等の待機児童は、過去5年はいない状況です。

地域子ども・子育て支援事業は、提供体制を整え、概ね利用ニーズに応える支援を提供することができましたが、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）など実施に至っていない事業もみられます。

＜教育・保育施設等の利用児童数＞

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可保育所	0歳	3	3	1	2	0
	1歳	8	9	4	6	7
	2歳	12	12	12	6	11
	3歳以上	34	38	40	44	33
	小計	57	62	57	58	51
幼保連携型 認定こども園	0歳	1	6	2	6	3
	1歳	14	6	15	8	12
	2歳	14	19	7	15	11
	3歳以上	43	47	53	51	50
	小計	72	78	77	80	76
幼稚園	0歳	0	0	0	0	0
	1歳	0	0	0	0	0
	2歳	0	0	0	0	0
	3歳以上	19	17	20	18	19
	小計	19	17	20	18	19
合計	0歳	4	9	3	8	3
	1歳	22	15	19	14	19
	2歳	26	31	19	21	22
	3歳以上	96	102	113	113	102
	0～2歳（再掲）	52	55	41	43	44
	合計	148	157	154	156	146

出典：福祉課（各年4月1日現在）

≪地域子ども・子育て支援事業の状況≫

事業名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①利用者支援事業	実施か所数（か所）	1	1	1	1
	基本型	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1
②地域子育て支援拠点事業	年間延利用者数（人回）	3,047	3,288	3,891	4,117
③妊婦健康診査事業	妊娠届出数（人）	34	31	32	26
	年間延利用回数（人回）	384	303	371	312
④乳児家庭全戸訪問事業	年間訪問乳児数（人）	33	28	33	23
⑤養育支援訪問事業	年間訪問児童数（人）	0	0	0	0
⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	実施有無	無	無	無	無
⑦子育て短期支援事業	年間延利用者数（人日）	0	0	0	0
⑧ファミリー・サポート・センター事業	年間延利用者数（人日） ※就学児童の利用分のみ	12	13	8	17
⑨一時預かり事業	年間延利用者数（人日）	616	304	662	418
⑩延長保育事業	年間実利用者数（人）	26	42	30	29
⑪病児保育事業	年間延利用者数（人日）	0	0	0	0
	就学前児童	0	0	0	0
	就学児童	0	0	0	0
⑫放課後児童クラブ	年間利用者数（人）	96	92	96	96
	1年生	24	27	27	18
	2年生	21	21	25	25
	3年生	22	18	17	22
	4年生	12	15	14	14
	5年生	9	4	10	8
	6年生	8	7	3	9
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	年間実利用者数（人）	3	2	7	6
	教材費等	0	0	0	0
	副食材料費	3	2	7	6
⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入施設等への巡回支援（か所）	0	0	0	0
	認定こども園特別支援教育・保育経費（人）	0	0	0	0

出典：福祉課

第8節 アンケート調査結果の概要

1. 子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）

本調査は、計画の策定にあたって、住民の子育てニーズや考え方、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みに資することを目的として、実施しました。

■調査概要

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。
(調査期間：令和6年2月22日～3月15日)

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法
①就学前児童アンケート	町内在住の就学前の児童を養育する保護者〔全数調査〕	調査案内を郵送にて配布、回収はインターネット経由
②小学校児童アンケート	町内在住の小学校（1年生から6年生）の児童を養育する保護者〔全数調査〕	

■配布・回収状況

調査の種類	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
①就学前児童アンケート	199 票	138 票	132 票	66.3%
②小学校児童アンケート	248 票	120 票	117 票	47.2%

■報告書の見方について

- ・nは、質問に対する無回答を含む集計対象総数で割合算出の基準です。
- ・設問文の横に質問形態を併記しています。
SA＝単数回答：「1つに○」など選択肢を1つ選ぶ質問形態
MA＝複数回答：「あてはまるものすべてに○」など2つ以上の選択肢を選ぶ質問形態
QA＝数量回答等：日数や時間、回数などの数値・数量を記入してもらう形態

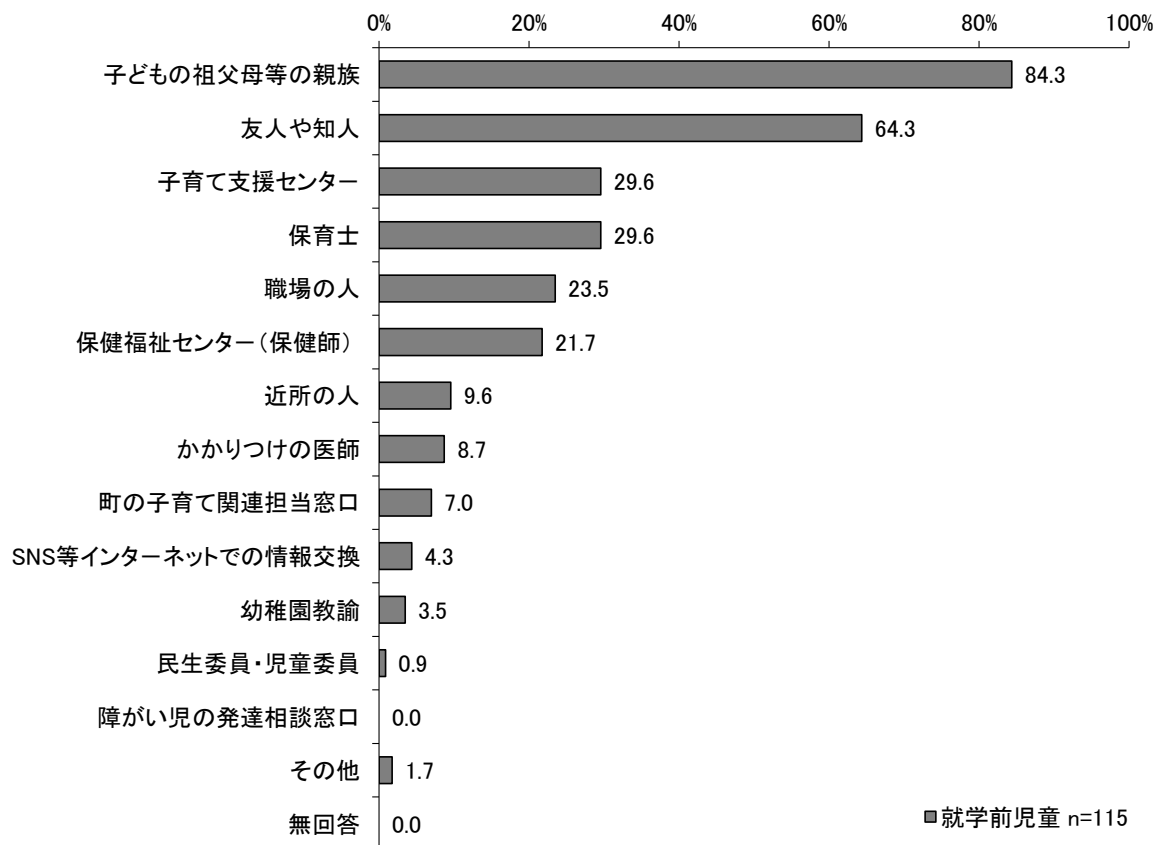
■調査結果全体の概要（ポイント）

※グラフは主に就学前児童の結果を掲載。「前回調査」とは、平成 30 年度に実施した同種調査。

<子育ての環境について>

- 「気軽に相談できる人や場所がある」家庭は、就学前児童、小学校児童ともに全体の 9 割弱となっています。相談先は、就学前児童、小学校児童ともに「祖父母等の親族」（就学前 84.3%、小学校 80.0%）が最も多くなっています。〔就学前問 7・問 7-1、小学校問 7・問 7-1〕

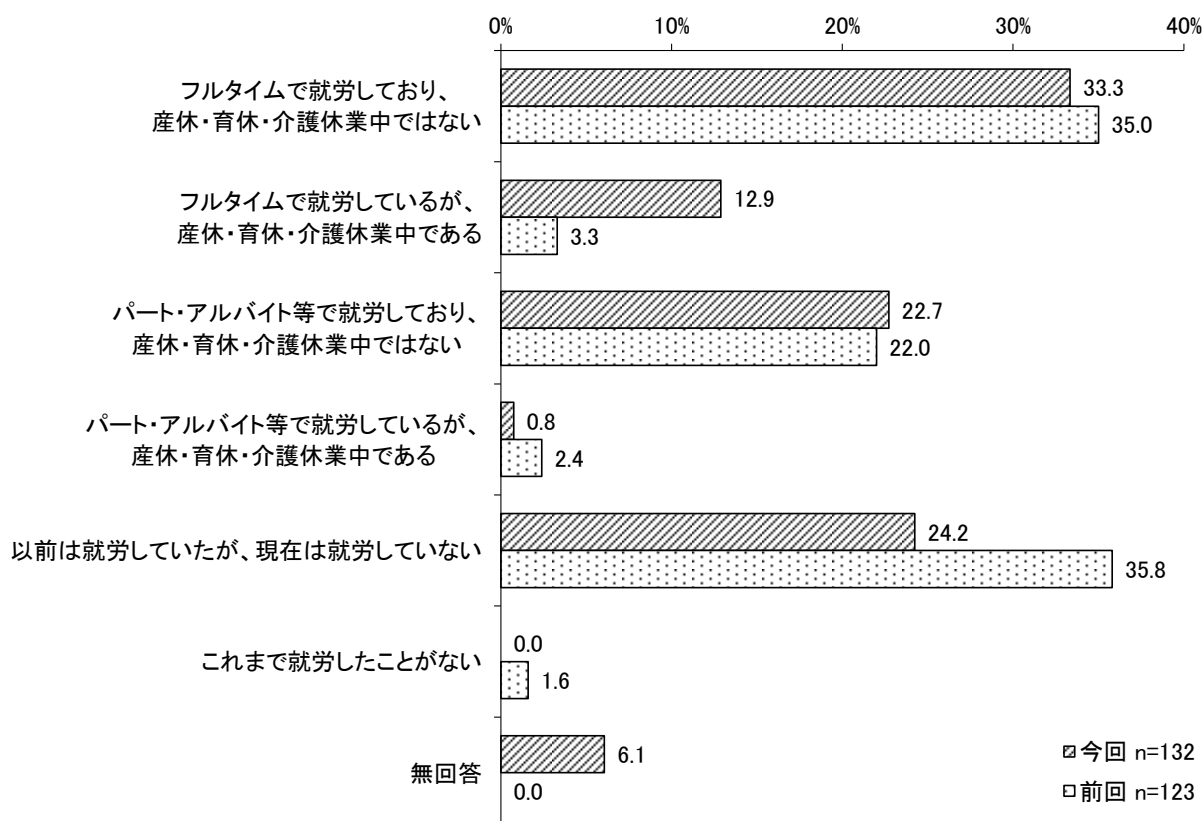
【就学前】 問 7-1	問 7 で「1. ある」に○をつけた方にうかがいます。 気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(MA)
----------------	---



<保護者の就労状況について>

- 母親の就労状況は、就学前では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(33.3%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(24.2%)、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(22.7%)、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(12.9%)と続いています。前回調査と比べると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(今回：12.9%、前回：3.3%)が9.6ポイント増加しています。また、小学校児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(37.6%)、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(35.9%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(17.1%)と続いています。前回調査と比べると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(今回：37.6%、前回：30.9%)が6.7ポイント増加しています。〔就学前問8、小学校問8〕

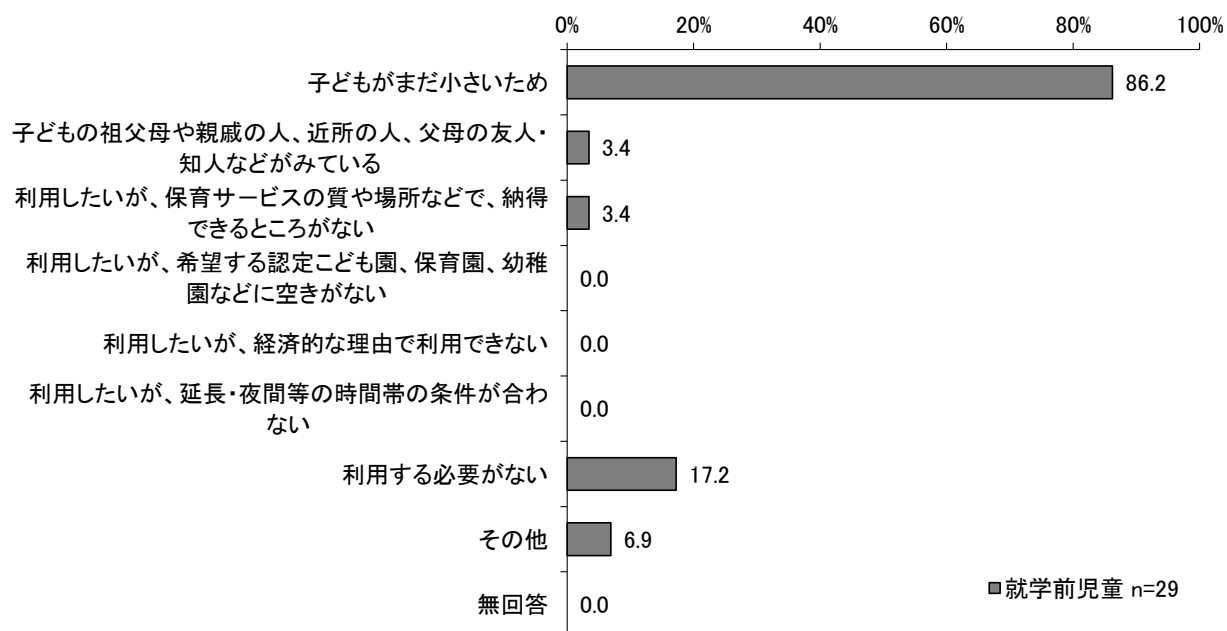
【就学前】問8	お子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。(SA)
---------	---



<平日の認定子ども園、保育園、幼稚園などの利用状況について>

- 就学前の家庭で、保育園、認定こども園、幼稚園などを「定期的」に利用していない場合の理由としては、「子どもがまだ小さいため」が86.2%となっています。〔就学前問11-2〕

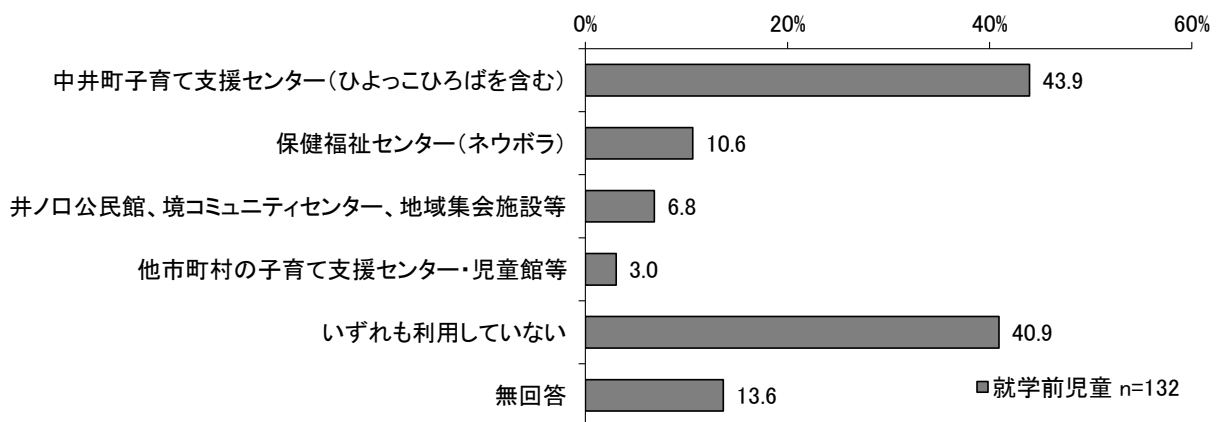
【就学前】 問 11-2	問11で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。 利用していない理由は何ですか。(MA)
-----------------	--



<地域の子育て支援事業の利用状況について>

- 就学前児童の家庭の子育て支援センター等の施設・事業の利用状況に関しては、「中井町子育て支援センター（ひよっこひろばを含む）」の利用が43.9%となっています。「いずれも利用していない」は40.9%で、利用していない理由としては、「特に理由はない」が40.7%と最も多く、次いで「時間がない」（31.5%）と続いています。〔就学前問19・問19－1〕

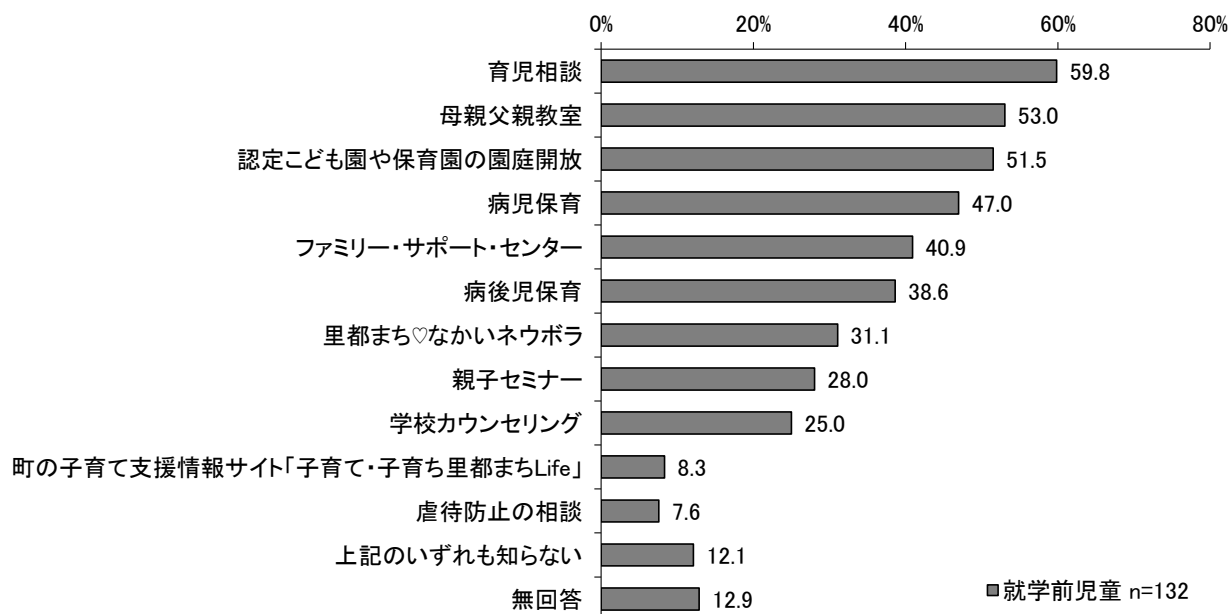
【就学前】 問 19	お子さんやお子さんの保護者の方は、親子で集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする、子育て支援センター等の施設・事業を利用していますか。(MA)(QA)
---------------	---



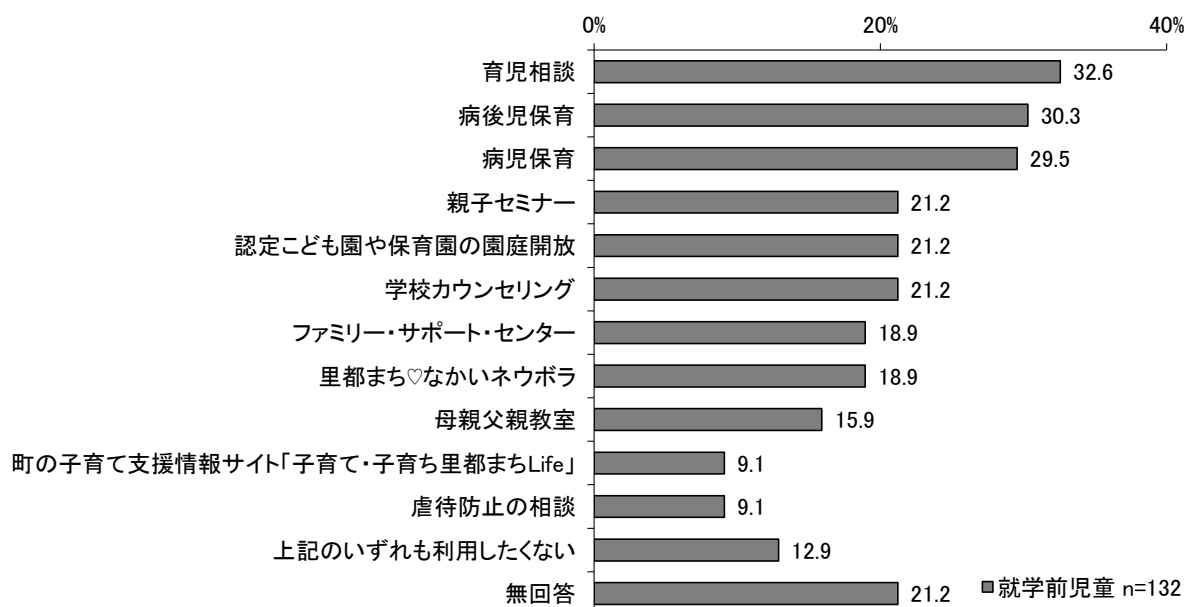
- 就学前児童の家庭が知っている子育て支援事業は、「育児相談」（59.8%）が最も多く、次いで「母親父親教室」（53.0%）、「認定こども園や保育園の園庭開放」（51.5%）、「病児保育」（47.0%）、「ファミリー・サポート・センター」（40.9%）と続いています。利用したことがあるものでは、「育児相談」（34.1%）が最も多く、次いで「母親父親教室」（31.1%）、「里都まち♥なかいネウボラ」（22.7%）、「認定こども園や保育園の園庭開放」（22.0%）、「親子セミナー」（17.4%）と続いています。〔就学前問21①・②〕
- 就学前児童の家庭が「今後は（今後も）利用したい」と思う子育て支援事業は、「育児相談」（32.6%）が最も多く、次いで「病後児保育」（30.3%）、「病児保育」（29.5%）、「親子セミナー」と「認定こども園や保育園の園庭開放」、「学校カウンセリング」（いずれも21.2%）が続いています。〔就学前問21③〕

【就学前】 問 21	下記の事業で知っているもの、利用したことがあるもの、今後は(今後も)利用したいと思うものをお答えください。(MA)
---------------	---

【知っている事業】



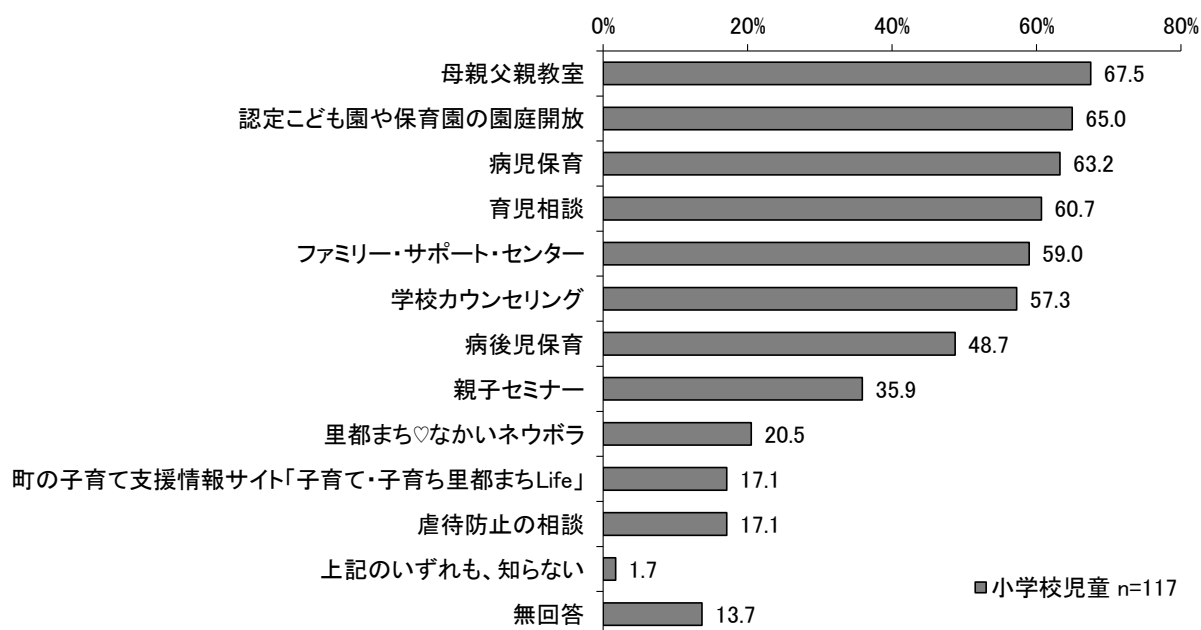
【今後は(も)利用したい事業】



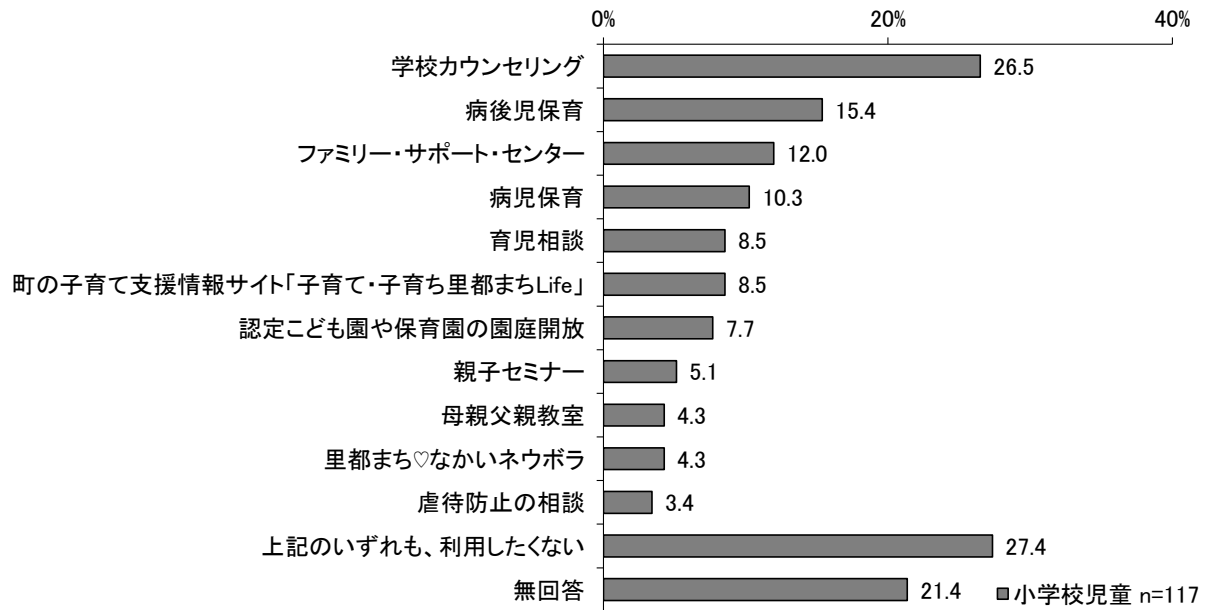
- 小学校児童の家庭が知っている子育て支援事業は、「母親父親教室」(67.5%)が最も多く、次いで「認定こども園や保育園の園庭開放」(65.0%)、「病児保育」(63.2%)、「育児相談」(60.7%)、「ファミリー・サポート・センター」(59.0%)と続いています。利用したことがあるものでは、「母親父親教室」(35.9%)が最も多く、次いで「認定こども園や保育園の園庭開放」(30.8%)、「育児相談」(23.9%)、「親子セミナー」(18.8%)、「学校カウンセリング」(11.1%)と続いています。〔小学校問15①・②〕
- 小学校児童の家庭が「今後は(今後も)利用したい」と思う子育て支援事業は、「学校カウンセリング」(26.5%)が最も多く、次いで「病後児保育」(15.4%)、「ファミリー・サポート・センター」(12.0%)、「病児保育」(10.3%)、「育児相談」(8.5%)と続いています。〔小学校問15③〕

【小学校】 問 15	下記の事業で知っているもの、利用したことがあるもの、今後は(今後も)利用したいと思うものをお答えください。(MA)
---------------	---

【知っている事業】

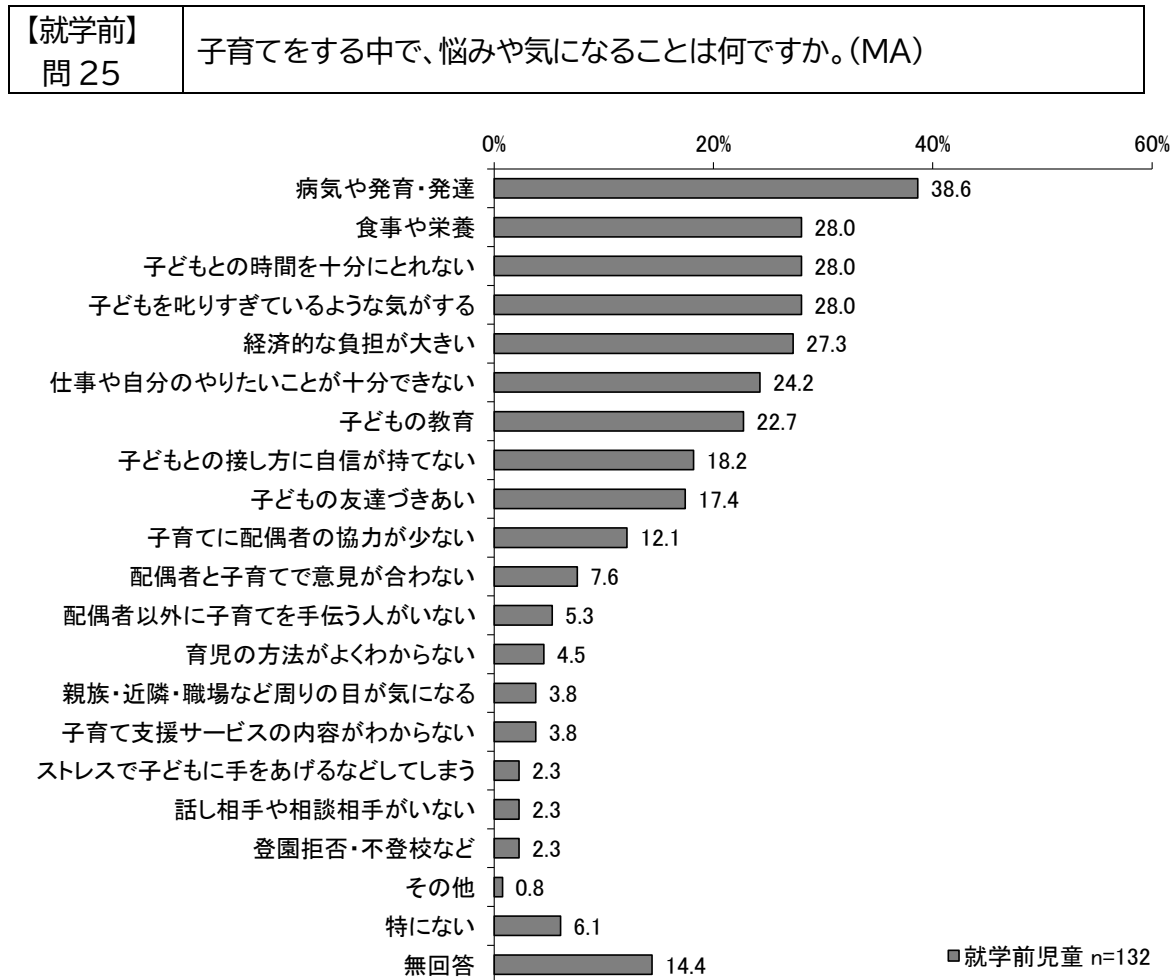


【今後は(も)利用したい事業】



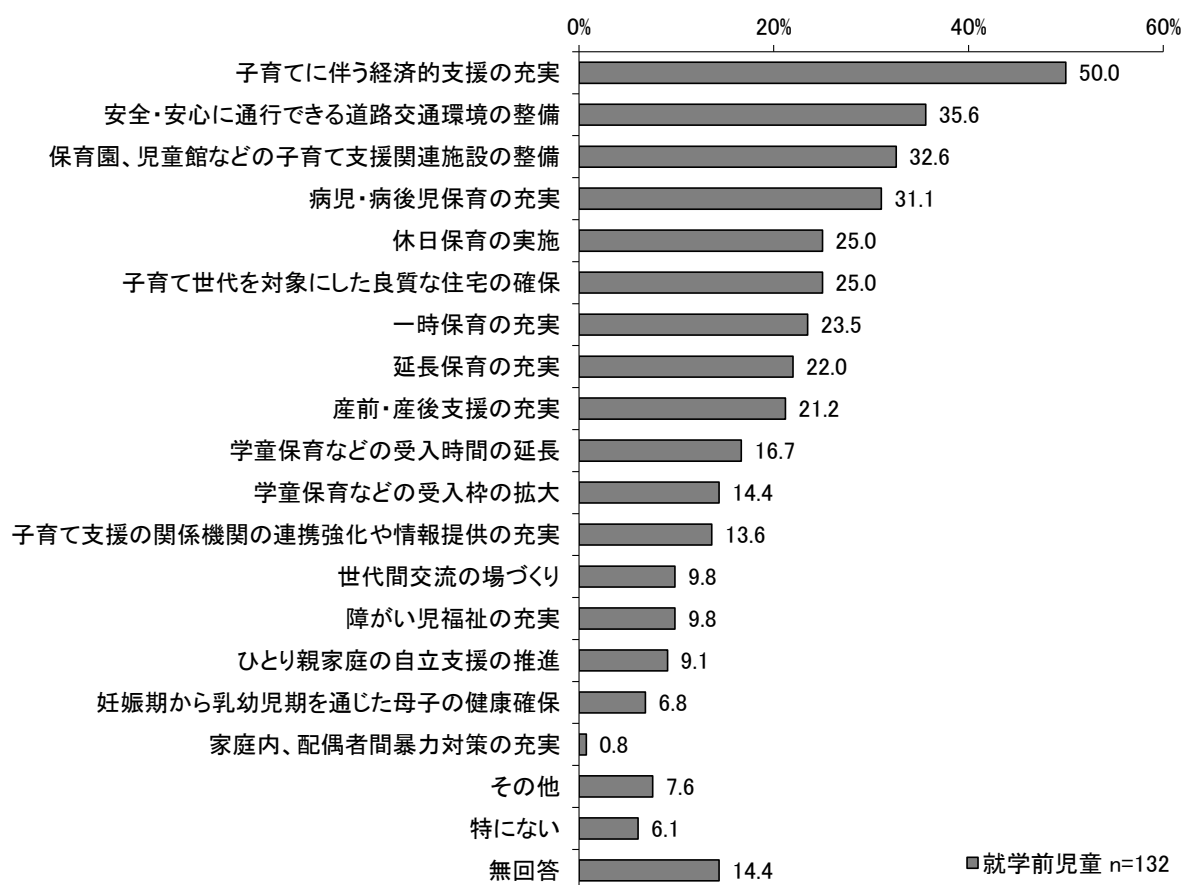
<子育て全般について>

- 子育てをする中で、悩みや気になることは、就学前児童では「病気や発育・発達」(38.6%)が最も多く、小学校児童では「子どもの教育」(39.3%)が最も多くなっています。〔就学前問25、小学校問17〕



- 中井町の子育て支援施策でさらに力を入れてほしいものは、就学前児童、小学校児童いずれも「子育てに伴う経済的支援の充実」と「安全・安心に通行できる道路交通環境の整備」が上位2つとなっています。〔就学前問28、小学校問20〕

【就学前】 問 28	中井町の子育て支援施策で、さらに力を入れてほしいと思うものはどれですか。(MA)
---------------	--



2. 子どもの生活実態に関するアンケート調査

本調査は、本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」の実態を把握するため本調査を実施し、ヤングケアラーと思われるお子さんの生活実態を明らかにするとともに、支援ニーズや課題等を今後の施策に反映することを目的として、実施しました。

■調査概要

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。
(調査期間：令和5年10月～11月)

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法
①中学生アンケート	町内在住の中学2年生（H21年4月2日生～H22年4月1日生）〔全数調査〕	学校での回答・学校回収を実施
②高校生アンケート	町内在住の高校2年生世代（H18年4月2日生～H19年4月1日生）〔全数調査〕	郵送配布・郵送回収を実施

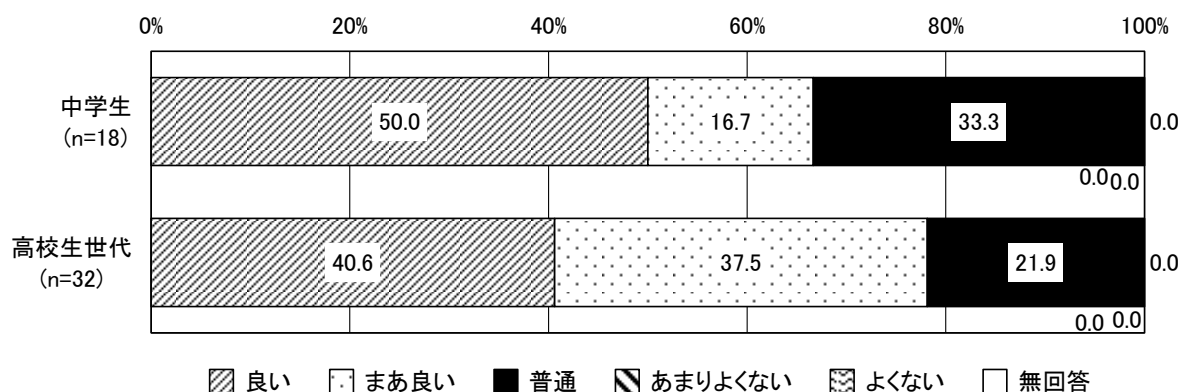
■配布・回収状況

調査の種類	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
①中学生アンケート	69 票	18 票	18 票	26.1%
②高校生世代アンケート	76 票	32 票	32 票	42.1%

■調査結果全体の概要（ポイント）

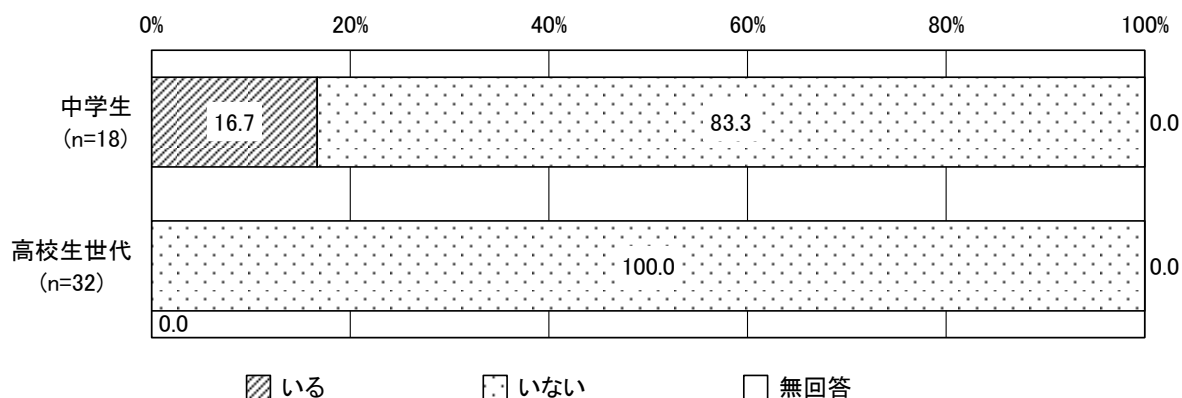
問 あなたの健康状態について教えてください。(SA)	中学生問2 高校生世代問3
----------------------------	------------------

- ・中学生は、「良い」が50.0%と最も多く、次いで「普通」が33.3%、「まあ良い」が16.7%となっています。
- ・高校生世代は、「良い」が40.6%と最も多く、次いで「まあ良い」が37.5%、「普通」が21.9%となっています。



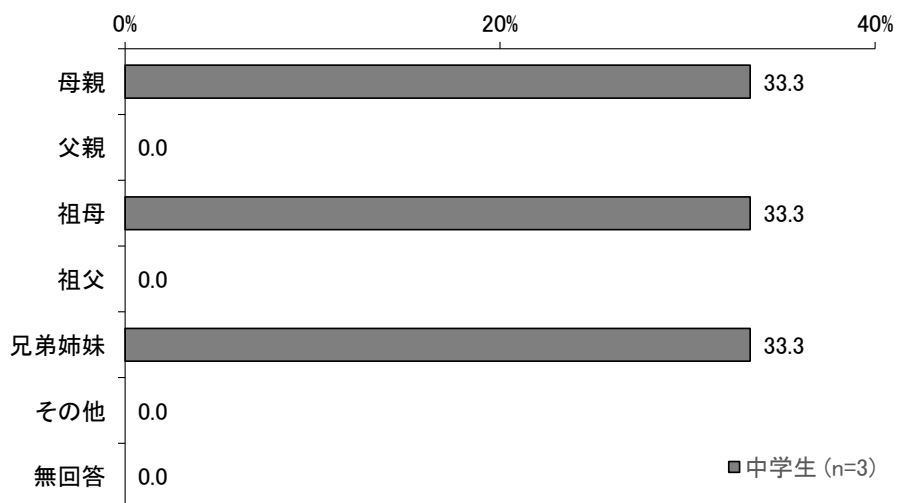
問 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。(SA)	中学生問3 高校生世代問4
--------------------------------	------------------

- ・中学生は、「いる」が16.7%、「いない」が83.3%となっています。
- ・高校生世代は、「いない」が100%となっています。



問 あなたは誰のお世話をしていますか。(MA)	中学生問5 高校生世代問6
-------------------------	------------------

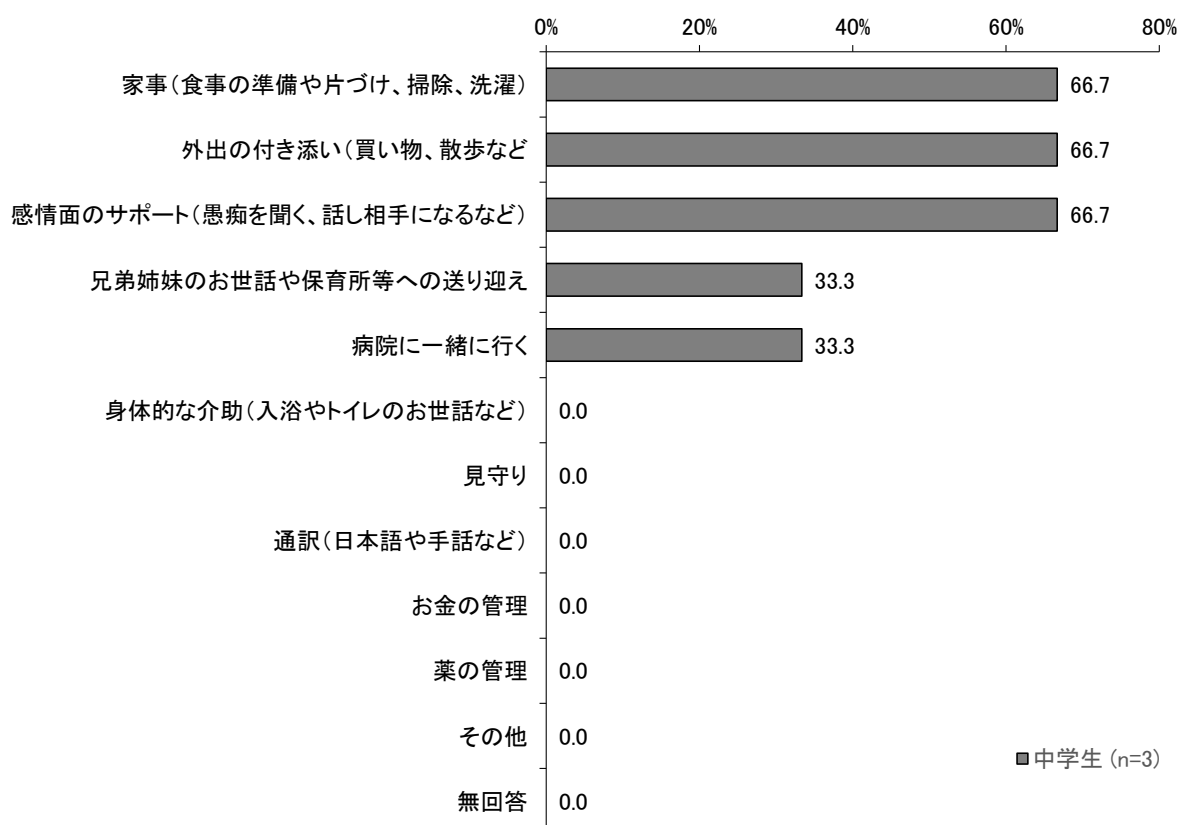
- ・「母親」、「祖母」、「兄弟姉妹」がそれぞれ33.3%となっています。



問 あなたが行っているお世話の内容を教えてください。(MA)

中学生問7
高校生世代問8

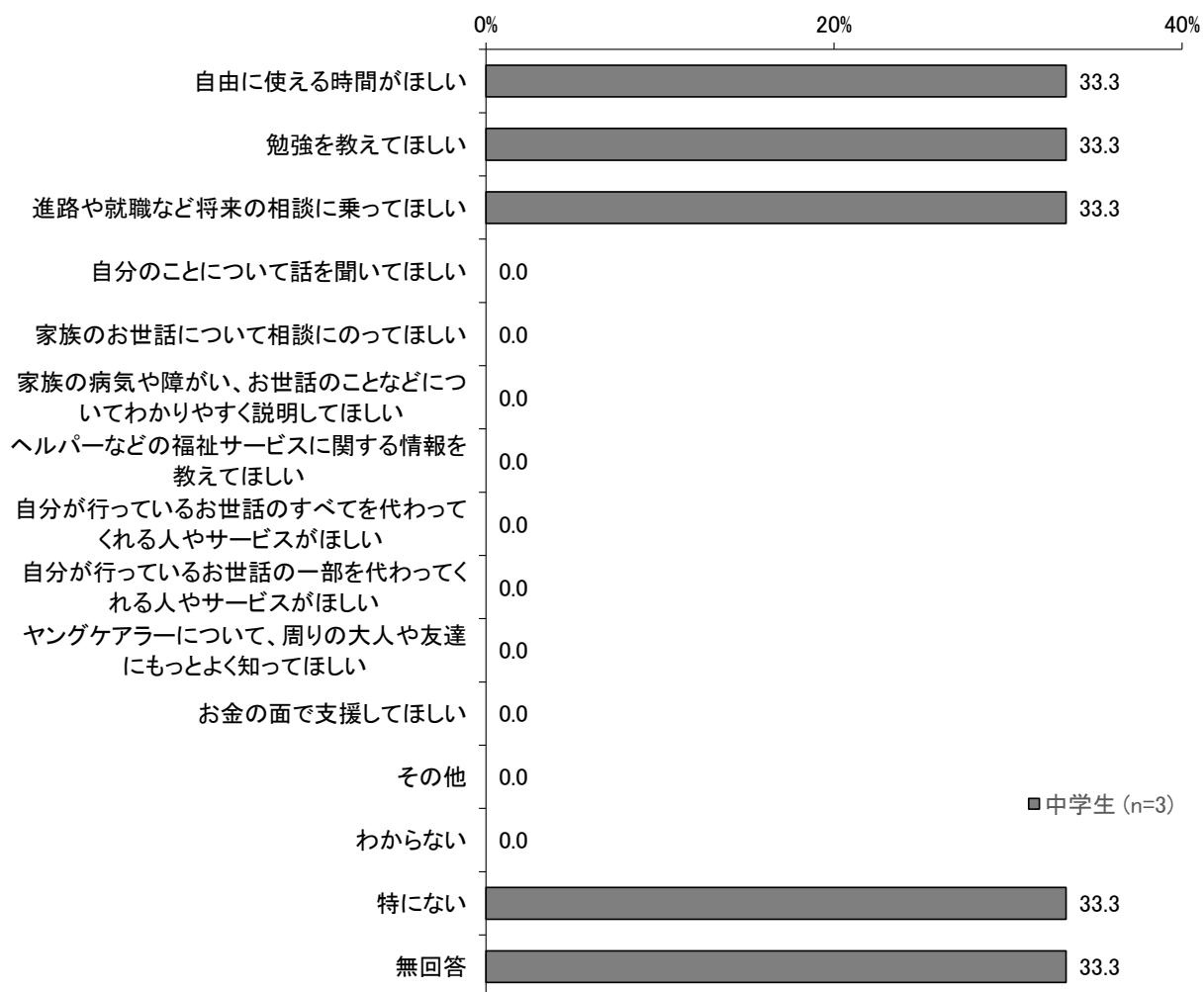
- ・「家事（食事の準備や片づけ、掃除、洗濯）」「外出の付き添い（買い物、散歩など）」「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」がそれぞれ 66.7%と最も多く、次いで「兄弟姉妹のお世話や保育所等への送り迎え」と「病院に一緒に行く」がともに 33.3%となっています。



問 学校や周りの大人にしてもらいたいこと、お世話のことであつたらいいと思うサポートは何ですか。(MA)

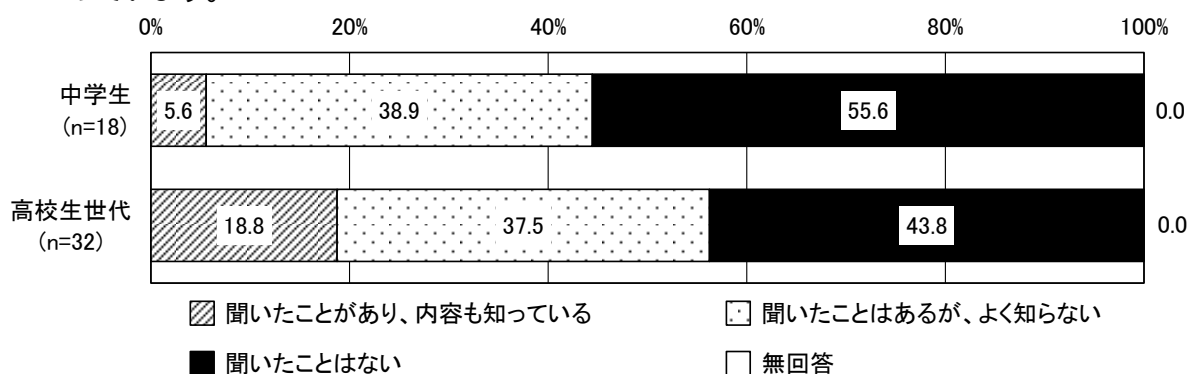
中学生問 13
高校生世代問 14

- ・「自由に使える時間がほしい」「勉強を教えてほしい」「進路や就職など将来の相談に乗ってほしい」「特にない」がそれぞれ 33.3%となっています。



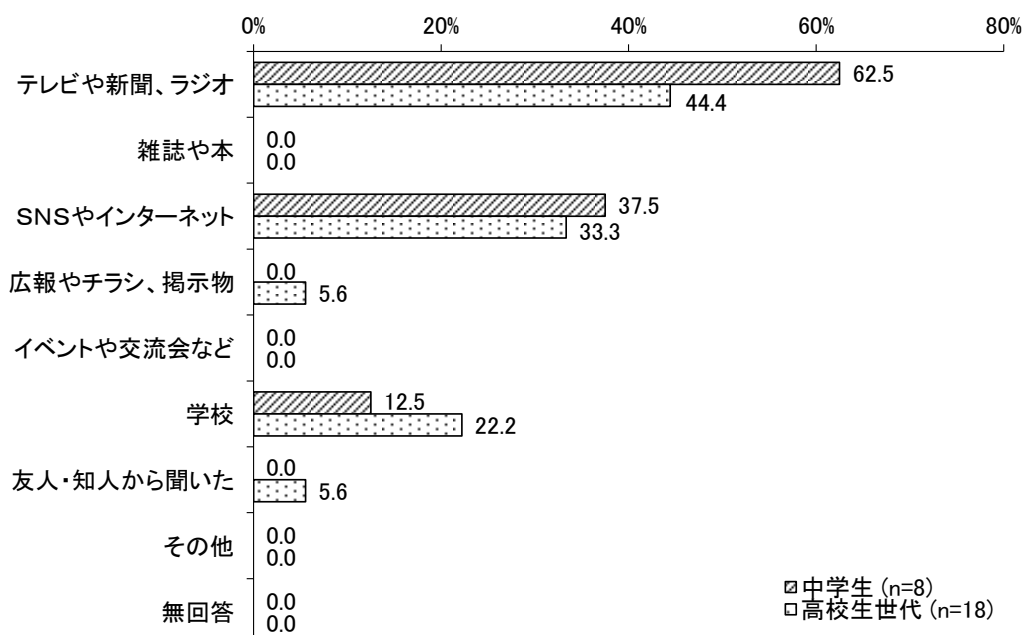
問「ヤングケアラー」という言葉をこのアンケートをする前に聞いた ことがありましたか。(SA)	中学生問 16 高校生世代問 17
---	----------------------

- ・中学生は、「聞いたことはない」が 55.6%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が 38.9%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が 5.6%となっています。
- ・高校生世代は、「聞いたことはない」が 43.8%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が 37.5%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が 18.8%となっています。



「1. 聞いたことがあり、内容も知っている」または「2. 聞いたことはあるが、よく知らない」と回答した方にお聞きします。 問「ヤングケアラー」という言葉をどこで知りましたか。(MA)	中学生問 17 高校生世代問 18
--	----------------------

- ・中学生は、「テレビや新聞、ラジオ」が 62.5%と最も多く、次いで「SNSやインターネット」が 37.5%、「学校」が 12.5%となっています。
- ・高校生世代は、「テレビや新聞、ラジオ」が 44.4%と最も多く、次いで「SNSやインターネット」が 33.3%、「学校」が 22.2%と続いています。



3. 子育て支援関係団体・事業者アンケート調査

本調査は、町内で子ども・子育て支援に関わっている関係団体・事業者の意見を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

■調査概要

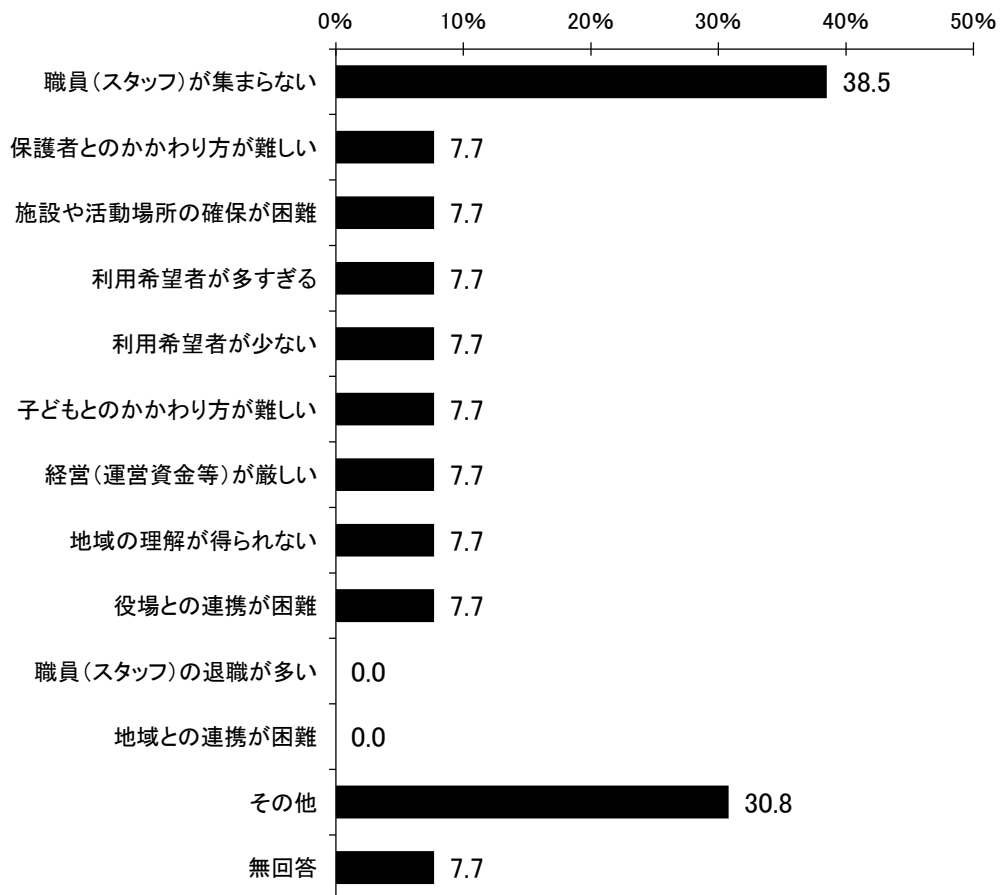
本調査は、保育園や認定こども園、学童クラブ、町社会福祉協議会など13団体・事業者を対象に実施しました。（調査期間：令和6年8月～9月）

■調査結果全体の概要（ポイント）

問 現在、事業を運営するにあたり、どのような課題がありますか。（MA）

・「職員（スタッフ）が集まらない」（38.5%）が最も多くなっています。

■ 全体(n=13)

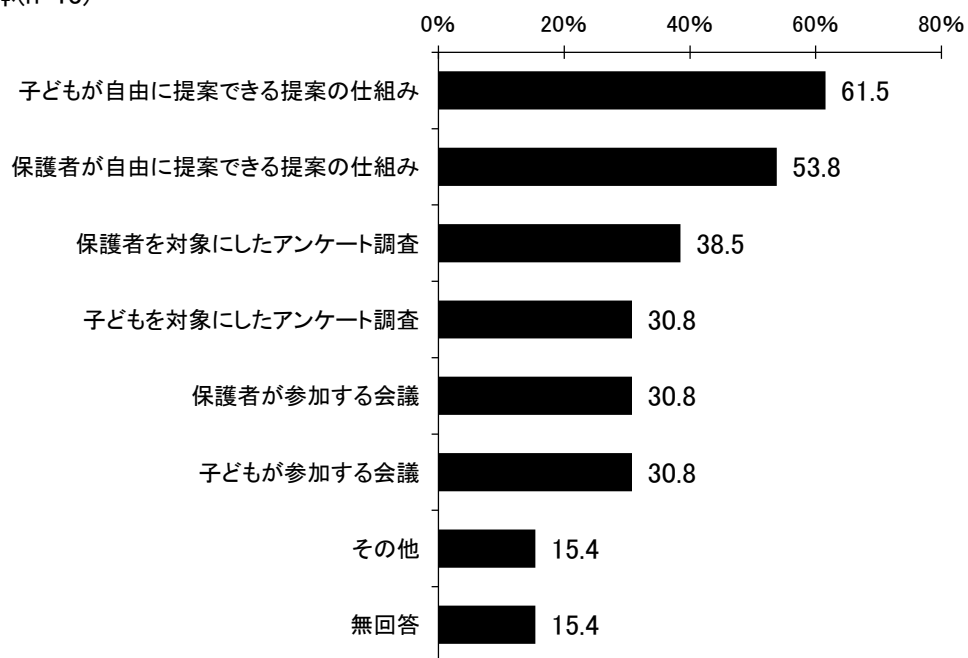


※その他：「勤務時間が短く、他のスタッフとの情報共有が難しいことがある」、「人手不足で困っています」、「暑い中での除草作業が困難」、「子どもが少ない」

問 今後、子どもや子育て当事者の意見を町政に反映するために効果的な方法は何だと思いますか。(MA)

・「子どもが自由に提案できる提案の仕組み」(61.5%) が最も多くなっています。

■ 全体(n=13)



※その他：「他自治体の子ども、保護者との交流事業や視察など」

第2章 第二期計画の評価

第1節 基本目標別進捗・達成状況

第二期計画の7つの基本目標に設定した施策・事業について、庁内担当各課において令和5年度までの進捗・達成状況の評価・検証を行った結果、全150の施策・事業のうち、「○少し進んだ」が50.0%（75件）で最も多く、次いで「◎かなり進んだ」が34.7%（52件）、「△ほとんど進んでいない」が13.3%（20件）、「×まったく進んでいない」が1.3%（2件）でした。

基本目標別にみると、基本目標1「地域における子育ての支援」に関する施策・事業において、「◎かなり進んだ」が42.4%と最も多くなっています。

取り組みが進まなかった施策・事業については、対応を見直し、本計画に位置付けて改善・充実を図ります。

《基本目標の達成・進捗状況》

基本目標	項 目	評 点				
		◎ かなり進んだ	○ 少し進んだ	△ ほとんど進んでいない	× まったく進んでいない	－ 事業終了
1 地域における子育ての支援	事業数 (33)	14	10	8	1	0
	構成比	42.4%	30.3%	24.2%	3.0%	0.0%
	・ △の事業：障がい児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、延長保育事業、子育て支援ボランティア活動、就学援助制度、奨学金制度 ・ ×の事業：休日保育事業					
2 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進	事業数 (25)	8	12	4	0	1
	構成比	32.0%	48.0%	16.0%	0.0%	4.0%
	・ △の事業：思春期における健康教育と相談、小児医療体制の整備、二次及び三次救急医療体制の整備、不育症治療費助成事業 ・ －の事業：不妊に悩む方への特定治療支援事業					
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	事業数 (44)	16	25	2	1	0
	構成比	36.4%	56.8%	4.5%	2.3%	0.0%
	・ △の事業：児童生徒表彰、安全管理と安全確保の推進 ・ ×の事業：有害図書等における関係者への指導要望					

基本目標	項 目	評 点				
		◎ かなり 進んだ	○ 少し 進んだ	△ ほとんど 進んでいない	× まったく 進んでいない	－ 事業終了
4 子育てを 支援する生活 環境の整備	事業数 (12)	0	11	1	0	0
	構成比	0.0%	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%
	・ △の事業：公共道路のバリアフリー化の推進					
5 職業生活 と家庭生活の 両立の推進	事業数 (7)	2	5	0	0	0
	構成比	28.6%	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%
6 子どもの 安全の確保	事業数 (10)	0	7	3	0	0
	構成比	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%
	・ △の事業：公用車防犯ステッカー貼付による巡回、「子ども 110 番の家」の充実、交通指導隊の指導力の向上					
7 要保護 児童への対応 などきめ細か な支援	事業数 (19)	12	5	2	0	0
	構成比	63.2%	26.3%	10.5%	0.0%	0.0%
	・ △の事業：療育体制の整備、障害児福祉手当の周知					
総 計	総事業数 (150)	52	75	20	2	1
	構成比	34.7%	50.0%	13.3%	1.3%	0.7%

Ⅲ 計画の基本的な考え方

第1章 理念と目標



第1節 基本理念

本町では、これまで、次世代育成支援地域行動計画、続く第一期、第二期の子ども・子育て支援事業計画に基づいて様々な施策を展開してきました。しかしながら、人口の減少、少子高齢化などの社会的な傾向には変化はみられず、子育て支援に求められる方向性は大きくは変わらないと考えられます。

そこで、第三期計画においても、次世代育成支援地域行動計画から継承してきた基本理念、「笑顔で 羽ばたく 子どもたち」を基本理念として掲げます。

笑顔で 羽ばたく 子どもたち

第六次中井町総合計画では、本町の将来像（目標とする令和7年度のまちの姿）として「一人ひとりが主役！ 魅力育む 里都まち♥なかい」を掲げています。中井町には、自治体加入率の高さや町民の自主的な活動、有力企業の集積、水や緑など豊かな自然環境と集客力のある公園など素晴らしい地域資源が備わっており、活力＋快適＋安心を高めることで、町の魅力を育み、一人ひとりにスポットライトのあたる町民主体のまちづくりをめざしています。

このような、豊かな自然と小規模な集落で形成された「里」と、自立した自治体を支える産業などが集積した「まち」がほどよく調和した「里都まち」として共生していくことは、「笑顔で 羽ばたく 子どもたち」を育てることにつながります。

また、地域のつながりが本町の良さとなっており、保護者同士の情報交換により、子育てしやすいまちとしての特色となっています。このような本町の特色を共有し、子育てしやすいまちをめざします。

上記の基本理念のもと、

基本方向1	健やかに	育ち育てる	環境づくり
基本方向2	豊潤に	仕事を支える	生活づくり
基本方向3	細やかに	守り防ぐ	安心・安全づくり

の3つの基本方向を定めます。

第2節 基本目標

子ども・子育て支援の推進にあたっては、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、教育・保育を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業の実施等を通じて、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことが必要となります。

先の基本理念・基本方向を基調として、以下に示す7つを基本目標として定めます。

基本目標 1	地域における子育ての支援
子育て支援サービス、保育サービスの充実、子育て支援ネットワークの構築推進、子どもの居場所づくりや様々な交流プラン・交流スペースづくり等、地域の子育て支援に努めます。	
基本目標 2	母性と乳幼児等の健康の確保及び増進
乳幼児や妊産婦に対する健診や相談支援の充実、子どもへの食育や性の知識の普及、思春期保健対策、小児医療の充実、不妊治療対策の推進に努めます。	
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
子どもが成長していく上での意識啓発や職業意識の醸成、学校での教育環境や地域社会における家庭への教育支援や教育施設の整備に加え、子どもを取り巻く有害環境への対策に努めます。	
基本目標 4	子育てを支援する生活環境の整備
良好な居住環境、道路や公園の整備など、子どもや子育て世帯を含めたすべての家庭が暮らしやすいバリアフリーが組み込まれたまちづくりに努めます。	
基本目標 5	職業生活と家庭生活の両立の推進
男女の役割分担の見直し、多様で柔軟な働き方の実現など、仕事と子育ての両立が可能となる環境づくりの支援に努めます。	
基本目標 6	子どもの安全・安心の確保
子どもが安全・安心に暮らせるよう、交通事故、犯罪、災害等の被害から守ることに努めます。	
基本目標 7	特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実
児童虐待防止対策の構築、ひとり親家庭等の自立促進、障がい児施策の充実、外国につながる子どもへの支援などに努めます。	

第3節 施策の体系

基本方向		基本目標		基本施策	
1	健やかに 育ち育てる 環境づくり	1	地域における子育ての 支援	1	地域における子育て支援サービスの 充実
				2	保育サービスの充実
				3	子育て支援のネットワークづくり
				4	児童の健全育成
				5	経済的な支援の仕組みづくり
		2	母性と乳幼児等の健康 の確保及び増進	1	子どもや母親の健康の確保
				2	食育の推進
				3	思春期保健対策の充実
				4	小児医療の充実
				5	不妊に関する相談支援
		3	心身の健やかな成長に 資する教育環境の整備	1	次代の親の育成
				2	子どもの生きる力の育成に向けた 学校教育環境等の整備
				3	家庭や地域の教育力の向上
				4	子どもを取り巻く有害環境対策の 推進
2	豊潤に 仕事を支える 生活づくり	4	子育てを支援する生活 環境の整備	1	良好な居住環境の確保
				2	豊かなまちづくりの推進等
		5	職業生活と家庭生活と の両立の推進	1	仕事と生活の調和を実現するための 働き方の見直し等
				2	仕事と子育ての両立の推進
3	細やかに 守り防ぐ 安心・安全 づくり	6	子どもの安全・安心の 確保	1	子どもの交通安全を確保するた めの活動の推進
				2	子どもを犯罪等の被害から守るた めの活動の推進
		7	特別な配慮が必要な 子どもへの支援の充実	1	児童虐待防止対策の充実
				2	ひとり親家庭の自立支援の推進
				3	障がい児施策の充実
				4	外国につながる子どもへの支援

第2章 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

また、国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

この教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となるため、本町においては、全町的な利用ニーズに対応し、交通事情や利用者の通園等の動線も考慮しながら効率的に資源を活用できるように、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備・充実に努めます。

第3章 量の見込み推計の考え方

子ども・子育て支援事業計画では、5年を1期として、5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みを算出し、その確保方策（提供体制の確保の内容及び実施時期）を定めることとなっています。

「量の見込み」は、次のとおり推計児童人口と各事業の実績等から推計を行い、「確保方策」を設定します。

- (1) 各事業の実績から第三期計画期間の利用率（＝ 利用者数÷対象児童人口）を推計
- (2) 量の見込みを推計 ＝ 推計児童人口 × 事業の利用率
- (3) 量の見込みに対する確保方策を設定

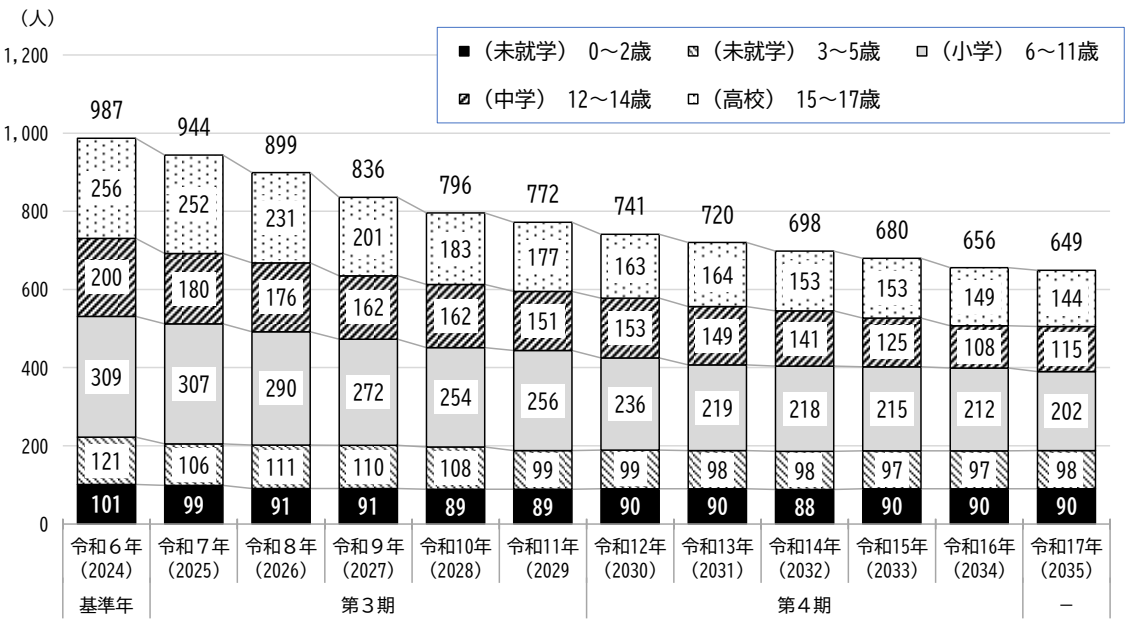
なお、量の見込みについては、令和2年度以降の各事業の実績値を基に推計する方法とともに、ニーズ調査（アンケート調査）結果から推計する方法でも算出した上で、本町の各事業の特性等を踏まえた比較・検討を行い、設定を行います。

第4章 推計児童人口

本町の将来の児童数について、平成 30 年から令和 6 年までの各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳のデータを基に、コーホート変化率法※にて人口推計を実施しました。

各年の年齢別推計児童数は、以下のとおりとなり、第三期の最終年度（令和 11 度）の就学前児童（0～5 歳児の層）の合計は 188 人、小学生児童数（6～11 歳児の層）の合計は 256 人になるものと予測されます。

「未就学と学齢別 18 歳未満人口推計結果」



※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年又は同じ時期に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

「年齢別推計児童数」 (単位：人)

区 分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	0～5歳合計
令和 7 年	29	30	40	35	34	37	205
令和 8 年	29	31	31	41	36	34	202
令和 9 年	29	30	32	32	42	36	201
令和 10 年	27	30	32	33	32	43	197
令和 11 年	27	30	32	32	34	33	188
区 分	6 歳児 (小1)	7 歳児 (小2)	8 歳児 (小3)	9 歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
令和 7 年	51	52	43	55	52	54	307
令和 8 年	36	52	52	43	55	52	290
令和 9 年	34	36	52	52	43	55	272
令和 10 年	35	35	37	52	52	43	254
令和 11 年	42	37	35	37	52	53	256

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」は、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』算出の考え方」に基づき、以下の区分に応じて算出します。

認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭 共働きで、幼稚園利用を希望する家庭	● 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園）	認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり	共働きの家庭	● 特定教育・保育施設（認定こども園、保育所） ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠等※1）	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイム就労、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイム就労の場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり	共働きの家庭	● 特定教育・保育施設（認定こども園、保育所） ● 特定地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠）	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイム就労、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイム就労の場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業で、上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができる。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業。

教育・保育の量の見込みと確保方策は、以下のとおり設定します。

(1) 1号認定（教育を希望し認定を受けた3～5歳の就学前の子ども）

（単位：人／年）

			実績	推計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			38	22	24	23	23	21
② 確保 方策	特定教育・保育施設	認定こども園		70	70	70	70	70
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0	0
	合計			70	70	70	70	70
③過不足（②－①）				48	46	47	47	49

(2) 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前の子ども）

（単位：人／年）

			実績	推計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み			83	83	87	87	85	78
② 確保 方策	特定教育・保育施設	認定こども園、認可保育所		155	155	155	155	155
	認可外保育施設			0	0	0	0	0
	合計			155	155	155	155	155
③過不足（②－①）				72	68	68	70	77

(3) 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前の子ども）

【0歳】

（単位：人／年）

			実績	推計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			3	11	11	11	10	10
② 確保 方策	特定教育・保育施設	認定こども園、認可保育所		12	12	12	12	12
	特定地域型保育事業			0	0	0	0	0
	合計			12	12	12	12	12
③過不足（②－①）				1	1	1	2	2

【1歳】

(単位：人／年)

			実績	推計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			19	21	22	21	21	21
② 確保 方策	特定教育・保育施設	認定こども園、認可保育所		26	26	26	26	26
	特定地域型保育事業			0	0	0	0	0
	合計			26	26	26	26	26
	③過不足（②－①）				5	4	5	5

【2歳】

(単位：人／年)

			実績	推計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			22	35	27	28	28	28
② 確保 方策	特定教育・保育施設	認定こども園、認可保育所		36	36	36	36	36
	特定地域型保育事業			0	0	0	0	0
	合計			36	36	36	36	36
	③過不足（②－①）				1	9	8	8

■ 提供体制、確保方策の考え方

- ニーズ調査結果と実績値、推計児童人口等から必要な量の見込みを算出しています。
- 特定教育・保育施設として、令和6年度現在、公立認定こども園1園（なかいこども園）、私立保育所1園（木之花保育園）の提供体制があります。
- 保育の定員数は、0歳が12人、1歳が26人、2歳が36人、3～5歳が155人となっています。
- 教育の定員数は、3～5歳が70人となっています。
- 保育・教育の提供体制は、見込量に対して十分な提供体制となっており、引き続き保護者のニーズを把握しながら体制の整備を進めます。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業の事業類型は、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを町の窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3つがあります。

本町では、子育て世代包括支援センターにおいて、「こども家庭センター型」の事業を実施しています。

地域子育て相談機関は、保育所等の子育て支援の施設や場所において、すべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関のことです。

単位：実施か所数（か所）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1	1
② 確保 方策	基本型	0	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0	0

〈新規事業〉地域子育て相談機関

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			1	1	1	1	1
②確保方策			1	1	1	1	1
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

○利用者支援事業は、令和6年度現在、町内1か所で実施しています。事業実績に基づき、今後も1か所を必要な実施か所数と見込みます。

○すべての妊産婦、乳幼児とその保護者が利用できるよう情報発信を図るとともに、医療機関や関係課、子育て支援センター等と連携しながら、相談内容に応じた支援を提供します。

○新規事業の地域子育て相談機関は、国から「中学校区に1か所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい」という考え方が示されていることを踏まえ、1か所の設置を必要な数として設定しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

町の子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者の交流の場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。

単位：延利用者数（人回）、か所

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4117	4,178	3,841	3,841	3,756	3,756
②確保方策	延利用者数（人回）		4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	実施か所数（か所）		1	1	1	1	1
③過不足（②－①）			22	359	359	444	444

■提供体制、確保方策の考え方

○過去4年の利用実績は、年間延べ 3,000～4,200 人日程であり、大きな乖離のないニーズ調査に基づく量の見込みを設定しています。

○令和6年度現在、町内1か所で実施していますが、見込量に対して十分に提供できる体制があることから、今後も利用者のニーズに応えながら、より利用しやすい運営方法の工夫に努めます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦への健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

単位：妊娠届出数（人）、延利用回数（人回）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	26	27	27	27	25	25
	延利用回数	312	301	301	301	278	278
②確保方策			301	301	301	278	278
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

○実績値に基づいて量の見込みを算出しています。

○町内のすべての妊婦に対し、妊娠中14回の健診費用の補助を実施します。

○妊婦が健やかな妊娠期間を過ごせるよう、受診環境の一層の整備に努めるとともに、受診率の状況や県内の公的支援の動向を確認しながら、さらなる補助の拡充等についても検討します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行っています。

単位：訪問乳児数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23	26	26	26	24	24
②確保方策		26	26	26	24	24
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

○実績値に基づいて量の見込みを算出しています。

○過去4年の訪問率は、概ね100%となっています。今後も乳児のいる全家庭への訪問をめざし、既存の体制（保健師、助産師）を維持し、民生委員・主任児童委員等の関係機関との連携も継続しながら、早期訪問等により早期の状況把握に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

単位：訪問児童数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

○これまで当事業の実績はありませんが、前記（4）の乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果等に基づき、必要に応じて養育に関する専門的な指導・助言の実施とともに、家事・育児の援助を行います。今後の状況の変化を踏まえ、事業の実施について検討していきます。

○中井町要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うとともに、児童虐待問題についての住民への啓発活動を実施していきます。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ※「量の見込み」設定の必要がない事業です。

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性と、ネットワーク機関間の連携を図る取り組みを実施しています。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行う事業です。

単位：延利用者数（人日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

○令和6年度現在、本町では実施していません。ニーズ調査からは、本事業に一定のニーズはみられるものの、これまで相談事例等はなく、児童相談所や児童福祉施設との連携による対応が可能であることから、本町としては実施しない予定です。今後の状況の変化を踏まえ、事業の実施について検討していきます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者の多様なニーズに応えるため、就学児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（支援会員）との相互援助活動に関する連絡・調整等の支援を行っています。

単位：延利用者数（人日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17	11	10	9	9	9
②確保方策		20	20	20	20	20
③過不足（②－①）		9	10	11	11	11

■提供体制、確保方策の考え方

○本事業の過去4年の利用実績は、年間10人日～20人日程であり、ニーズ調査に基づく量の見込みも少ないことから、実績値に基づいて設定しています。

○令和6年度現在、1か所で実施していますが、今後のニーズの拡大にも対応できるよう、提供体制を確保していきます。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園や保育所等の場所で一時的に預かり、必要な保護を行っています。

①認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		352	296	310	307	302	276
②確保方策	幼稚園型		350	350	350	350	350
③過不足（②－①）			54	40	43	48	74

■提供体制、確保方策の考え方

○過去4年の利用実績は、年間 250 人日～500 人日程度となっています。ニーズ調査に基づく量の見込みはその 10 倍近い数値となっていますが、急激な利用拡大は考えにくいことから、実績値に基づいて量の見込みを算出しています。

○令和6年度現在、なかいこども園1か所で実施しており、共働きの幼稚園利用の家庭（2号認定で教育利用希望が強い家庭）も含め、見込量に対して提供できる体制を確保していきます。

②保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		66	91	83	83	82	82
②確保方策	一時預かり		150	150	150	150	150
	ファミリー・サポート・センター※		0	0	0	0	0
	合計		150	150	150	150	150
② 過不足（②－①）			59	67	67	68	68

■提供体制、確保方策の考え方

○過去4年の利用実績は、年間 50 人日～150 人日程度となっています。ニーズ調査に基づく量の見込みはその 10 倍以上と現実的ではないことから、実績値に基づいて量の見込みを算出しています。

○令和6年度現在、木之花保育所1か所で実施していますが、今後のニーズの拡大にも対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

(10) 時間外保育事業（延長保育）

保育所等において通常保育時間以降の受入れを実施する事業です。

単位：実利用者数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	29	31	30	30	29	28
②確保方策		40	40	40	40	40
③過不足（②－①）		9	10	10	11	12

■提供体制、確保方策の考え方

○令和6年度現在、木之花保育園1か所で実施しており、過去4年の利用実績は年間30人前後、年間延べ利用者数は300人日程と減少傾向にあります。ニーズ調査に基づいた量の見込みも少ないものの、女性の就業率の上昇や保護者の就労形態の多様化、長時間勤務に伴う需要を踏まえ、より量の見込みの大きい、実績値に基づいた量の見込みを設定し、提供体制を確保します。

(11) 病児・病後児保育事業

子どもが病気又は病気の回復期にあつて、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	就学前児童	0	10	10	10	10	10
	就学児童	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
②確保方策			10	10	10	10	10
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

○令和6年度現在、病後児保育を秦野市との連携事業で、病児保育を足柄上郡5町の広域事業でそれぞれ実施しています。過去4年の利用実績は病児保育事業の年間10人日未満となっていますが、ニーズ調査に基づく量の見込みは500人日程と過大であるため、実績値に基づいて量の見込みを算出しています。

○これまでの提供体制を維持するとともに、ニーズ調査での利用意向も踏まえ、新たな提供体制を検討していきます。

(12) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校就学児童に対して、放課後児童クラブ（学童保育所）において適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。令和6年度現在、中村小学校学童保育所と井ノ口小学校学童保育所の2か所を開設して実施しています。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	18	28	27	24	20	22
	2年生	25	27	26	23	20	21
	3年生	22	23	22	20	17	18
	4年生	14	29	27	27	26	25
	5年生	8	16	15	15	15	14
	6年生	9	14	13	13	13	12
	合計	96	137	130	122	111	112
②確保方策			137	130	122	111	112
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

※「第7章 新・放課後子ども総合プランに基づく対応」参照。

■提供体制、確保方策の考え方

- 近年、利用児童数は減少傾向にあるものの、女性の就業率の上昇傾向や需要の高まり等を踏まえ、ニーズ調査に基づいた量の見込みを設定しています。
- 現状、支援員の確保が難しく、不足している状態であるため、提供体制の確保に努めます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※「量の見込み」設定の必要がない事業です。

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、保育園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。「中井町実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱」を基に、対象者に補助金を交付しています。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※「量の見込み」設定の必要がない事業です。

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。本事業では、随時、事業者との相談対応を実施しています。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不適當と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

単位：対象世帯数（世帯）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

- 要保護児童対策地域協議会が把握している対象世帯数の割合（対象世帯数／0～17歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0～17歳人口に乗じて算出しています。
- 現状ではニーズは見込まれないものの、要保護児童対策地域協議会等と連携して対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、児童虐待の未然防止を図ります。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

単位：対象児童数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

- 要保護児童対策地域協議会が把握している対象児童数の割合（対象児童数／6～17歳人口）が今後も継続すると想定し、推計6～17歳人口に乗じて算出しています。
- 現状ではニーズは見込まれないものの、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を提供し、個々の児童の状況に応じた支援が行えるよう、新規実施に向けて支援体制の整備に努めます。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

単位：対象世帯数（世帯）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

○既存の類似事業における対象世帯数の割合（対象世帯数／6～17歳人口）が今後も継続すると想定し、推計6～17歳人口に乗じて算出しています。

○講座や教室等の企画において、グループワーク等を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行うとともに、今後の状況を踏まえ、新たな提供体制の確保を図っていきます。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を図る事業です。

単位：妊娠届出数（人）、面談回数（人回）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	26	27	27	27	25	25
	一組あたり面談回数	4	4	4	4	4	4
	総面談回数	104	108	108	108	100	100
②確保方策			108	108	108	100	100
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

○妊娠届け出数等から算定した対象者数×1組あたりの面談回数から総面談回数を算出して設定しています。

○子育て世代包括支援センターの事業として、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。

(19) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援体制を作るもので、病院・助産所の空き病床を活用する宿泊型、日中来所した利用者を対象とするデイサービス型、担当者が自宅まで出向く訪問型があります。

単位：延利用者数（人日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	10	10	10	10	10
②確保方策		10	10	10	10	10
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

○利用見込み産婦数×平均利用日数により算出し設定しています。

○令和6年度現在、子育て世代包括支援センターの事業として、育児支援チェック等を実施し、産後ケアを必要とする母子に対して宿泊型を提供しています。なお、メンタルヘルスの対応を必要とする母子については、必要に応じて県や精神科医療機関等と連携した対応を図ります。

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

単位：必要定員数（人）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳			1	1	1	1
	1歳			1	1	1	1
	2歳			1	1	1	1
	合計			3	3	3	3
②確保方策	0歳			1	1	1	1
	1歳			1	1	1	1
	2歳			1	1	1	1
	合計			3	3	3	3
③ 過不足（②－①）				0	0	0	0

■提供体制、確保方策の考え方

○必要受入れ時間数を算出してから、「必要な定員数」の量の見込みを算出しています。

○令和8年度からの事業実施に向けて、定員どおりの受け入れを行えるよう、実施する園の確保とともに、保育士確保のための取り組みを進めていきます。

第7章 総合的な子どもの放課後対策の推進

平成30年9月に策定された、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みは、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載されました。

「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度末で終了となりましたが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられ、引き続き計画に盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができるとされています。

本町においては、子どもの放課後の活動支援について以下のとおり対応を定めます。

【趣旨・目的】

主に共働き家庭等において、子どもを保育園に預ける期間を過ぎると、平日の放課後や、夏休み等長期休暇中はどこに子どもを預けるかといった問題、いわゆる「小1の壁」に直面します。

この「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を継続していくとともに、一体型の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、地域住民等の参画を得て放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（「放課後子ども教室」）の開始について、地域の特性や実態を踏まえつつ検討していきます。

＜参考＞

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供するものです。

2. 放課後子ども教室

子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習や体験・交流活動を提供するものです。

3. 連携型、校内交流型の定義（放課後児童対策パッケージより抜粋）

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととします。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきましたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととします。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子ども教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにします。

◇令和6年度までの整備計画

放課後児童クラブ（学童保育所）については、全小学校区における整備率 100%維持を目指します。

		令和6年 4月1日現在	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
放課後 児童 クラブ	低学年 1年生（人）	27	28	27	24	20	22
	2年生（人）	18	27	26	23	20	21
	3年生（人）	25	23	22	20	17	18
	高学年 4年生（人）	19	29	27	27	26	25
	5年生（人）	10	16	15	15	15	14
	6年生（人）	5	14	13	13	13	12
	合計（か所）	2	2	2	2	2	2
放課後子ども教室（か所）		0	0	0	0	0	0
校内交流型又は連携型の放課後 児童クラブ・放課後子ども教室 （か所）		0	0	0	0	0	0

第8章 事業の質の確保等に関する事項

1. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園の維持に努めます。

2. 教育・保育の質の向上

乳幼児期の発達には連続性を有するものであり、乳幼児期の教育が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであると十分に留意し、認定こども園、保育所、地域型保育事業所において相互の連携・接続を図り、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した保育・教育の内容及び環境の充実に努めます。そのために、各園相互の情報の共有と理解を深め、幼稚園教諭と保育士等の合同研修等を支援するなど、資質の向上を図ります。

また、就学前教育から小学校への円滑な移行ができるよう、各園と小・中学校の連携を強化し、子どもの生活・育ちの連続性を大切にしていきます。

3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、幼児教育・保育の無償化の対象施設である特定子ども・子育て支援施設・事業の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、都道府県と連携して円滑な実施の確保に向けた取り組みに努めます。

4. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

就学前の保護者が、産前・産後休業、育休明けの希望する時期に円滑に特定教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業期間中の保護者に対して情報提供や相談支援を行うとともに、需要に応じた特定教育・保育施設、地域型保育事業の提供体制の確保に努めます。

5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

①児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策・DV防止対策地域協議会等を通じて、県の関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を未然に防ぎます。

また、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、今後も関係機関と連携して普及活動を行うとともに、子どもの権利擁護、虐待をしてしまった親への指導、家族関係修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

②特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、関係機関が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進を図ります。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障がい等に対する相談への対応ができるように、関係機関との連携を強化します。

6. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援など、新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施と、様々な啓発活動を通して、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

特に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義及び重要性並びに町民、事業者、行政が一体となって取り組むことの必要性について啓発を推進し、その定着を図ります。

7. 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

子どもたちの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、「中井町子ども・子育て会議」をはじめ、子育て支援に関わる関係機関が参加する会議を定期的開催し、各機関における課題等について議論し、共有を図ります。

IV 基本施策

第1章 地域における子育ての支援

核家族化や女性の社会進出が進む中、保育サービスのニーズは増大し多様化しています。今後、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とした地域における子育て支援サービスを充実していくことが重要であり、サービスの担い手としては行政だけでなく、育児サークル、地域の高齢者や子育て経験者など、住民の役割も期待されます。

現在、保育所や認定こども園の入所待機児童はいませんが、通常の保育時間の前後や急用時の保育について保護者のニーズがあり、これを把握し対応していくことが求められています。

さらに今後は、子ども自身の視点、地域のボランティアや子育て中の住民など住民自身による支え合いの視点、公共施設の開放、地域資源の活用などにより、地域と密着した、利用者の視点に立ったサービスの提供及び拡充を行っていく必要があります。

第1節 地域における子育て支援サービスの充実

【基本施策】

次代を担う子どもたちが地域において健やかに成長できるよう、総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

【施策の方向】

1. 居宅において親子等を支援する事業

事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	依頼会員12人、支援会員11人、両方会員2人：会員数計25人。 活動回数18回（預かり3回、送迎15回）。支援会員講習は未開催。
事業区分	継続
事業内容・方針	子育てに支援を必要とする保護者とその支援を提供できる人との接点をもたらす互助的事业です。 近年、依頼会員及び支援会員ともに会員数に増加がみられない状態です。活動回数は年々増加していますが、今後も現行の事業を継続していくとともに、潜在的なニーズを踏まえ対応を図っていきます。

2. こども園その他の施設において支援する事業

事業名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	登録児童数：96人（中村小学童保育所 44人、井ノ口小学童保育 52人）
事業区分	継続
事業内容・方針	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を放課後及び学校の長期休業期間に預かり、健全育成を図っています。 今後も保護者の就労等により放課後に留守家庭となる児童に対し、健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立に対する支援に努めます。

事業名	一時預かり事業（一時保育事業）
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	利用児童数 ・なかいこども園：延べ 59人 ・木之花保育園：延べ 66人
事業区分	継続
事業内容・方針	町立なかいこども園と私立木之花保育園の2園で実施しており、平成30年度は年間約650人の利用がありました。 近年、新型コロナウイルスの影響により、子どもの感染を避けるために利用者数は減っていますが、育児休業を長い期間取得する保護者も増えており、就園前児童の数は多くいると思われます。今後も保護者のリフレッシュや育児疲れ解消のため、事業の推進に努めます。

事業名	ブックスタート事業
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	・7か月児健康診査時に開催：5回／年、利用者数：親子35組（配布100%） 感染予防対策のため、個別にスタートキットを手渡しすると同時に、希望者への読み聞かせを実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	絵本の読み聞かせを通じて子どものことばと心の発達を促し、親子のふれあいをより深めてもらうために、関係機関・関係者と連携して取り組んでいます。 今後も、乳幼児健康診査時に、民生委員・児童委員による絵本の読み聞かせ等を通して子どもとの心ふれあう時間を持つきっかけを提供します。

3. 地域の児童の養育に関する情報提供及び相談を行う事業

事業名	地域子育て支援センター事業
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	・中井町子育て支援センター…開設日数：240日、利用者数：4,117人（1日平均：8組） ・木之花保育園地域育児センター…毎週木曜日に園庭開放を実施。
事業区分	継続
事業内容・方針	本町では、地域の子育て親子の交流等を促進する子育て拠点として設置し、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促す場を提供しています。 年々、利用者数は増加傾向で、地域の子育て支援の充実を図り、子どもの健やかな育ちに寄与しています。来年度以降も、子育ての不安感を緩和し、安心して利用できるように事業を継続していきます。

事業名	民生委員・児童委員による相談支援
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	子どもの健やかな成長と保護者の子育てを応援するため、赤ちゃんのいる家庭を主任児童委員が訪問し、相談支援や子育て情報をお知らせする「赤ちゃん訪問事業」により、地域の身近な相談者として顔のわかる関係づくりに取り組みました。また、「産後ほっとステーション事業」では、「赤ちゃん訪問」前や後の様子を窺うことにより、民生委員・児童委員として切れ目ない支援を行えるよう取り組みました。（赤ちゃん訪問実績：7件、産後ほっとステーション参加実績：7回）
事業区分	継続
事業内容・方針	本町では、25名の民生委員・児童委員が、援助を必要とする人（児童）に対して福祉サービスを適切に利用できるよう、住民の立場に立って必要な情報の提供を行うことや機関へつなぐことで、相談業務の充実を図っています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員の2名が、複雑化する児童の諸問題について、関係機関や民生委員児童委員と連絡・調整の上、援助業務にあたっています。 今後も本町において援助を必要としている人々の把握と適切な情報提供など、地域の身近な相談役として相談支援等の充実に努めます。

事業名	子育て支援ボランティア活動
事業担当課	福祉課・健康課
事業実績 (令和5年度)	登録及び活動ボランティア数：7名、活動回数及び活動延べ人数：19回、36人 支援内容により、保育士を手配し、環境整備の充実にも努めました。養成講座を企画し受講の募集をしたものの、申込者はいませんでした。
事業区分	継続
事業内容・方針	子育て中の親が積極的に安心して各種保健事業に参加できるよう、また、結果として子育てに関する不安の軽減につながるよう、託児ボランティアの育成と養成により、子育て支援の環境整備・充実を図ります。また、他の子育て支援関係者や関係機関と連携し、地域に根ざした子育て支援活動の推進に向けた取り組みを進めます。随時ボランティア募集（養成）を実施するなど、より積極的にメンバー増に向けた取り組みを進めます。

事業名	乳児家庭全戸訪問事業
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	新生児・乳児訪問件数 43 件（ネウボラでの面談4件を含む）
事業区分	継続
事業内容・方針	乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、育児に関する不安や悩みの聴取、相談・子育て支援に関する情報提供・養育環境や乳児及び保護者の心身の状況の把握を行います。 また、民生委員主任児童委員の「赤ちゃん訪問事業」と連携した子育て支援に努めます。

第2節 保育サービスの充実

【基本施策】

平成 27 年 4 月から実施されている子ども・子育て支援新制度のもと、子どもの健全やかな心身の成長のため、利用者の生活実態や多様化するニーズに対応した運営をさらに努めます。

【施策の方向】

事業名	通常保育事業
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	入所者数 ・ なかいこども園：87 人（町内のみ） ・ 木之花保育園：133 人（町内 61 人、町外 72 人）
事業区分	継続
事業内容・方針	今後も待機児童ゼロを維持できるよう、保育環境の一層の充実を図るとともに、より一層、安心して子育て・子育てができる環境整備に努めます。また、職員の研修会参加を通して資質向上を図り、適切な保育・教育の提供に努めます。

事業名	延長保育事業
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	開設日数：243 日、利用者数：282 人
事業区分	改善
事業内容・方針	私立木之花保育園の保育時間は、午前 7 時から午後 6 時までですが、延長保育を午後 6 時から 6 時 30 分まで実施しています。町では園に対し、年間 30 万円の補助金を支給しています。 長時間保育を必要とする利用者のニーズに応えるため、引き続き、私立木之花保育園での事業を実施するとともに、公立保育園における実施も検討します。

事業名	障がい児保育事業
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	利用実績なし
事業区分	継続
事業内容・方針	集団保育が可能で、日々通所でき、保育が必要な障がい児の受け入れが可能です。現在利用者はいませんが、受け入れに際しては状況をよく把握し、引き続き受け入れに努めます。また、職員の加配等に係る人的確保を図っていきます。

事業名	休日保育事業
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	未実施
事業区分	改善
事業内容・方針	日曜及び祝日に就労している保護者のニーズはありますが、費用対効果等も踏まえ対応を検討していきます。

事業名	病児・病後児保育事業
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	病気により集団保育が困難な児童を保育する病児・病後児保育を近隣市町との連携により実施しました（病児保育利用者0人、病後児保育利用者0人）。毎年1～2人程の事前登録はありますが、利用者はほとんどいない状況です。
事業区分	継続
事業内容・方針	病気あるいは病気回復期にある児童を、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で預かる事業です。病後児保育は秦野市との連携事業で、病児保育は足柄上郡5町の広域事業で行っています。 利用者は少ないものの、今後も必要な時にいつでも利用できるよう、近隣市町村と連携し、事業を継続していきます。

事業名	乳児保育の促進
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	利用者数 ・なかいこども園：8人（町内のみ） ・木之花保育園：9人（町内3人、町外6人）
事業区分	継続
事業内容・方針	産後の早期復職を希望する保護者のニーズに応えるため、町内公立・私立施設では生後6か月からの乳児保育を実施しています。 保護者のニーズに応えるため、今後も受け入れを継続していきます。

事業名	こども園における預かり保育事業
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	利用児童数：延べ 352 人（なかいこども園）
事業区分	継続
事業内容・方針	本町では、平成 25 年度より、幼稚園での通常の保育時間以降に引き続き子どもを預かる「預かり保育事業」を実施しています。平成 26 年度から幼稚園と保育園を統合して町立の幼保連携型認定こども園となりましたが、事業を継続しています。両親ともに働く世帯も増え、ニーズは高まっており、今後も制度を維持していきます。

第3節 子育て支援のネットワークづくり

【基本施策】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供と、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進するなど、地域連携による子育て支援体制の確立に努めます。

【施策の方向】

事業名	子育て支援のネットワーク化
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、個別ケース会議）において、関係機関での多層的な連携強化を図っています。 (実務者会議：3回、代表者会議：1回) 令和6年度は新たに、子ども家庭総合支援拠点を作り、切れ目のない支援を実施できるように努めました。
事業区分	継続
事業内容・方針	きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質を向上させるため、今後も拠点を中心にして、子育て支援をネットワーク化し効果的な支援を実施していきます。

事業名	保育サービスに関する情報提供
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	町広報やホームページ、「ここdeサーチ」（旧 子育て支援情報サービスかながわ）等により情報提供を行いました。窓口では、「保育所入所のご案内」や「中井町幼児教育・保育施設入園ガイドブック」を活用し、制度の周知を図りました。
事業区分	継続
事業内容・方針	今後も、町広報やホームページ等による情報提供の充実を図るとともに、「保育所入所のご案内」や「中井町幼児教育・保育施設入園ガイドブック」を有効に活用していきます。

第4節 児童の健全育成

【基本施策】

地域子どもたちが、放課後、週末、夏期や冬期の長期休業日等において、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めるため、こども園、学校、児童館、公民館、図書室、児童公園等の施設の活用や、奉仕・体験活動、スポーツ活動、世代間交流などを通じた青少年健全育成活動の促進を図ります。

また、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直りや保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、家庭、学校、保健福祉事務所、警察等が連携し、地域ぐるみで支援に取り組めます。

【施策の方向】

事業名	児童相談事業
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	要保護児童対策地域協議会の会議において、児童相談所・県保健福祉事務所の家庭相談員・町子育て支援センター等と連携して対応しました。また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、切れ目のない支援を実施できるように努めました。
事業区分	継続
事業内容・方針	子どもの生活習慣・しつけの問題・家庭における人間関係・学校生活、引きこもり、不登校など、児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けています。案件によっては、家庭訪問、保健福祉事務所及び児童相談所等関係機関へ連絡を取り対応しています。引き続き、子ども家庭総合支援拠点を中核に関係機関等の連携を密にし、様々な児童等の問題への対応を図っていきます。

事業名	学校カウンセリング事業
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	カウンセラーは年間48回勤務。相談件数は71件（心理検査数は8件）
事業区分	継続
事業内容・方針	こども園、小・中学校教職員、保護者、就学予定幼児、児童・生徒を対象に、いじめ・不登校・問題行動・発達相談等への対応のため、専門家を各学校に派遣し、教育相談を行っています。今後も、こども園や学校と連携を図り、教育相談やカウンセリングを継続して実施します。

事業名	教育支援センター（教育相談たんぽぽ教室）設置事業
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	小・中学校ともに、たんぽぽ教室にて不登校や不登校傾向の児童・生徒の学習支援を行いました。また、相談員は小学校を週3～4日巡回訪問し、個に応じた学習支援を行いました。
事業区分	継続
事業内容・方針	たんぽぽ教室に通室する生徒のニーズや支援の状況に応じて、支援の時間や内容を工夫するなどして、個に応じた丁寧な学習支援を行うことができます。今後は、スクールカウンセラーとも連携し、相談体制の充実を図ります。

事業名	スクールカウンセラー設置活用事業
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	年間35回の勤務。今年度より2名の配置となり、充実した教育相談体制を整えることができました。教育相談コーディネーターや生徒指導担当教員、SSWと連携を図り、生徒や保護者への支援も実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	多感で心理的に不安定な中学生の健全育成に資するため、中学校に児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しています。必要に応じて、小学校へも派遣しています。今後は町のスクールソーシャルワーカーや福祉課とも情報共有を図りながら生徒や保護者への支援体制を充実させていきます。

事業名	公民館活動の推進
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	・一般…趣味・教養16回・166人、文化1回・13人、運動2回・104人、工芸1回・10人、料理4回・38人 ・親子…趣味・教養1回・15人、料理2回・27人、芸術鑑賞2回・130人 ・子ども…趣味・教養6回・64人、工芸2回・27人、運動1回・5人
事業区分	継続
事業内容・方針	文化活動や学習を通じて豊かな感性や社会性を育てるため、様々な事業を推進しています。地域住民の教育文化活動の場として、幅広い人に参加してもらえるよう、今後も多様な講座を開催していきます。

事業名	図書室活動の推進
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	・読書活動推進の取り組みとして、「本の貸出し福袋」を改善センターで11月1日～11月14日、公民館で1月4日～1月17日に実施しました。 ・相互貸借は65冊の借り受けがあり、276冊の貸し出しを行いました。 ・季節、時事に合わせたテーマ展示を実施し、利用者へ様々なジャンルの図書への興味・関心を持つ機会を提供することができました。
事業区分	改善
事業内容・方針	蔵書の充実及び図書室の環境整備に努めるとともに、引き続き読書活動推進員の適切な配置により、レファレンスサービスを向上させます。

事業名	世代間交流・地域交流の促進
事業担当課	教育課・生涯学習課・地域防災課
事業実績 (令和5年度)	自治会運営助成金により自治会支援を行い、各自治会の創意工夫により、ウォーキング、納涼祭など様々な世代間交流事業等が行われています。また、地域活動団体へは、備品貸出制度・まちづくり活動支援補助金制度で活性化を図っています。 一部自治会では、町で普及に努めているニュースポーツのユニカールを通した世代間・地域間交流事業を計画し、実施しました。老若男女問わずに実施できるスポーツが地域に定着してきました。6月の自治会親善大会に向けた講習会として、地域活動振興員を対象とした研修会を4回実施するなど事業の普及啓発に努めました。社会教育団体等においても、小・中学生に対するスポーツ指導など各種生涯学習事業実施の際に交流を図りました。
事業区分	継続
事業内容・方針	自治会や地域活動団体により、子どもたちも一緒に参加できる世代間交流事業が実施されています。各自治会が、地域の実情に合った主体的な活動が進められるよう、引き続き、各種制度の広報に努め、地域の実情に合った主体的な活動ができるように支援を行います。また、スポーツ協会による子どもたちとの世代間交流について、継続に向けた協議・調整を行います。

第5節 経済的な支援の仕組みづくり

【基本施策】

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況に関わらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境づくりに取り組みます。

子どもの貧困問題についての正しい理解と、様々な課題との関連性について啓発を図るとともに、子育て家庭の経済的負担感を軽減するために、各種助成制度、手当等の強化に努めます。

【施策の方向】

事業名	保育料の軽減
事業担当課	福祉課・教育課
事業実績 (令和5年度)	対象児童数 35 人、支給決定 35 人、支給金額：児童 1 人につき上限 10,000 円
事業区分	継続
事業内容・方針	保育所、幼稚園、こども園に在園する児童の保育料に対し年額 10,000 円を補助しています。また、第2子保育料無償化（所得制限あり）も実施しています。今後も保護者の負担軽減のため、制度を継続していきます。

事業名	小児医療費助成
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	医療費助成額：27,250 千円、対象者 1,003 人
事業区分	継続
事業内容・方針	県補助制度が小学校終了前までの通院及び中学校修了前までの入院（所得制限及び一部負担金あり）に対し、町では高等学校修了前までの通院及び入院に対し、すべて所得制限及び一部負担金なしで助成しています。 子育て世帯の経済的負担軽減のため、制度を継続して、状況に応じた改善を行っていきます。

事業名	児童手当の支給
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	対象児童数：延べ 8,862 人、支給総額：96,550 千円
事業区分	継続
事業内容・方針	家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当を、18 歳到達後最初の 3 月までの間にある児童を養育している方に支給しています。 子育て世帯の経済的負担軽減のため、今後も制度を継続していきます。

事業名	就学援助制度
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	要保護及び準要保護就学奨励費補助金 (対象者：71人、支給額：3,484千円)
事業区分	改善
事業内容・方針	経済的理由により、就学困難な児童及び生徒の就学に必要な学用品費、給食費等を援助する制度です。世帯の経済状況及び校長等の所見を基に審査を行い、認定された方へ援助を実施します。 国基準に準拠し、対象費目や単価等を見直し、制度の充実を図っているほか、制度を積極的に活用してもらえよう、複数の言語に翻訳して配布するなど周知方法等を工夫しています。

事業名	奨学金制度
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	中井町育英奨学金（対象者：2人、交付額：120,000円）
事業区分	継続
事業内容・方針	経済的な理由により高等学校・専修学校への就学が困難な生徒に対し、育英奨学金を交付しています。 制度周知や募集チラシ等を複数の言語に翻訳するなど、周知方法等を工夫しています。

事業名	子どもの貧困対策
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	子どもの貧困世帯は把握できていないものの、保育の無償化、保育料への補助、小児医療助成、児童手当等、各種経済的支援を実施しました。
事業区分	拡充
事業内容・方針	既存の保育料の軽減、小児医療助成、就学援助制度等の各種経済的な支援に加え、県及び関係機関と連携し相談体制等の充実を図っています。 子育て世帯の経済的負担軽減のため、今後も制度を継続していきます。

第2章 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

現在、親子の健康の確保・増進をめざし、必要な保健指導、健康診査、健康づくりが進められています。生活習慣病、子どもたちの「孤食」などが増える中で、各成長段階での適切な食事と生活習慣病予防が必要とされています。

さらに、思春期の保健対策、救急医療を含む小児医療対策、不妊に関する相談などの施策が必要とされています。

第1節 子どもや母親の健康の確保

【基本施策】

安全で快適な妊娠・出産ができる環境づくり、子ども一人ひとりの成長・発達を促進する支援、育児支援を視点においた母子保健事業の充実を図り、子どもと親の健康の確保に努めます。

【施策の方向】

事業名	母子健康手帳の交付
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	「里都まちなかいネウボラ」において母子保健コーディネーターが妊婦全員に母子健康手帳を交付しました。 ・母子健康手帳発行数 26 冊（日本語版 25 冊、ポルトガル語版 1 冊） ・町のホームページの子育てページにて、ネウボラ事業に関する情報を発信。
事業区分	継続
事業内容・方針	妊娠届出に基づき、妊婦全員に母子健康手帳を交付するとともに、母子保健コーディネーターによる面接、保健指導を実施しています。 妊娠届出面談（9週頃）、妊婦健診追加補助後期券交付面談（26週以降）、妊婦訪問（34週以降）と妊娠期には3回面談でき、定期的な面談で相談しやすい、切れ目ない支援体制となっており、今後も維持・充実に努めます。

事業名	妊婦健康診査の実施
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	・妊婦健診補助金…総額 105,000 円まで町が負担。（妊婦健康診査補助券交付冊数：26 冊） ・産婦健康診査費用補助：5000 円まで町が負担（交付数 27）
事業区分	継続
事業内容・方針	健康診査受診状況の把握をはじめとし、妊婦の健康管理を図り、妊娠高血圧症候群の予防など、母・児の健康状態の把握と健康管理支援に努めており、妊婦健康診査補助額は県内トップレベルとなっています。

事業名	母親・父親教室の開催
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	産前・産後の母親父親教室を開催しています。 ・産前教室 13 回開催、対象妊婦 30 人、実利用者：妊婦 20 人・夫 7 人、延べ利用者：妊婦 24 人・夫 9 人 ・産後教室 3 回開催、実利用者：妊婦 9 人・夫 4 人
事業区分	拡充
事業内容・方針	妊娠・出産に関する適切な情報提供と、不安の解消を図ることを目的に母親・父親教室を開催しています。妊婦とその家族が安心して子を産み育てることができるよう、育児相談窓口（子育て支援センター等）の紹介や友達づくり支援、父親への育児情報提供などを行っています。（一部、日曜日に開催） 産前産後と継続した教室への参加で、切れ目のない支援や友達づくりの場となっており、今後も継続していきます。

事業名	妊産婦・新生児・低出生体重児訪問指導
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	・妊婦訪問：23 件 ・産婦：30 件、新生児・乳児訪問件数：29 件 （うち低出生体重児：4 件）
事業区分	拡充
事業内容・方針	母子保健法に基づき、妊産婦、新生児、低出生体重児等の健康状態に応じ保健指導を要する方については、訪問指導を行っています。本町では、妊産婦及び新生児の全戸訪問を実施しています。母子の健康の保持・増進のため、きめ細かなフォローアップに努めます。

事業名	乳幼児健康診査の実施
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	・3～4か月児健診（年5回）：受診者数 30 人／30 人、7か月児健診（3～4か月児健診と同時実施）：受診者数 35 人／35 人、1歳6か月児健診（年4回）：受診者数 33 人／37 人、3歳児健康診査（年4回）：受診者数 33 人／34 人、お誕生前健診（個別健診）：受診者数 34 人／38 人 ※未受診者へは電話連絡等により状況確認及び次回健診の案内を実施しました。 ・乳児健診時に集団にて、食に関する講話を実施し、食のスタート（離乳期）から幼児食への進め方や形態などを説明しました。 ・乳幼児健診にて栄養士による個別指導を実施しました（115 人）
事業区分	継続
事業内容・方針	乳幼児期各期において、健康診査及び保健指導を実施し、疾病又は異常の早期発見、心身の発達、育児全般の相談指導を個々の子どもに合わせて行っています。3～4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査は町保健福祉センターで行い、お誕生前健診（10～11 か月児）は医療機関に委託し個別健診方式で実施しています。すべての乳幼児が、確実に乳幼児健康診査を受けられるよう、未受診者に対する受診勧奨を行っています。健診にて今後も支援が必要となったケースには離乳食講習会や育児相談等の母子事業につなげ、切れ目のない支援ができるように努めています。

事業名	育児相談の実施
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	毎月開催：年12回（偶数月は保健福祉センター、奇数月は井ノ口公民館） 来所者数：59組述べ147人（再計：妊婦3人、乳児42人、幼児25人）
事業区分	継続
事業内容・方針	妊産婦と0歳～就学前までの乳幼児を対象に、年12回の育児に関する適切な情報の提供や、身体計測、不安・心配事の軽減・解消を目的に「育児相談」を行っています。令和6年度より保健福祉センターの育児相談スタッフに助産師を追加配置し、妊娠中から産後の育児不安まできめ細かい支援を提供しています。 育児相談開設日に限らず、町保健福祉センターにて保健師・栄養士がいつでも相談できる体制を整えていますが、今後もさらに利用しやすい体制づくりに努めていきます。

事業名	地域ぐるみの歯科保健対策
事業担当課	健康課・教育課
事業実績 (令和5年度)	・母親父親教室（歯科）5人、歯科教室及び幼児歯科健康診査（年6回）、歯科教室：参加者数37人／37人、2歳児歯科健診：受診者数34人／32人、2歳6か月児歯科健診：受診者数31人／28人 ※未受診者には、電話連絡等により状況確認及び次回健診の案内をしています。 ・2歳6か月児歯科健診で実施している「たまごの会」によるエプロンシアターは、歯の健康を守る啓発活動として、子どもにも親にも分かりやすく、また楽しく学べる機会である。（年6回開催） ・各校・園で歯科検診を実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	妊婦及び乳幼児が歯の健康管理を行えるよう、歯科教室や歯科健康診査における相談・指導の充実に努めています。歯科教室では、令和5年度より助産師もスタッフに加え、授乳相談などの対応を可能としているほか、外国籍住民に対しては、受付時間をずらした来所を案内し、個別対応するなど配慮しています。いずれも引き続き実施するとともに、地域ぐるみで子どもの歯の健康を守る啓発活動を進めていきます。また、フッ化物等を活用したホームケアの推進を図ります。 各校・園での歯科検診を継続して実施していきます。

事業名	子育て期女性の健康管理
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	【健康づくり健康診査】施設（町内医療機関）・集団健診（10月に計3回）にて実施。受診女性：5人 【がん検診推進事業】 ・乳がん検診(30歳以上)：269人（30代:2人、40代:58人、50代:31人、60代:53人、70代以上:125人） ・子宮がん検診(20歳以上)：200人（20代4人、30代:7人、40代:40人、50代:24人、60代:46人、70代以上:79人） 【骨密度測定（育児相談同時実施）】8月29日開催：子育て中の母親6人 【メンタルヘルスケア】産後訪問にてエジンバラ産後うつ病問診対象なる方に対し、全員に実施。要フォロー者へは2週間以内に再面談をし、支援を確実なものとしています。エジンバラ実施数：27人、高得点者数2人。各種健診問診票において、母親の心身の健康状態を把握し支援に努めています。各種健診総数：96人
事業区分	継続
事業内容・方針	【健康づくり健康診査】高血圧・糖尿病・心疾患等の生活習慣病予防と早期発見・早期治療を目的に、35～39歳までの方を対象に健康診査を実施しており、受診者数の増加を図るため、利用勧奨を行います。平成30年度より集団健診だけでなく個別健診も受診可能とし、受診機関の拡大、受診しやすい環境づくりに努めました。 【女性のためのがん検診】乳がん検診は30歳以上の方、子宮がん検診は20歳以上の方を対象に実施します。 【骨密度測定】骨密度測定や栄養指導を実施し、健康増進に役立てます。 【メンタルヘルスケア】新生児・乳児訪問時のEPDS（産後うつ病）チェックなど、産後のメンタルヘルスケアについてのきめ細かな取り組みをはじめ、乳幼児健康診査においても母親の心身の健康状態の把握と支援に努めています。

事業名	予防接種の実施
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	四種混合：126件、二種混合：49件、麻しん、風しん混合：78件、日本脳炎：150件、BCG：29件、不活化ポリオ：0件、子宮頸がん予防ワクチン：68件、ヒブ：115件、小児用肺炎球菌ワクチン：115件、水痘：68件、B型肝炎：88件、ロタウイルス：61件
事業区分	継続
事業内容・方針	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童・生徒を対象とした法律による予防接種を実施しています。 年長児を対象とするMRⅡ期の個別接種勧奨や、小学6年生を対象に接種期限終了を迎える二種混合等の個別接種勧奨を実施するなど接種漏れがないよう保護者向けの啓発等を実施しながら、今後も同様に継続していきます。

事業名	健康づくりカレンダーの作成
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	・令和5年度版を4月に全戸配布、町内公共施設配架（印刷部数 3,500 部） ・令和6年度版を3月に全戸配布、町内公共施設配架（印刷部数 2,800 部）及び紙面は従前よりレイアウトを見やすくなるよう改善し、ホームページに掲載しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	母子保健事業の年間計画を掲載した健康づくりカレンダーを、毎年各戸へ配布しています。あらかじめお知らせすることにより、事業へ計画的に参加していただけるよう促しています。また、事業の案内をホームページに掲載することにより事業の周知に努めます。

事業名	受動喫煙防止の普及啓発
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	・各乳幼児健診にて禁煙を勧めるチラシを配布しました。（対象者 161 人） ・母子健康手帳発行時に本人と同居家族の禁煙の有無を確認し、必要な方には個別指導を実施しました。（指導実施者数 14 人）
事業区分	継続
事業内容・方針	妊娠届の提出時をはじめ、母子保健事業等の様々な機会に、禁煙や受動喫煙防止に関する情報提供を行い、啓発活動を進めています。 妊娠、出産をきっかけに禁煙にチャレンジしてみようと思えるよう、今後も妊娠届出時や各乳幼児健診での禁煙応援指導を丁寧に行っていきます。

第2節 食育の推進

【基本施策】

食を通じて心身ともに健康な子どもの育成や、食を通じた家族との良好な関係づくりが促進されるよう、必要な対策に取り組みます。

【施策の方向】

事業名	食に関する学習機会の確保や情報提供
事業担当課	健康課・教育課・産業環境課
事業実績 (令和5年度)	・母親父親教室 栄養講義：2回（3回／年中1回中止）参加人数：5人 ・離乳食講習会（年6回）：延べ参加者数：21人 ・3歳児親子セミナー 栄養テーマ：1回／年、参加者数：7組（子7人） ・3歳児健診時、食育ボランティアの手作りおやつとレシピ集を配布、延べ参加人数：33組（子33人） ・食を通じた多文化共生事業 調理実習：1回 参加者：外国籍4人 ・小・中学校において、社会科や家庭科、総合的な学習の時間、給食の時間を活用しながら、栄養教諭と連携し、食に関する指導を行いました。 ・稲作体験事業により、小学校に食に対する学習機会を提供しました（5回、各18人）。
事業区分	継続
事業内容・方針	母親教室、離乳食講習会等、母子保健事業において、親子を対象とした食に関する学習の機会の確保と情報提供を進めます。 食育推進計画に基づき、妊娠婦や乳幼児期、学童期・思春期を対象とし、地域の特徴を活かした食育を推進します。 小学生が種まき・田植えから収穫（粃摺り・精米）までの一連の稲作を体験することで、生産の苦労を体験し、食の大切さを学びます。今後も栄養教諭と連携した食育の充実を図ります。

事業名	こども園給食の提供
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	給食献立表・食育だよりを毎月発行しました。また、1～5歳児の園児を対象とした栄養指導として、学年別に寸劇や紙芝居で5回実施したほか、保護者向けの給食試食会を3回実施しました。安定した給食提供のため、調理作業を業務委託しています。
事業区分	継続
事業内容・方針	園児の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える教育的機能を提供しています。 食の安全や園児の健康を維持していくために、給食作業や食材に配慮しながら安全に給食を提供します。また今後も、子どもや保護者に食への啓発を含めた取り組みを継続していきます。

事業名	学校給食の推進
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	・献立表を月1回、給食メールを毎日発行しています。 ・地場産物活用、中井町産及び神奈川県産のものを多く使用するように取り組んでいます。 ・安全で安心な給食提供を図るため、町ホームページにて産地の公表を実施しています。 ・栄養教諭による給食指導を行っています。 ・都道府県郷土料理献立、世界の料理献立を月1回以上取り入れています。
事業区分	継続
事業内容・方針	児童・生徒の発育や健康のもととなる学校給食については、給食センターと学校との連携を図りながら、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導などを推進するとともに、栄養バランスの良い食事の提供や郷土色を取り入れた地場産食材の使用など学校給食の充実にあります。また、児童・生徒の家庭に対しては、献立表や給食だよりを発行・配布するなど情報の提供に努めています。 今後も、安全な学校給食の充実や保護者の負担軽減に努めます。

事業名	食育ボランティア活動
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	食生活改善推進団体より令和5年3月31日付で退会し、中井町食育ボランティアとして活動を開始しました。会員数：25人。受講者数：3人（修了者数3人）。ライフステージに合わせた食育活動、生活習慣病予防に対する食習慣の改善啓発活動を展開しています。 （3歳児健診時のおやつ作りとレシピ集配布（4回）、エンジョイクッキング（1回）、はじめてのおにぎり教室（1回）など）
事業区分	継続
事業内容・方針	生涯を通じた健康づくりの一貫と、地域での食生活改善の活動として、食べる楽しさ、つくる喜びを伝える体験や食を通じた家族・人との関係づくりなどの食育活動を推進しています。

第3節 思春期保健対策の充実

【基本施策】

思春期の子どもに対して、性や薬物についての正しい知識の普及を図るとともに、一人で悩まず相談できるよう専門機関等と連携して支援します。

【施策の方向】

事業名	思春期における健康教育と相談
事業担当課	健康課・教育課
事業実績 (令和5年度)	学校保健では、保健体育科の学習で、思春期における健康教育、全校生徒対象の「薬物乱用防止教室」、中学3年生を対象とした「性感染症予防講演会」を実施した。育児体験等は実施しませんでした。 また、学校からの健康教育に関する要望や依頼への対応を中心に支援を継続的に実施していますが、今年度は未実施でした。
事業区分	継続
事業内容・方針	関係機関で実施している事業との連携を図り、思春期から自分の健康の保持・増進への意識が高まるような健康教育等の支援策を検討、実施しています。 保健体育科の学習だけではなく、講演会等も活用しながら、健康教育を充実させていきます。思春期の心の問題への対応については、学校保健での取り組みはもとより、関係機関、関係職種、外部講師等との連携を図り推進します。

第4節 小児医療の充実

【基本施策】

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう地域医療体制の整備を図ります。

【施策の方向】

事業名	小児医療体制の整備
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	小児科を標榜している町内医療機関数：3医療機関
事業区分	継続
事業内容・方針	将来にわたって産科及び小児科の医師を確保できるように、国・県・医師会等へ働きかけをし、必要な医療ニーズに対応していくことにより、保護者が安心して子育てができる体制整備に努めています。 近隣の市町の医療機関での予防接種、健診等も実施できるように各医師会へ協力依頼を継続して行います。

事業名	二次及び三次救急医療体制の整備
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	県西地区2市8町で、広域二次病院群輪番制事業を継続して実施しています。健康づくりカレンダーに休日急患診療所、夜間・休日に受診できる医療機関情報を掲載しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	近隣の病院等も含めた地域の医療機関、関係機関との連携を図り、生活圏を重視した救急医療体制の充実に努めます。

第5節 不妊に関する相談支援

【基本施策】

県、関係機関との連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりに努めます。

【施策の方向】

事業名	不妊治療（先進医療）費助成事業
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	「中井町不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱」（令和6年4月1日施行）に基づき、生殖補助医療と併用して実施された先進医療を受けた夫婦等に対して1回の治療あたり5万円を限度に助成します。
事業区分	継続
事業内容・方針	町広報、ホームページで本事業についての周知を継続します。

事業名	不育症治療費助成事業
事業担当課	健康課
事業実績 (令和5年度)	平成24年6月20日施行「中井町不育症治療費助成事業実施要綱」に基づき実施。医療機関で不育症と診断された方の治療であること、医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用されない不育症治療費であること等を交付の条件とし、1治療期間ごとの医療費の1/2以内、1年度30万円を助成の限度額としています。（令和5年度申請者：0件）
事業区分	継続
事業内容・方針	町広報、ホームページで本事業について周知を継続するとともに、制度開始以来実績がないため、町内のニーズの把握に努めます。申請があった場合は、神奈川県不妊・不育専門相談センターや不妊治療医療機関などの相談先の案内チラシを配布します。

第3章 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

中学生、高校生等これから親になる世代が、子どもを産み育てることの意義や子どもや家庭の大切さが理解できるように、学校・地域・家庭の教育環境の整備が求められています。

第1節 次代の親の育成

【基本施策】

男女が協力して家庭を築くこと、子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携し効果的な取り組みを推進します。また、思春期における乳幼児とのふれあい体験などの機会を確保し、次代の親の育成支援に努めます。

【施策の方向】

事業名	男女平等教育の推進
事業担当課	地域防災課・教育課
事業実績 (令和5年度)	今年度は、防災士でもある女性タレントを講師に迎え、「みんなでつくる、みんなの防災」みんなにやさしい災害対策をテーマに、講演会を開催。講演会では託児を設けず、会場内にキッズスペースを確保し子どもも参加できる形としました。また、男女共同参画川柳を募集しました。 小・中学校においては、男女混合名簿の使用ができています。また、道徳科や社会科、家庭科などの教科の学習において、男女共同参画社会の形成の大切さ等を学習できています。
事業区分	継続
事業内容・方針	男女平等の意識は、子どもの頃から日常生活の中で形成されるものであり、家庭での教育が重要であることから、家庭教育学級や教育相談の充実により男女共同参画による家庭のあり方についての啓発や情報提供を行っています。また、中学校における技術家庭科の男女共修や、全小・中学校における男女混合名簿の導入、学校行事など教育の様々な場面で男女平等を推進しています。 今後は、年2回の情報誌だけでなく、町の広報誌やSNSにも啓発記事を掲載するなど、多くの人の目に触れるよう工夫し、引き続き意識啓発を図ります。

事業名	乳幼児とのふれあい
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	家庭科の保育分野では、保育実習を実施し、乳幼児に関する学習を行いました。
事業区分	継続
事業内容・方針	思春期の子どもたちが乳幼児とふれあう機会を広げ、命の誕生の喜びや大切さ、子育ての楽しさなどを知り、次世代の子育てにつながるような体験や学習について、関係機関との連携のもと推進しています。 保育実習を今後も継続し、乳幼児への理解や育児への理解をさらに進めます。

第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

【基本施策】

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

【施策の方向】

1. 確かな学力の向上

事業名	教育課程の工夫・改善に関わる研究指定校事業
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	児童・生徒の学力向上をめざし、3校1園連携の授業づくり研究を実施。講師派遣、指導主事派遣の研究会を各校・園で計3回実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	今後も、学習指導要領のねらいの一層の実現を図り、「生きる力」の知的側面からとらえた「確かな学力」を幼児・児童・生徒に育成するため、「教育課程を適切に実施するための指導時間を確保」したり、「伝え合い話し合う授業」や「個に応じた指導」の一層の充実を図ったりするなど、園・学校の特色を生かした実践的な研究を通してその成果の普及を図っています。今後も、園・学校の特色を生かした授業研究を進めます。

事業名	外国人講師設置事業
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	外国人指導助手（ALT）を2名配置しています。全児童・生徒対象。
事業区分	継続
事業内容・方針	国際化の進展や社会のニーズに応じて、こども園・小学校・中学校の子どもが行事・総合的な学習の時間等を通して、直接外国人とふれあい、正しい国際理解の素地を養うとともに、外国語にふれ、慣れ、親しむことができるよう、外国語指導助手を配置しています。今後も小学校のALTのより効果的な活用を検討し、さらなる英語教育の充実を図ります。

事業名	情報教育の充実
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	令和2年度に1人1台の端末の整備が完了しました。今年度は、大型提示装置を各校に1台導入し、活用場面や効果的な活用方法などの研究を行いました。また、教職員に対して情報教育活用研修を実施し、授業目的公衆送信補償制度や著作権、積極的利用と比例して発生するトラブル等について理解を深めました。
事業区分	継続
事業内容・方針	令和4年度に作成したICT年間活用計画に基づく授業実践を着実に推進するとともに、今年度導入した大型提示装置を効果的に活用し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを推進していきます。

2. 豊かな心の育成

事業名	道徳教育の充実
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	学習指導要領の趣旨に基づき、「考え、議論する道徳」をめざして研究を進めることができました。今年度は、中井中学校を会場として、道徳教育研究会を実施し、講師からの指導・助言も受けました。こども園では、道徳性の規範意識の芽生えを意識した教育・保育活動を行うことができました。
事業区分	継続
事業内容・方針	児童・生徒の道徳的心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成として下記の内容に取り組んでいます。 ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。 ・「道徳の時間」において、各教科・領域との関連を図りながら、道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力の育成を図る。 ・体験活動等を活かした心に響く道徳教育の実践を積極的に支援する。 ・保護者や地域の人々の協力を得るなど、各学校の創意工夫と特色を活かした道徳教育の充実を図る。 今後も、上記教育内容の充実に努めます。

事業名	稲作体験事業
事業担当課	産業環境課
事業実績 (令和5年度)	稲作体験事業により、小学校に食に対する学習機会を提供しました（5回、各校18人）。①種まき、②田植え、③草取り、④稲刈り・架け干し、⑤脱穀・精米に児童が参加しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	農業委員や地域の農業者の指導のもと、小学生が、種まき・田植えから収穫（籾摺り・精米）までの一連の稲作を体験することで、生産の苦労を体験し、お米の大切さを学びます。収穫したお米を小学生が調理し、体験した学習の内容を発表する「収穫祭」が開催され、さらに交流を深めています。引き続き、町の産業の一つである農業を、子どもたちに理解してもらうよう実施します。

事業名	文化活動の推進
事業担当課	教育課・生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	4年ぶりに幼児・児童・生徒作品展を開催することができました。また、各校では、芸術鑑賞会も実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	町教育研究会が中心となって、幼児・児童が良質の文化活動にふれあうことができる芸術鑑賞会を開催しています。また、学習成果の披露の場として町内の保育園・こども園、小学校・中学校の幼児・児童・生徒作品展を開催し、文化活動の推進に努めていきます。今後も、工夫を重ね作品展を開催し、文化活動の推進に努めます。

事業名	読書活動推進事業
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	・中井町読書の日に合わせて読書活動推進を図る取り組みとして、標語・ポスターコンクールのほか、読書の日のつどい表彰式を11月3日(土)に実施しました。 ・子育て支援センターや学校、こども園への団体貸出しを実施しました(年間：中学校28冊、小学校407冊、こども園120冊、支援センター476冊)。
事業区分	継続
事業内容・方針	図書室の図書資料整備や環境整備、図書資源のリサイクル、読書活動推進員の派遣、ボランティアとの連携によるサービスの提供、図書室電算システムの活用による情報化推進など、こども園・学校・家庭・地域が連携を図りながら読書活動の推進に努めます。また、標語・ポスターコンクール及び表彰式を開催します。

事業名	児童生徒表彰
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	表彰人数200人(中村小学校42人、井ノ口小学校66人、中井中学校92人)
事業区分	継続
事業内容・方針	学校や保護者、地域住民の推薦により町内の小・中学校へ通う児童生徒全員を対象として表彰を行っていましたが、表彰の価値等を考慮し、表彰基準の見直しを図り、日常生活において文化・スポーツ・その他活動において優秀な成績を収めた児童生徒に対して、努力や成果に対する評価として表彰を行います。

3. 健やかなからだの育成

事業名	スポーツ活動に関する支援
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	平成26年度よりニュースポーツとしてユニカールを推進しており、今年度も練習会、自治会親善大会を開催しました(練習会：4回延べ61人参加、自治会親善ユニカール大会：71人参加、いずれも子どもの参加は無し)。 新たに「モルック」の普及を目的に体験会を開催しました(28人参加、内2人が子ども)。
事業区分	継続
事業内容・方針	ニュースポーツも含めた様々なスポーツ活動に接する機会の提供と、スポーツ人口の増加を図っています。 いずれも子ども参加可としていますが、ユニカールとモルックについては子どもの参加が少ない状況にあるため、開催内容や周知方法を検討していきます。今後も運動を楽しめる機会を充実させるとともに、地域との連携、スポーツ推進委員や地域活動振興員による支援の充実に努めます。

事業名	小児生活習慣病の予防
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	食育担当者会議を5月に開催し、こども園、小・中学校の連携を図りながら、食育の推進に関する情報の交換・共有ができました。また、栄養教諭からも食育の推進に関する助言が得られ、園・各校の食育推進の工夫についても情報を共有することができました。
事業区分	継続
事業内容・方針	肥満、野菜不足、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣や栄養、適正体重等に関する正しい知識の普及啓発を図るため健康指導の充実を図り、小児生活習慣病の予防に努めます。

事業名	口腔の健康管理
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	園・小・中の全園児・児童・生徒に各年1回の歯科検診を実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	歯科検診や健康教育等を通じて、むし歯予防等の口腔の健康管理に取り組んでおり、今後も継続して実施していきます。

4. 信頼されるこども園・保育園・学校づくり

事業名	学校評議員制度の充実と学校評価の推進
事業担当課	教育課、福祉課
事業実績 (令和5年度)	・学校運営協議会を年4回開催することができました。第3回では、各学校部会で学校評価について委員から意見をもらい、第4回では全体での共有を図りました。 ・年3回、評議委員会及び保育参観を開催し、園運営に関して意見聴取を行いました。また、運動会にも出席してもらい、園児の成長を見守ってもらいました。園評価については、12月に保護者及び職員を対象に園評価、自己評価を実施しました。1月には、評価に対する分析と改善策について職員間で取りまとめ、2月の評議委員会議で評議員から評価書案に対する意見をもらいました。
事業区分	改善
事業内容・方針	・学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携・協力し一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくため、地域住民の学校運営への参画の仕組みとして学校評議員制度を立ち上げ、各学校に学校評議員を任命しています。学校評議員や保護者等による学校運営等への外部評価、並びに教職員による自己評価を積極的に進め、その評価結果の公表に努めています。今後も、中井町に1つの学校運営協議会の設置のメリットを生かし、地域の教育力を活用した学校づくりに努めます。 ・評議委員会を定期的で開催し、委員から園運営に関して様々な意見を伺い、改善点を検討しています。また、園評価を保護者、職員双方から実施し、内容を分析・改善することで、保育の質の向上につながるように努めます。

事業名	地域に開かれた学校運営の推進
事業担当課	教育課、福祉課
事業実績 (令和5年度)	・授業参観、学級懇談会等、計画どおりに実施することができました。 ・年9回、未就園児を対象とした園庭開放を実施し、12月19日(火)には5歳児を対象に地域の方々による昔遊びを行いました。
事業区分	継続
事業内容・方針	こども園の一般開放や地域の方を招いた事業を実施する等、地域に開かれた園運営を実施しています。また、神奈川県「学校へ行こう週間」をはじめ、日頃から保護者や地域の人々に学校施設を開放し、学校教育への理解を推進することを基本とし、児童・生徒が来校した地域の人々から学ぶ機会や、地域に出かけて学ぶ機会を積極的に設けています。また、未就園児のための園庭開放や地域の方と触れ合える昔遊びなどを通して交流を図っています。 今後もこれらの取り組みを通して、地域とともにある学校づくり、地域に開かれた園づくりに努めていきます。

事業名	ボランティアの活用
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	スクールコーディネーターを中心に、ボランティア活動を充実させることができました。
事業区分	継続
事業内容・方針	「総合的な学習の時間」の活動や道徳の時間の学習に対する指導、学校図書室の環境整備や本の読み聞かせ、運動部活動の指導など、子どもたちの教育活動の充実のために、保護者や祖父母、地域の人々の協力によりボランティア活動を進めています。 今後はさらに、地域学校協働活動の導入により、地域素材を生かした子どもたちの豊かな学びの場の提供に努めます。

事業名	学校施設の開放
事業担当課	教育課・生涯学習課・福祉課
事業実績 (令和5年度)	井ノ口小学校及び中村小学校において、学校施設の一部(余裕教室2か所と体育館等)を開放し、放課後児童健全育成事業に活用しています。新型コロナウイルス感染症対策として、さらに視聴覚室等を活用し、感染防止に努めました。また、平日の夜間や土日・祝日に体育館やグラウンドなどの体育施設を子どものスポーツ団体など地域の人々に開放しました。夏季休業中は、両小学校において、プールを開放し、多くの人(35日間、723人)が利用しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	小学校の1教室を放課後児童健全育成事業に開放したり、平日の夜間や土・日曜日、祝日に体育館やグラウンドなどの体育施設を地域の人々に開放したりしています。また、夏期休業中は、小学校のプールを地域の人々に開放しています。今後とも関係機関が連携し、学校施設の開放と活用の推進に努めます。

事業名	教職員の指導力の向上（児童教育）
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	町指定研究事業3年目のまとめとして、総合教育会議において、園長・校長による研究の成果と課題を発表しました。また、各学校全教員が1回以上研究授業を実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	公開授業を中心とした校内研究会の充実を図り、外部講師の指導等を活かし、指導方法の工夫・改善に努めています。また、学校外の研究会等にも積極的に参加し、研修の成果を自校の教育活動に反映するよう努めています。 3年間の研究の成果と課題を踏まえ、来年度からは新たな研究テーマで研究授業を進め、教職員の指導力の向上を図ります。

事業名	安全管理と安全確保の推進
事業担当課	教育課・地域防災課・福祉課
事業実績 (令和5年度)	・不審者情報のまちコミメールでの配信 ・子ども安全パトロール員に係る連携（地域防災課、学校、教育課） ・通学路におけるブロック塀の危険箇所の再確認、地域防災課と危険箇所の共有及び安全箇所の周知 ・防犯指導員2名による巡回監視（月2日・約3時間／日）を継続実施 ・施設監視機器を園に設置済み（2か所） ・平成28年度に小・中学校及び保育関連施設周辺に19基の防犯カメラを設置。（24時間体制で稼働） ・地域防災課による小・中学校入口周辺への防犯カメラの設置に加え、木之花保育園では、町の補助金を受け独自に防犯カメラを設置しています。なかいかども園でも、令和4年度に園庭及び入り口周辺を内側から監視する防犯カメラを設置しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、こども園・保育園・小学校・中学校などに警報装置を設置しています。また、児童・生徒の活動時間中は、各施設の安全を確保するために、防犯指導員や防犯安全専門員が巡回しています。児童・生徒には、登下校中の安全を期するため、防犯器具（ブザー）を配布しています。 今後も安全管理と安全確保の推進に努めるとともに、このパトロールの活動について、町民にアピールすることで防犯意識の向上を促します。また、不審者情報について、関係機関等と連携を密に把握し、情報発信に努めます。また、防犯カメラは、犯罪の抑止と事故発生時の検証に活用していきます。

5. 保育・幼児教育の充実

事業名	教職員の指導力の向上（幼児教育）
事業担当課	教育課
事業実績 （令和5年度）	学習指導要領の趣旨に則った校内研究会の充実を図りました。各校で研究協議を工夫し、指導力の向上に努めました。
事業区分	継続
事業内容・方針	公開保育を中心とした園内研究会の充実を図るとともに、公立幼稚園協議会をはじめとした各種研究会に積極的に参加し、その成果を自園の教育活動に反映できるように努めています。今後も、園内・校内研究会の工夫を図りながら、教職員の指導力の向上に努めます。

事業名	人と自然と文化との関わりの推進
事業担当課	教育課
事業実績 （令和5年度）	総合的な学習の時間、理科、生活科、技術・家庭科などの学習を通して、稲作体験や野菜の栽培、メダカの飼育や観察を行いました。
事業区分	継続
事業内容・方針	野菜の栽培や収穫、動物の飼育、保護者や家族の保育参加、調理や遊びを通じた高齢者とのふれあいやこども園児との交流、人形劇をはじめとした文化活動など、今後も自然や人との関わりを大切にしたい体験学習を充実させていく

事業名	3年保育の実施
事業担当課	福祉課
事業実績 （令和5年度）	令和5年3月時点 1号認定：3歳児6人・4歳児6人・5歳児8人 2号認定：3歳児10人・4歳児27人・5歳児17人
事業区分	継続
事業内容・方針	少子化等の社会情勢にかんがみ、早期から人との交流の機会を確保するため、3年保育を実施しています。共働き世帯も増え、保育のニーズも高まっているため、引き続き、なかひこども園での保育を実施していきます。幼児教育にふさわしい環境づくりをめざし、施設の維持管理に努めるとともに、設備の充実を図ることを検討します。

事業名	こども園・保育園と小学校の連携
事業担当課	教育課・福祉課
事業実績 （令和5年度）	井ノ口小学校となかひこども園との交流学习を実施しました。なかひこども園と木之花保育園では、中井音頭の指導や絵本の読み聞かせ、里山遊びなどの交流を行いました。園・小・中の教員間での情報交換や授業・保育参観も行い、「架け橋プログラム研究会」を新たに設置し、園小連携に関する研究を進めました。
事業区分	継続
事業内容・方針	幼児教育から小学校教育への滑らかな接続をしていくために、連絡会を開催し、授業参観、情報交換及び共通理解を实践しており、今後も園・小学校が交流しながら相互理解を図り、連携を進めていきます。

第3節 家庭や地域の教育力の向上

【基本施策】

子どもを地域全体で育てる観点から、学校や家庭及び地域との連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

【施策の方向】

1. 家庭教育の支援の充実

事業名	家庭教育学級の開催
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	委託を行っている3団体それぞれで、講師を招いた講習会等が実施されています。令和5年度については、新型コロナウイルスが5類感染症に移行されたことから、コロナ前の実施内容に戻した形で実施する提案を行い、こども園を除く3小・中学校PTAで実施することができました。
事業区分	継続
事業内容・方針	子どもの健やかな成長と豊かな人間形成のために、地域の自然や文化、家庭教育の持つ意義と重要性について共通の理解を深めることを目的に、これまで開催してきました。 しかしながらコロナ禍によりPTA会員の減少や、成人教育委員会等の廃止など、各PTAを取り巻く環境は厳しい状況下にあり、委託での事業の継続が困難となったことから、令和6年度から委託を廃止し、既存の町事業（青少年育成のつどい等）の中で家庭教育の学習内容を取り入れて実施していくとしています。

事業名	育児サークル活動への支援
事業担当課	健康課・福祉課
事業実績 (令和5年度)	・子育て支援センターのホールや地域集会施設、保健福祉センター会議室等を育児サークルなどへ活動の場として提供しています。また、子育て支援センターでは、子育てサークルと連携して事業を実施しました。 ・保健福祉センター2階の掲示板に子育てサークルの活動内容・紹介チラシを掲示しました。 ・町ホームページ上の子育てページに、サークル情報を掲載しました。 ・和太鼓フィットネス事業に子育てサークル保護者の参加枠を設けました。 (7月12日：8人、9月9日：2人)
事業区分	継続
事業内容・方針	地域の子育て支援を目的に、育児サークル活動等への支援を行っています。 今後も、子育てサークルについての案内掲示やサークルに興味ある方への参加案内を継続します。子どもが少ない地域だからこそ、サークル等で「つながり」を持てるよう、関係者との連携に努めます。

2. 地域の教育力の向上

事業名	青少年育成のための地域への機器材の貸出し
事業担当課	地域防災課・生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	平成27年度より「まちづくり活動備品貸出制度」を開始し、従来のスポーツ関係用品に加え、会議関係物品や放送器具等の町所有備品の無料貸出しを実施し、自治会活動や地域活動の支援を行っています。今年度もスポーツ関係用品、会議関係物品や放送機具等の町所有備品の無料貸出しを実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	まちづくり活動備品貸出制度については浸透してきており、今後とも青少年育成のため地域への活動にスポーツ関係用品、会議関係物品や放送機具等の町所有備品の無料貸出しを実施し、自治会活動や地域活動の支援を行っていきます。

事業名	学校施設の開放（体育施設）
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	地域のスポーツ振興、住民の健康増進のため、夏季休業期間中の両小学校のプール学の一般開放を実施しました。また、小中学校のグラウンドを休日、体育館を平日夜間と休日に町民等に開放しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育委員会の所管する体育館、グラウンド、プールなど学校体育施設の開放を実施しています。今後も、学校施設の町民等への開放を推進していきます。

事業名	少年少女のスポーツ活動の推進
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	総合グラウンドや学校体育施設等の開放を行い、子どもたちのスポーツ活動の場の提供を行っています。また、スポーツ協会が実施している中学生への指導に対する支援、中学生を対象とした足柄上地区一周駅伝・かながわ駅伝への参加者募集協力のほか、各種目の参加案内配布等、子どもたちのスポーツ活動の推進に努めました。足柄上地区一周駅伝・かながわ駅伝には中学生が2名エントリーしました。
事業区分	継続
事業内容・方針	少年野球、サッカー、剣道、バレーボールなど各種スポーツ活動の場の提供、ボランティア指導者による指導を実施しています。また、スポーツ協会等が小・中学校で部活動の指導も実施しています。 今後も総合グラウンドや学校体育施設等の運動施設を継続して開放し、子どもたちのスポーツ活動の場として提供します。また、各スポーツ事業に子どもたちが参加しやすいよう、学校等と連携し、周知・参加促進に努めます。

事業名	ジュニアリーダーの育成
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	・中学生ふれあいスキー&スノーボード教室(山梨県ふじてんスノーリゾート): 参加者 29 人 ・花いっぱいの中井町(万年橋付近花壇整備):中学生ボランティア2人
事業区分	継続
事業内容・方針	キャンプやスキー&スノーボード教室などを通して、ジュニアリーダーとなる人材の発掘及び育成に努めています。また、青少年を対象としたボランティア活動の推進も実施しています。今後も、活動内容について検討し、魅力的な活動内容や広報を通じて、より多くの人材発掘及び育成を図ります。

事業名	まちづくりパートナーの活用
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	人材活用制度として「まちづくりパートナー制度」について広報等で周知をしました。中村小学校の読み聞かせボランティアと図書ボランティア、生涯学習課の健康マラソンの2件の依頼がありました。活用実績は、健康マラソンで7名でした。
事業区分	継続
事業内容・方針	子どもから大人まで各層に対応すべく、人材の発掘に努めるとともに、活用の促進を図ります。また、町の行事や、町民活動の中で、幅広い年齢層で制度が活用されるよう広報に努めます。

事業名	スポーツ協会活動の充実
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	スポーツ協会への補助金交付等により、各種スポーツ活動への支援、育成を行いました。また、スポ協だよりで会員の募集をしており、種目によっては幼少期から、小学生、中学生も見据え、体力向上と体育振興の宣伝啓発や指導を行い、会員間の交流や子育て支援につなげています。小・中学生との関わりでは、パークゴルフ協会による中学1年生とのふれあい交流でのパークゴルフ指導、テニス協会、陸上部等による中学生指導、スポ協主催ペタンク大会への参加案内配布など、スポーツ協会活動への支援を図るとともに子育て支援の推進に努めました。
事業区分	継続
事業内容・方針	本町におけるスポーツの振興を通して、住民の体力づくりと健康の維持・増進を図り、スポーツマンシップの涵(かん)養・スポーツを通してのコミュニティづくりを推進するため、本町のスポーツ協会活動を推進しています。 今後も継続してスポーツ協会への支援を通じ、小・中学生に対する指導やスポーツを通じての交流の機会の充実を図ります。

第4節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【基本施策】

子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、関係機関、学校、家庭、地域の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

【施策の方向】

事業名	保護者に対する教育・啓発の推進
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	家庭教育学級で取り上げるテーマは、毎年PTA役員が決定するため町が指定することはできませんが、令和5年度においても事業説明会において、他自治体の取り組みを参考にした事業提案や情報提供に努めました。
事業区分	継続
事業内容・方針	子どもの健やかな成長と豊かな人間形成のために、地域の自然や文化、家庭教育の持つ意義と重要性について共通の理解を深めることを目的に、これまで開催してきました。 しかしながらコロナ禍によりPTA会員の減少や、成人教育委員会等の廃止など、各PTAを取り巻く環境は厳しい状況下にあり、委託での事業の継続が困難となったことから、令和6年度から委託を廃止し、既存の町事業（青少年育成のつどい等）の中で家庭教育の学習内容を取り入れて実施していくととしています。

事業名	有害図書等における関係者への指導・要望
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	例年、青少年指導員の協力による社会環境実態調査を行ってきましたが、今年度は青少年指導員との調整不足のため実施することができませんでした。学校や保護者から悪質な有害図書等の情報は寄せられませんでした。
事業区分	継続
事業内容・方針	有害図書・ビデオ・ソフト等の存在を把握し、また、地域、警察、関係団体等との連携による情報入手を踏まえ、今後も、悪質な有害図書等の排除のため関係者への指導・要望に努めます。

事業名	環境浄化活動の促進
事業担当課	生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	7月19日（水）及び12月22日（金）に町内の夜間パトロールを実施しました。両日とも、出歩いている青少年の姿は見られませんでした。
事業区分	継続
事業内容・方針	街頭浄化活動や町内の夜間パトロール等を継続して実施することにより、青少年の非行等の抑止にあたっています。引き続き実施し、有害図書、有害自動販売機等有害環境の把握・排除にも努めます。

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育て家庭の日常生活の基盤となるのが、質の良い「住宅」と「まちづくり」です。良好な住宅と居住環境、安全な道路交通環境、安心できる公共施設など、子どもを含めたすべての家庭が暮らしやすいバリアフリーが組み込まれた「まちづくり」が求められています。

第1節 良好な居住環境の確保

【基本施策】

町営住宅の整備や市街地再開発事業が着手される場合、衛生面や健康面に配慮した住宅、保育に関わる支援施設の一体的整備や防犯性の向上など、安心して子育てがしやすい居住環境を整備することに努めます。

【施策の方向】

事業名	町営住宅の入居
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	従来どおり、町営住宅の管理運営を行いました。 (管理戸数5戸、入居戸数5戸、新規募集1件)
事業区分	継続
事業内容・方針	町営住宅の募集にあたっては、低所得者、20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫等を優先して選考しています。今後も公平性を考慮しつつ、適正な管理に努めます。

第2節 豊かなまちづくりの推進等

【基本施策】

妊産婦や子ども、子ども連れの保護者等が安全・安心に利用することができるよう、道路交通環境や公園、公共施設等のバリアフリー化に努めます。また、誰もがお互いに協力し助け合える「心のバリアフリー」の取り組みを進めます。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路・公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことに努めます。

【施策の方向】

1. 安全な道路交通環境の整備

事業名	幹線道路及び町道の整備
事業担当課	まち整備課
事業実績 (令和5年度)	【幹線道路の維持管理】草刈業務委託 【生活道路の整備】町道下庭線道路改良(延長=42m・幅員=5m)、境大橋(新)(町道境平沢線)長寿命化修繕、道路後退用地整備 ほか
事業区分	継続
事業内容・方針	【幹線道路】地域間の交流や災害時における物資等の輸送などが円滑にできるよう、周辺環境との調和を図った道路ネットワークの形成と維持管理に努めます。 【生活道路】安全で安心して利用できる生活道路の整備と維持管理に努めます。

事業名	交通安全施設の整備
事業担当課	まち整備課
事業実績 (令和5年度)	町道安全対策工事：五分一幹線ブロック積補強補修工事(延長=56m)、五所宮地区安全対策(緑帯設置 延長=200m、車道標識設置一式)、橋梁点検、隧道点検ほかを実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	交通量の多い交差点や交通事故が発生しやすい箇所について、引き続き、関係機関などと協議を行いながら、安全な道路環境の整備と維持・管理の向上に努めます。

事業名	公共交通の充実
事業担当課	企画課
事業実績 (令和5年度)	オンデマンドバスの運行を通じて、住民にとって便利で使いやすい交通システムの提供に努めており、概ね利用しやすい環境が保たれている状況にあります。 また、昨年度から実施した妊産婦及び65歳以上の利用者を対象にした、希望のポイントで降車できるサービスの実証実験を継続するなど、更なる利便性向上に努めています。
事業区分	継続
事業内容・方針	今後、さらなる高齢化の進展する中、高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備が求められるとともに、運転者不足の深刻化等により、公共交通の維持が大きな課題となります。路線バスを補完するフィーダー的役割を担っているオンデマンドバスについても、これらの課題への対応として、大型免許を必要としない普通免許で運行できる車両へのダウンサイジングや、IC決済への対応を図ります。 中井町地域公共交通計画に掲げる施策を着実に推進することにより、町民の暮らしを支える利用しやすい地域公共交通の構築をめざします。

事業名	カーブミラーの設置
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	カーブミラーの設置数：2基（総数 614 基）
事業区分	継続
事業内容・方針	危険箇所を最優先し、自治会からの要望箇所の設置を年1回実施しています。今後も、要望の中で優先順位を付けて設置を行い、道路交通の安全に努めます。

2. 安心して外出できる環境の整備

事業名	公共道路のバリアフリー化の推進
事業担当課	まち整備課
事業実績 (令和5年度)	未実施
事業区分	継続
事業内容・方針	引き続き、子どもや高齢者、身体障がい者等の交通弱者も安心して公共道路の利用ができるよう、段差の解消等バリアフリー化に努めます。

事業名	「心のバリアフリー」の推進
事業担当課	福祉課・健康課・教育課
事業実績 (令和5年度)	・子どもの健やかな成長と豊かな人間形成のために、家庭教育の持つ意義と重要性について共通の理解を深めることを目的に、家庭教育学級事業を学校PTA等に委託し、いじめ、人権、豊かな心に関する学習の機会を提供しています。 ・産後ケア・乳児健診は、主任児童委員・民生委員児童委員の連携・協力により実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	町民が互いに相談しやすい環境づくりのため、関係機関・団体と連携し、地域で支え合える環境づくりの啓発に努めています。 本事業のテーマを家庭教育学級で実施するよう強制はできないため、今後も事業の説明会など、PTAの成人教育委員が集まる場において、情報提供やテーマの例の提示などを行い、啓発活動を継続していきます。 子育て中の保護者が委員とつながることが、地域において相談しやすい環境となるため、今後も主任児童委員・民生委員児童委員と連携した事業を実施し保護者の地域でのサポーターを増やしていきます。

3. 安全・安心なまちづくりの推進等

事業名	公園・緑地と自然環境の整備
事業担当課	まち整備課
事業実績 (令和5年度)	・パークゴルフ場スタートマット改修工事 ・中央公園遊びの広場複合型遊具設置工事（長寿命化対策事業） ・公園の維持管理の実施（樹木伐採、植栽剪定、遊具の点検（13公園）、トイレの入替・遊具撤去（2公園）、施設修繕等） ・トイレ環境清掃業務（1公園） ・里山景観維持事業の実施（厳島湿生公園 樹木竹伐採）
事業区分	継続
事業内容・方針	都市公園として整備され、災害時の拠点となる中井中央公園は、遊びの広場や水辺の広場なども含め、住民のスポーツや憩いの場として活用されています。 また、災害時の一時避難場所にもなる児童公園においては、遊具の維持管理に心がけ、防犯対策にも配慮した安全で安心して利用できる公園環境整備に努めるとともに、都市基盤等の整備に合わせ、子育てにも活用できる小公園の整備に取り組んでいます。 公園施設長寿命化計画に基づく都市公園施設の改修を計画的に行い、今後も継続して公園施設の計画的な維持保全を図っていきます。また、公園利用者の利便性の向上、衛生面での環境改善のため、トイレの入替・改修を適宜行っており、今後も継続します。設置から相当の年数が経過している公園及び公園施設が多く、突発的に発生した施設等の改修も生じているため、すべての施設の維持保全が十分には行えていない状況はあるものの、維持保全を継続可能な範囲で行っていくとともに、公園の利用状況を踏まえ、遊具の撤去等の検討を進めます。

事業名	道路の安全確保
事業担当課	まち整備課
事業実績 (令和5年度)	・舗装の傷みの激しい道路の補修を実施しました（境平沢線延長=296m、砂口線延長=149m）。 ・道路の草刈り、側溝清掃を実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	道路利用者が安全に通行できるよう、道路利用環境の整備を継続的に実施します。

事業名	防犯設備の整備と啓発活動の実施
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	・防犯灯設置数：3基（総数1,210基） ・町広報紙等による啓発：「安全安心なまちづくり」記事を広報へ掲載したほか、「振り込め詐欺対策」「窃盗注意喚起」チラシの組回覧を行いました。
事業区分	継続
事業内容・方針	防犯灯設備の新設及び維持管理、広報誌等を活用し情報発信を行っています。今後も、防犯灯については、要望の中で優先順位を付け、新設及び管理を行うとともに、広報紙による情報発信により防犯意識の高揚を図ります。

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

働く男女や企業が、積極的に子育てに取り組んでいけるように、働き方の見直しや企業における子育て支援など、仕事と家庭の両立の支援が求められています。

第1節 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

【基本施策】

仕事と生活の調和の実現や男女の役割分担の見直し等に向けて、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係機関・団体等と連携に努めます。

【施策の方向】

事業名	意識啓発活動の推進
事業担当課	地域防災課・教育課・総務課
事業実績 (令和5年度)	・「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」(令和3年度～令和7年度)を基に仕事と家庭生活が両立できる職場環境の整備を推進し、男性が妻の出産に伴う場合の休暇取得促進や男性の育児休業取得制度の周知等を図りました。 ・防災士でもある女性タレントを講師に迎え、「みんなでつくる、みんなの防災」みんなにやさしい災害対策をテーマに、講演会を開催しました。講演会では託児を設けず、会場内にキッズスペースを確保し子どもも参加できる形としました。また、男女共同参画川柳を募集しました。 ・男女混合名簿の使用等、男女共同参画の理解を深めることができました。
事業区分	継続
事業内容・方針	仕事と子育ての両立のためには、従来の「男は仕事」、「女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を是正し、家族一人ひとりが家庭の大切さを認識し、育児や家事などを男女が協力して担っていく必要があります、「中井町男女共同参画プラン改訂版」に基づき、意識啓発活動を推進しています。 「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に係る活躍状況を年1回公表し、計画の実施状況を点検・評価するとともに、取り組み施策の推進にあたりポスター掲示等を行います。また、あらゆる教育活動において、男女平等を意識した取り組みを推進していくことで、今後も、児童・生徒、教職員への啓発活動を充実させていきます。

事業名	育児・介護休業制度の普及
事業担当課	産業環境課・福祉課
事業実績 (令和5年度)	美・緑なかいフェスティバルで神奈川県かながわ労働センターのブースを設置し、労働関係の啓発を実施しました。また、年間を通して、啓発チラシを配架しています。役場窓口への相談はありませんでした。
事業区分	継続
事業内容・方針	仕事と家事や育児、介護を両立しながら働き続けることができるよう、育児・介護休業制度の相談に応じます。今後、役場において相談案件が生じた際にも適切かつ迅速な対応ができるよう、引き続き、情報集約や関係機関との連携を図ります。また、令和5年度設置した子ども家庭総合支援拠点においても、幅広い相談に対応していきます。

第2節 仕事と子育ての両立の推進

【基本施策】

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、働き続けられる環境整備、職業能力の向上等、また、国、県及び関係機関・団体等との連携に努めます。

【施策の方向】

事業名	民間保育サービスの活用
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	・保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金：147,000 円 ・一時保育事業費補助金：1,600,000 円 ・延長保育事業費補助金：300,000 円
事業区分	継続
事業内容・方針	今後も、施設面から保育内容まで、各種保育サービスの充実及び質の向上を図れるよう支援します。

第6章 子どもの安全・安心の確保

交通安全の整備・啓発、犯罪被害からの防備連携、そして被害を受けた子どもなど、子どもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えと対応が求められています。

第1節 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【基本施策】

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携して学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。

【施策の方向】

事業名	交通安全教育の推進
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	交通安全教室：5回開催 (なかいこども園、木之花保育園、中村小学校、井ノ口小学校で町交通指導隊員及び町駐在所員による交通安全教室を各1回実施開催したほか、2月に県警交通安全教育隊による交通安全教室を1回、こども園で実施しました。)
事業区分	継続
事業内容・方針	町内の保育園・こども園にて町交通指導隊、松田警察署の協力により、手遊び、紙芝居、手品、映画上映、横断歩道の渡り方指導等の交通安全教室を実施しています。また、小学校においても町交通指導隊、松田警察署交通課の協力により、自転車の乗り方指導等の交通安全教室を実施しています。 今後も、交通ルールの大切さを学ぶ教室の各施設年1回程度の実施を継続し、交通安全教育の推進に努めます。

事業名	交通指導隊の指導力の向上等
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	研修等実施回数；1回 (5月：2年に1度実施する任免式後の会議で駐在所員による指導研修を実施しました) 平時より警察等と連携して指導力の強化に努めています。
事業区分	継続
事業内容・方針	地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、警察と行政の連携のもと、今後とも、交通安全教育にあたる交通指導隊の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。

第2節 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【基本施策】

子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進を図るとともに、関係機関・団体との連携強化に努めます。

【施策の方向】

事業名	自主防犯活動の促進
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	安心安全メール配信状況：不審者情報1件、振り込め詐欺（還付金詐欺）2件。 （地域安全情報や松田警察署からの緊急的な事案に関する情報を、防災無線、安心安全メール、湘南ケーブルネットワーク、t v kデータ放送により発信しました。）
事業区分	継続
事業内容・方針	住民の自主防犯活動を促進するため、今後も、防災行政無線等、多方面での情報配信を行い、防犯意識の向上を図ります。

事業名	関係機関・団体との情報交換
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	・関係機関等が開催する会議やイベント等に積極的に参加し、情報共有に努めました。 ・平時から、松田警察署や教育課等との関係機関と情報共有をできる体制をつくり、犯罪情報等に迅速に対応しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、今後とも、学校関係者や警察等との綿密な情報交換・共有に努め、防犯力の向上を図ります。

事業名	パトロール活動の推進
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	・防犯指導員：月2回程度広報車によるパトロールを実施しました。 ・子ども安全パトロール員：可能な時間帯・場所でパトロールを実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	安全監視員、防犯指導員、青少年指導員が、学校付近や通学路等において、P T A等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進しています。今後は、防犯力向上のため、パトロール人員を増員して実施していきます。

事業名	公用車防犯ステッカー貼付による巡回
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	防犯事業で使用する車両に対し、防犯ステッカーの貼付を行いました。
事業区分	継続
事業内容・方針	町職員が公務で公用車を使用する際、「防犯パトロール実施中」と記したステッカーを貼って町内を移動し、不審者等を発見したときは、警察機関、学校等の施設への連絡に努めています。さらに、他の公用車に対しての貼付についても、今後の防犯状況等も踏まえて検討していきます。

事業名	防犯立て看板の設置
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	自治会等からの要望により、防犯上必要と思われる箇所に防犯啓発看板を設置しました。また、既存の看板で劣化の激しいものについては交換を行いました。
事業区分	継続
事業内容・方針	不審者等の犯罪抑止を目的に、町内学校等の施設前に「防犯パトロール重点地区」の看板を設置しており、今後も、松田警察署との連名のもと防犯立て看板の設置推進に努めます。

事業名	防犯講習の実施
事業担当課	地域防災課
事業実績 (令和5年度)	3月に子ども安全パトロール員に対し、研修会を実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	子どもが犯罪等に遭わないようにするために、関係機関と協力して防犯講習の充実に努めています。今後、県が主催する「新任防犯指導員研修会」や足柄上地区1市5町共催の「防犯指導者育成セミナー」が実施される際は、参加を検討します。

事業名	「子ども110番の家」の充実
事業担当課	地域防災課・生涯学習課
事業実績 (令和5年度)	・現在の総設置枚数：中村小学校 149 軒、井ノ口小学校 136 軒 不審者による被害に遭った児童・生徒に助けを求められた場合、被害者の安全確保や自宅等への連絡などに協力してもらえるよう呼びかけを実施しました。
事業区分	継続
事業内容・方針	子どもが危険を感じたときや、困ったことが起きたときの緊急避難場所として「子ども110番の家」を設置しています。現在は小学校PTAが主体となり、その充実に努めています。 設置軒数は減少傾向にあり、制度の認知度も決して高いとは言えず、設置箇所の確認が各学校ともに数年に一度であることから、設置場所がよく把握されていないことが課題となっています。また、設置場所の表示板も古いことから、今後、順次各PTAで更新を検討していきます。

第7章 特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実

児童虐待において保護を必要とする子どもや家庭、ひとり親家庭、障がいのある児童を持つ家庭、貧困状態にある子ども、外国にルーツのある幼児など、支援を必要とする家庭に対し、福祉・医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の協力体制のもと、細やかな対応を行うことが不可欠となっています。

子どもの権利が保障され、子どもの利益が最大限に尊重されるように、相談体制の充実や、養育力不足の家庭に対する支援が求められています。

第1節 児童虐待防止対策の充実

【基本施策】

児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行う保健福祉センターや地域子育て支援センター、利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防します。児童相談所の権限や専門性を要する場合には、事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であるため、関係機関との連携強化に努めます。

また、体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健診やこども園、保育所、学校等も活用して、普及啓発活動を行います。保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことも周知していきます。

【施策の方向】

事業名	虐待防止の相談・支援ネットワーク部会の設置
事業担当課	福祉課・教育課・健康課
事業実績 (令和5年度)	児童虐待ケースに係る情報共有・交換等のため、要保護児童対策地域協議会において実務者会議を実施し、専門職による相談業務も随時実施しました。児童相談所、病院、要保護担当者、社会福祉士、教育主事、保健師、子育て支援センターアドバイザー、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等の関係者によるケース検討会議や児童相談所との定期的な打ち合わせ等、関係機関との情報連携を密に、事案の早期発見及び対応を図りました。
事業区分	継続
事業内容・方針	引き続き、学校、保育施設、母子保健担当所管課、児童相談所、警察等の関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見及び対応、支援を図ります。

事業名	虐待の発生予防
事業担当課	福祉課・健康課
事業実績 (令和5年度)	妊娠期からの関係づくりを十分に行うことで虐待予防に努めました。妊娠届出時面談、妊娠中期の電話・面談、妊娠後期訪問を実施。ハイリスクについては、上記よりも多く面談回数を増やし支援しています。 (令和5年度：助産師による妊娠期支援 面談 23 件、電話 23 件、訪問 18 件) 児童虐待ケースに係る情報共有・情報交換等のため、中井町要保護児童対策地域協議会において、実務者会議・代表者会議を実施しました。専門職による相談業務を随時実施したほか、関係者によるケース会議や児童相談所との定期的な打ち合わせ、関係機関との情報連携を密にすることにより事案の早期発見及び対応力の向上を図りました。
事業区分	継続
事業内容・方針	虐待予防は子どもが生まれる妊娠期からが重要であり、妊娠中に助産師・保健師と良い関係を構築することで、孤立しない子育て、安心して子育てできる環境作りができるため、妊娠期よりすべての妊婦に対して切れ目ない支援を提供しています。 今後も引き続き、学校、保育施設、母子保健担当所管課、児童相談所、警察等の関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見及び対応、支援を図ります。

第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進

【基本施策】

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策に努めます。

【施策の方向】

事業名	児童扶養手当の支給
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	児童扶養手当対象世帯数：48 世帯（うち支給者世帯数：32 世帯）
事業区分	継続
事業内容・方針	離婚などにより、父又は母と生計をともしない児童を養育している母子又は父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するもので、所得制限があります。 今後も、制度の周知、対象となる方の把握と適切な案内を行うとともに、受給者の状況確認を徹底し、受給者に不都合のないよう事務の適正化を図ります。

事業名	ひとり親家庭等の自立、就業支援
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	ひとり親家庭等医療費助成事業受給者世帯：46 世帯
事業区分	継続
事業内容・方針	現在、行っている制度は、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度などがあり、自立支援を推進しています。また、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成申請等の際に、県保健福祉事務所生活支援課や県母子家庭就業・自立支援センターの周知を行い、自立・就業支援等のサポートに努めています。 今後も、現行の事業を継続するため、必要な対応を図ります。

事業名	ひとり親家庭への相談対応の推進
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	ひとり親家庭について、民生委員児童委員、主任児童委員が見守り活動、相談に応じています。内容により各担当者と調整して適切な対応に努めました。
事業区分	継続
事業内容・方針	ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、民生委員・児童委員、主任児童委員及び県の女性相談員との連携を密にして生活指導や相談対応を行っており、今後も継続していきます。

第3節 障がい児施策の充実

【基本施策】

障がい児の「完全参加と平等」を進めていくため、ノーマライゼーションやインクルージョンの理念のもと、健全な児童の育成を図る上で、障がい児の療育体制の強化や障がい児や障がい児の親を支援する総合的な体制の構築・充実に努めます。

特に、障がい児が教育・保育を利用する際には、必要に応じて障がい児相談支援等との連携を図ります。

【施策の方向】

事業名	療育体制の整備
事業担当課	福祉課・教育課・健康課
事業実績 (令和5年度)	健診事後指導教室にて発達障がい疑われる児童や保護者支援を要する親子へ集団活動を通じた助言指導、定期的な心理相談員との面談の機会を設け、より専門的な支援の必要がある対象者には地域活動センター・療育機関を紹介し、連携して支援を提供しました。入園、入学など新しい環境の中で親子が安心したスタートが切れるよう、事前に話し合いの場を設け、親子を新しい支援者へ「つなぐ」支援をし、ニーズのある幼児の把握、近隣幼稚園・保育園、小学校との情報共有や連携に努めました。障がい児支援サービス利用者数2人
事業区分	継続
事業内容・方針	保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携により子どもの障がいの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を図り、子どもの成長に伴った指導・訓練が円滑に進められるようにし、障がいのある子どもを養育する親に対し、その障がいを受容するために必要な知識や情報を提供し、精神面での支援を行います。

事業名	在宅障がい児支援の推進
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	支給決定者数：全体 28 人 (うち放課後等デイサービス 18 人、児童発達支援 10 人、短期入所 2 人、移動支援 1 人、日中一時支援 1 人、児童計画相談支援 8 人、保育所等訪問支援 2 人)
事業区分	継続
事業内容・方針	在宅で生活する障がいのある児童について、障害児通所支援や障害児入所支援などの障がい児支援や、移動支援や日中一時支援などの地域生活支援事業を推進しています。 今後も、障がい児又は支援が必要な児童に適切な療育及び相談が受けられるよう支援することで、福祉の増進を図ります。

事業名	障害児補装具費支給事業の実施
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	・ 障害児補装具費支給事業 令和5年度実績なし ・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 令和5年度の実績 1件（修繕）
事業区分	継続
事業内容・方針	障がいのある児童の身体機能を補完・代替し、日常生活動作や就学・就労を支援するための補装具の購入・修理費の支給を行っています。今後も、障害児または支援が必要な児童に適切な療育及び相談が受けられるよう支援することで、福祉の増進を図ります。 また、身体障害者手帳の交付対象とならないため、上記の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して補聴器購入等に要する費用の助成も行っています。

事業名	障害児日常生活用具給付事業の実施
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	令和5年度実績なし
事業区分	継続
事業内容・方針	在宅で身体等に重度の障がいのある児童に対し、日常生活の便宜を図ることを目的に、日常生活を送る上で必要な生活用品を給付しています。 今後も、障がい児又は支援が必要な児童に適切な療育及び相談が受けられるよう支援することで、福祉の増進を図ります。

事業名	特別支援教育児童・生徒の就学補助の実施
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	特別支援教育就学奨励費（対象者：11人、支給額：250,000円）
事業区分	継続
事業内容・方針	特別支援学級等へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額の援助を行っています。国基準に準拠して、対象費目や単価等の見直しを行い制度の充実を図り、複数の言語に翻訳して配布するなど周知方法等を工夫しています。今後も継続して実施します。

事業名	特別支援教育の推進
事業担当課	教育課
事業実績 (令和5年度)	特別支援教育担当者研究会を開催し、情報交換・情報共有を行いました。 ・ 介助員配置（中村小1人、井ノ口小4人、中井中1人） ・ 学習支援員配置（中村小1人）
事業区分	継続
事業内容・方針	知的発達症や学習症（LD）、注意欠如・多動性（ADHD）、自閉スペクトラム症等、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、国・県のグランドデザインに基づき、教員の資質向上を図りつつ、相談支援業務を含め適切な教育的支援に努めています。また、個々のニーズに応じた指導方法について研究を重ねています。今後も、支援や指導方法について研究を重ね、特別支援教育やインクルーシブ教育の推進に努めます。

事業名	障害児福祉手当の周知
事業担当課	福祉課
事業実績 (令和5年度)	相談件数：0件。対象者がおらず、周知することができませんでした。
事業区分	継続
事業内容・方針	日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障がい児に対して、障がい児福祉手当の制度を手帳交付時に周知しています。事務所管は、小田原保健福祉事務所足柄上センターとなっています。

事業名	特別児童扶養手当の支給
事業担当課	福祉課
事業実績 (平成5年度)	対象児童9人、受給者8人
事業区分	継続
事業内容・方針	身体又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護又は養育している人を対象に、特別児童扶養手当を支給しています。今後も、障がい福祉担当者と連携しながら、制度周知を行っていきます。

第4節 外国につながる子どもへの支援

【基本施策】

外国につながる子どもが教育・保育を利用する際には、当該子どもや保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、利用手続きを行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても、基本的な情報や必要な書類の提供を行うことに努めます。

【施策の方向】

事業名	外国籍住民に対する支援
事業担当課	全課
事業実績 (令和5年度)	増加する外国籍住民の実態の把握及び今後の対応策の一助とするため、実際に町内に在住する外国籍住民4人に対してヒアリングを実施しました。また、多文化共生事業として、国際交流イベント「はじめてのおにぎりきょうしつ」を企画・開催しました（外国籍参加者：2人、日本籍参加者：2人）。
事業区分	継続
事業内容・方針	役場のすべての窓口において、外国籍住民への対応がスムーズに行えるよう、外国語の対応マニュアルの整備を進めると同時に、必要に応じ翻訳機を購入するなどの対応を行います。 また、言葉の壁により地域の人々との交流（自治会加入など）ができていないと考えられることから、町として、外国籍住民が気軽に相談できるような仕組みを構築するとともに、地域とのつながりが持てるよう、地域住民と外国籍住民が互いの理解を深められるような交流イベントを今後も実施していきます。

V 計画の推進

第1章 計画の推進体制

本計画における各種施策の取り組みにあたっては、子どもの最善の利益を守るために、最大限の努力を払う必要があることから、家庭、地域、保育・教育機関、行政等町全体が連携を図りながら取り組んでいきます。こうした観点から、本町では、計画の実現に向けた関係機関との推進体制とフォロー体制を確立し、整備・発展させていきます。

第1節 計画の推進体制の確立

1. 庁内における推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、福祉課を担当事務局とした庁内計画推進組織を設置し、全庁的な体制のもとで、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、その後の対策を実施していきます。

2. 子ども・子育て会議の設置

本町において、すべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するため、「子ども・子育て会議」を設置します。

この会議において、本計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。

第2節 住民への周知と意見聴取

子ども・子育て会議での意見交換だけではなく、広く住民からの意見・要望を聴取し、今後の取り組みに生かしていくことが重要です。そのため、計画策定にあたってはパブリックコメントを実施するとともに、本計画の実施状況に関わる情報を広報紙やホームページにより、住民にわかりやすく周知を図ります。

そして、住民から意見等を聴取した後、庁内計画推進組織において計画や施策の内容等に反映させることを検討します。

第3節 家庭、地域、保育・教育機関等との連携

家庭、地域、保育・教育機関は、子どもを育む基礎となる場です。子どもに最も近く、子育てに関わる多様な人々や組織と緊密な連携を図りながら、本計画と関連する諸事業を推進していきます。

第2章 計画の点検・評価・公表

本計画における各種基本施策の取り組みにあたって、計画期間における毎年度の施策の進捗状況を把握・点検し、整備や軌道修正の必要な部分に関して協議・検討を行い、今後の取り組みに活かします。

第1節 計画の点検・評価

計画策定後も、庁内計画推進組織及び子ども・子育て会議において、毎年度の計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行っていきます。

点検・評価にあたっては、各施策・事業の優先度の調整や事業内容の改善を図り、必要に応じて、本計画の見直しも行うなど、今後の取り組みに活かしていくこととします。



第2節 計画の公表

毎年度の点検状況を、中井町子ども・子育て会議をはじめ住民に公表し、周知を図ります。

VI 資料編

資料1 中井町子ども・子育て会議条例

資料2 中井町子ども・子育て会議委員名簿

資料3 策定までの経過

中井町第三期子ども・子育て支援事業計画素案

令和7年1月発行

発行 中井町

編集 中井町福祉課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

TEL (0465) 81-5548 (直通) FAX (0465) 81-5657

<https://www.town.nakai.kanagawa.jp>